

# 三重県消防広域化推進計画（改訂版）

三 重 県

平成 26 年 3 月

## 目 次

第1章 消防の広域化の経緯・取組状況	…… P1
1.1 消防の広域化の経緯	
1.2 全国の取組状況	
1.2.1 広域化の取組状況	
1.2.2 広域化が進まなかった理由	
1.3 三重県の取組状況	
1.3.1 広域化の取組状況	
1.3.2 広域化が進まなかった理由	
第2章 消防の広域化の必要性	…… P7
2.1 三重県の現況と将来の見通し	
2.1.1 消防を取り巻く環境の変化	
2.1.2 消防の現況と将来の見通し	
2.2 広域化の取組の継続の必要性	
第3章 消防力の向上に向けた取組	…… P30
3.1 三重県消防広域化推進計画の見直し	
3.2 消防広域化の進め方と推進する地域	
3.2.1 消防広域化の進め方	
3.2.2 県内各地域における展開	
第4章 消防力の向上のために必要な措置	…… P35
4.1 広域化推進のために必要な措置	
4.1.1 重点地域の指定	
4.1.2 国の支援措置	
4.1.3 県の支援措置	

# 第1章 消防の広域化の経緯・取組状況

## 1.1 消防の広域化の経緯

近年、都市構造が複雑化し、住民ニーズも多様化する中で、災害や事故の態様もまた多様化や大規模化が進んでいます。消防は、こうした社会環境の変化に的確に対応し、住民の生命、身体及び財産を守るという重大な責務を担っています。

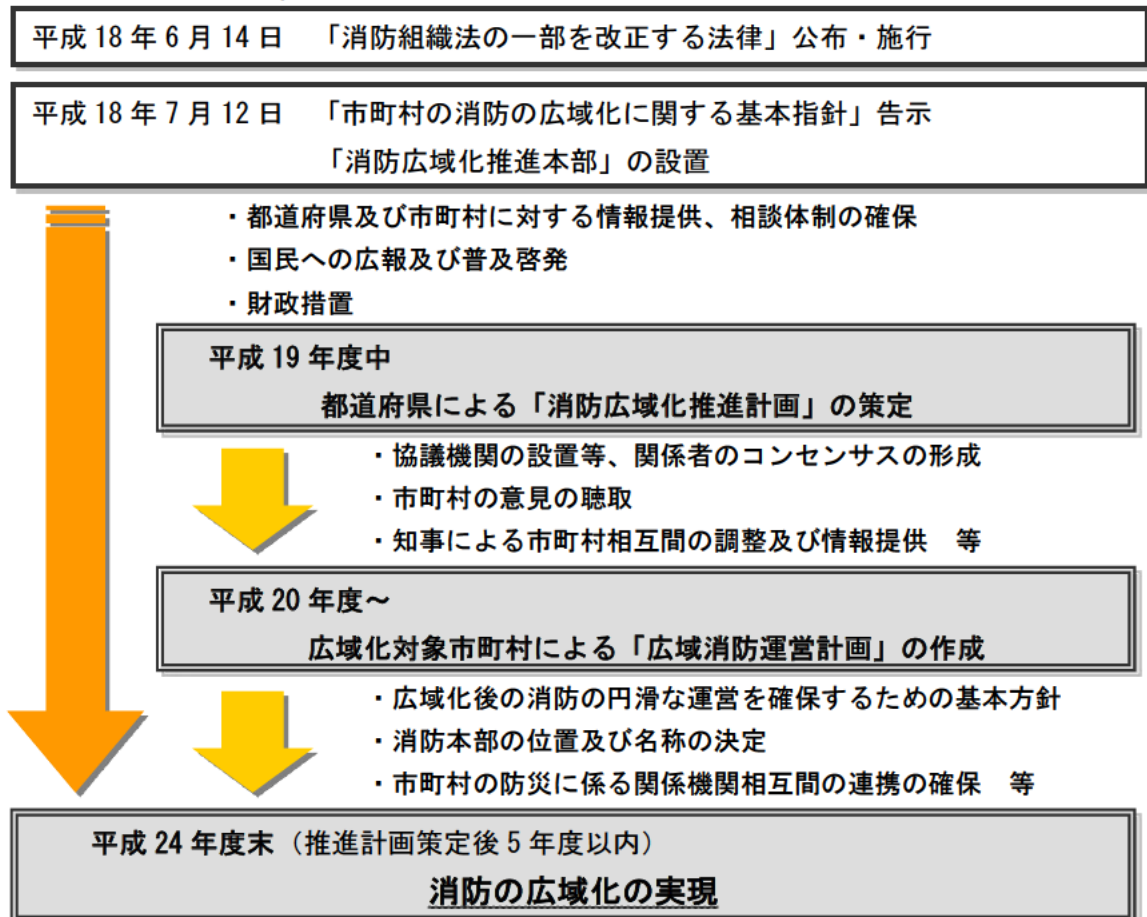
しかしながら、小規模な消防本部においては、出動体制、保有する消防車両、専門要員の確保等に限界があることや、組織管理や財政運営面で課題を抱えているなど、消防の体制として必ずしも十分ではない実態が見受けられます。

これらの課題を克服するためには、消防を広域化して行財政上の様々なスケールメリットを実現することが極めて有効であるとの考え方から、総務省消防庁は、消防の広域化を推進するため、平成18年6月に消防組織法の一部を改正し、同年7月に「市町村の消防の広域化に関する基本指針」（以下「旧基本指針」という。）を定めました。

そして、旧基本指針の中で、各都道府県は平成19年度中に「消防広域化推進計画」を、また、その後5年度以内（平成24年度末）に、広域化対象市町村は「広域消防運営計画」を各々策定し、広域化を実現することとされました。

なお、旧基本指針においては、広域化の規模は、管轄人口が概ね30万人以上の規模を一つの目標とすることが適当であるとし、地域の実情にかかわらず、全国において同様に推進することを前提としていました。

### 消防広域化のスケジュール（旧基本指針）



こうして、全国一律で広域化に向けた取組が進められ、広域化実現の期限とされた平成24年度末を迎えましたが、全国的にも広域化は十分な進展を見せていません。

そうした中、総務省消防庁は、広域化を進める上で様々な課題があったとしながらも、広域化を達成した消防本部においてはそれらの課題を乗り越えた上で住民サービスの向上等を実現している実績があること、また、旧基本指針に定める広域化の推進の期限後もなお小規模消防本部が多数存在しており、消防防災体制の強化が必要であること等を理由に、広域化を引き続き推進することが必要であるとして、平成25年4月1日、旧基本指針を改正し、広域化の実現の期限を平成30年4月1日まで延長することとしました。

ただし、平成25年4月1日に改正された「市町村の消防の広域化に関する基本指針」（以下「新基本指針」という。）において、総務省消防庁は広域化推進の前提であった「広域化は地域の実情にかかわらず、全国において同様に推進すること」との方針を大きく見直しています。

すなわち、広域化の進捗は地域の実情によって左右される面があるものと考えられることから、今後は、広域化を推進するにあたっては地域の実情を尊重することを基本として、第一に、広域化の組合せは管轄人口30万人の規模目標に必ずしもとらわれず、地域の実情を十分に考慮すること、第二に、広域化の取組を先行して重点的に取り組む必要がある地域に、国・都道府県が集中的に支援すること、とされました。

本県におきましても、今後、この新基本指針に沿って、地域の実情を十分にふまえながら、引き続き消防の広域化を推進していきたいと考えています。

### 基本指針改正のポイント

- 広域化対象市町村の組合せを検討する際には、管轄人口 30 万人の規模目標に必ずしもとらわれず、地域の実情を十分に考慮すること
- 広域化対象地域のうち、広域化の取組を先行して重点的に取り組む必要があるものとして、次に該当すると認められるものを都道府県知事が指定、国・都道府県の支援を集中的に実施すること
  - ① 今後、十分な消防防災体制が確保できないおそれがある市町村を含む地域
  - ② 広域化の気運が高い地域

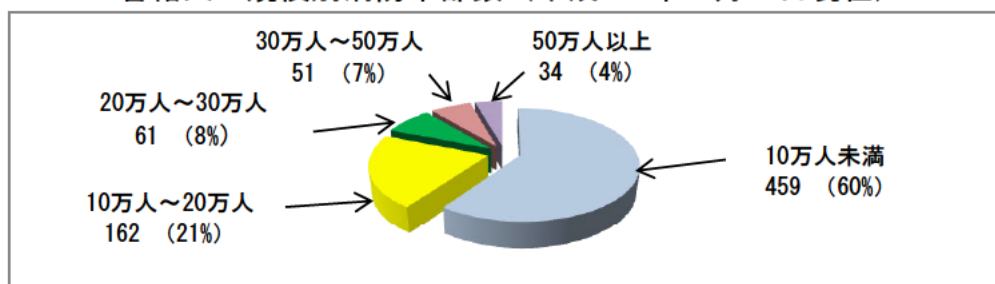
## 1.2 全国の取組状況

### 1.2.1 広域化の取組状況

平成18年度当時、全国の811消防本部のうちには管轄人口10万人未満の消防本部が492本部（60.6%）存在しました。

平成18年の消防組織法の一部改正以降、全国の27ブロックで広域化が実現し、平成19年4月1日から平成25年7月1日までの間に、全国の消防本部数は807消防本部から767消防本部に減少しましたが、管轄人口10万人未満の小規模消防本部が依然として60%を占めている状況です。

管轄人口規模別消防本部数（平成25年7月1日現在）



出典：消防庁HP

### 1.2.2 広域化が進まなかった理由

平成24年3月16日、消防庁長官から消防審議会に対し「東日本大震災をはじめとした大規模・多様化する災害等への消防の広域的な対応のあり方」について諮問があり、平成24年9月7日、消防審議会は、「消防組織法第31条に基づく市町村消防の広域化に関する中間答申」を取りまとめました。

中間答申では、全国的に広域化が進まない理由について、概ね以下の論点を挙げていますが、その背景として、前述した総務省消防庁の方針見直しにもあり、地域の実情にかかわらず、全国一律に広域化を推進してきたところに根本的な課題があったのではないかと思います。

- ① 広域化を巡る市町村間の意見の不一致等（広域化の方式、消防本部の位置、財政負担、組織体制等広域化を進める上で調整が必要な課題や、歴史的経緯に由来する地域間の関係が良好でないことなどに関するもの）
- ② 広域化によるメリットが十分認識できない場合があること
- ③ 広域化により、「小規模市町村に消防力が流出するのではないか」との大規模市町村が抱く懸念や「大規模市町村に消防力が集中するのではないか」との小規模市町村が抱く懸念
- ④ 広域化の結果、市町村（防災・国民保護担当部局、消防団）との関係が希薄になるのではないかと市の懸念
- ⑤ 広域化を進めるための事務負担が大きいこと

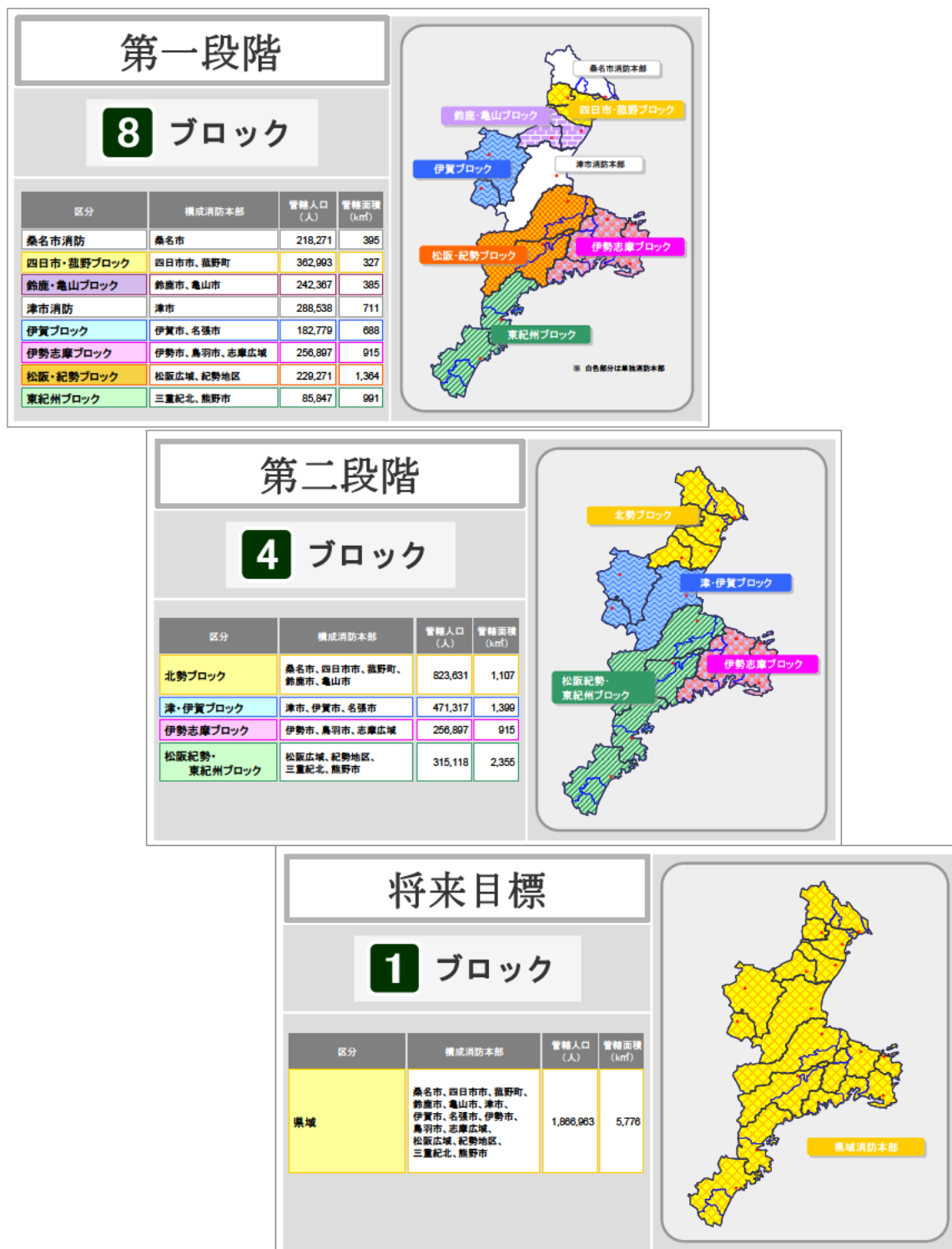
出典：消防審議会「消防組織法第31条に基づく市町村消防の広域化に関する中間答申」

## 1.3 三重県の取組状況

### 1.3.1 広域化の取組状況

本県においては、平成20年3月に策定した「三重県消防広域化推進計画」（以下「旧推進計画」という。）に基づき、将来目標を1ブロック（県域消防本部）としつつ、第一段階として8ブロック、第二段階として4ブロックと段階的に広域化を推進していくこととしていました。

#### 各ブロックにおける広域化対象市町の組合せ



旧推進計画においては、広域化の形として、最もスケールメリットが働くと考えられることから、県域を一つの組合せとした県域消防本部が効果的であるとしながらも、県内全ての市町の合意を得ることに多くの時間を要することから、広域化の期限（平成 24 年度末）内に実現することは困難であると予想されるため、将来目標を県域消防本部としつつ、段階的に広域化を推進していくこととしました。

具体的には、第一段階は、平成 24 年度末までの当面の目標として、管轄人口 10 万人未満の小規模消防本部の解消等を考慮しつつ、より実現可能で一定の効果を得ることができる組合せとして 8 ブロックに、第二段階は、旧基本指針に示された管轄人口 30 万人の規模目標に合わせて 4 ブロックにするというものです。

こうして、本県では、平成 24 年度末までの当面の目標として、県内 15 消防本部の 8 ブロック化に向けて広域化を推進してきたところですが、伊賀ブロック、四日市・菰野ブロックでは広域化に向けた協議が今もなお続けられているものの、他のブロックにおける動きはほとんどなく、結局、広域化を実現したブロックはありませんでした。

### 各ブロックの取組状況

ブロック名	構成消防本部	広域化に向けた取組の状況
四日市・菰野	四日市市消防本部 菰野町消防本部	平成 21 年 12 月に消防広域化研究会が設置され、研究会が 7 回、専門部会が 18 回開催された。現在も協議が継続されている。
鈴鹿・亀山	鈴鹿市消防本部 亀山市消防本部	研究会等の設置に至らなかった。
伊賀	伊賀市消防本部 名張市消防本部	平成 20 年 9 月に研究会が設置され、平成 21 年 3 月には広域消防運営計画策定委員会（任意の協議会）が設置された。委員会が 8 回、専門部会が 59 回開催された。現在も協議が継続されている。
松阪・紀勢	松阪地区広域消防組合 紀勢地区広域消防組合 （旧南島町を除く）	研究会等の設置に至らなかった。
伊勢志摩	伊勢市消防本部 鳥羽市消防本部 志摩広域消防組合 紀勢地区広域消防組合 （旧南島町）	平成 20 年 10 月に消防広域化研究会を設置、平成 22 年 5 月に消防防災研究会（消防の諸課題の調査研究）へ移行したが、広域化への進展はなかった。
東紀州	三重紀北消防組合 熊野市消防本部	平成 21 年 10 月に消防のあり方勉強会（消防の諸課題の検討）が設置されたが、広域化への進展はなかった。

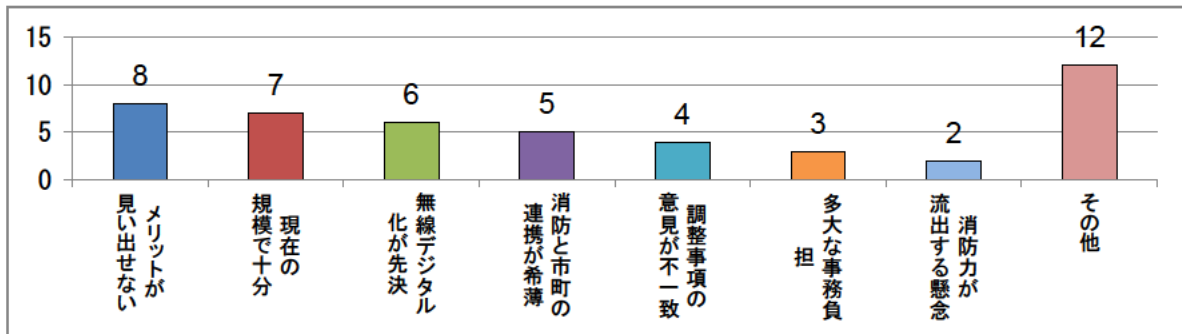
### 1.3.2 広域化が進まなかった理由

本県では、平成 25 年 6 月、県内 29 市町及び 15 消防本部に対して「消防の広域化に関するアンケート調査」（以下「アンケート調査」という。）を実施しました。

その中で、広域化が進まなかった理由として、概ね次のようなことが挙げられており、これらは中間答申の中で挙げられた理由とほぼ同様のものとなっています。

- ・広域化によるメリットが十分認識できない一方で、広域化を進めるための事務負担（給与の統一等）が大きいこと
- ・広域化により、「小規模の方に消防力が流出するのではないか」あるいは「大規模の方に消防力が集中するのではないか」との懸念
- ・広域化の結果、消防本部と市町（防災担当部局、消防団）との関係が希薄になるのではないかと懸念

広域化が進まなかった理由について ※2つまでの複数回答

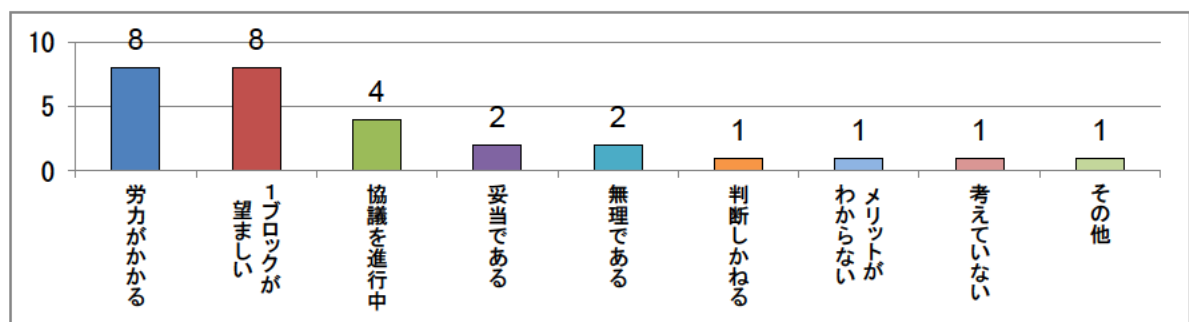


※消防の広域化に関するアンケート調査（平成 25 年 6 月）

また、このアンケート調査で、段階的に広域化を推進することの是非について尋ねたところ、「多大な時間や労力を要する」、「1ブロック（県域消防本部）が望ましい」という意見が多い結果となりました。

「1ブロック（県域消防本部）が望ましい」というのは、段階的に広域化を進めるよりも、最初から最終目標である1ブロック（県域消防本部）を目指すべきという意見と考えられます。

段階的な広域化について ※自由意見を集約



※消防の広域化に関するアンケート調査（平成 25 年 6 月）



## 第2章 消防の広域化の必要性

### 2.1 三重県の現況と将来の見通し

#### 2.1.1 消防を取り巻く環境の変化

平成23年3月に発生した東日本大震災は、各地に甚大な被害をもたらしました。また、同年9月には本県にも大きな被害をもたらした紀伊半島大水害が発生しましたが、最近では、これまでに経験したことのないような局地的な集中豪雨、竜巻等の自然災害も増えてきています。

一方、社会情勢に目を転じると、少子化・高齢化の進展により、総人口が減少するとともに高齢者、特にひとり暮らしの高齢者が増えるなど、人々のライフスタイルにも様々な変化が生じてきています。

また、高速道路等高規格道路の整備が進められる中で、インターチェンジ周辺を中心として沿道利用や産業集積など土地利用の高度化が図られ、都市構造が変化することが予想されます。

こうした自然災害や社会情勢の変化は、以下のとおり消防における新たな課題をもたらすこととなりました。

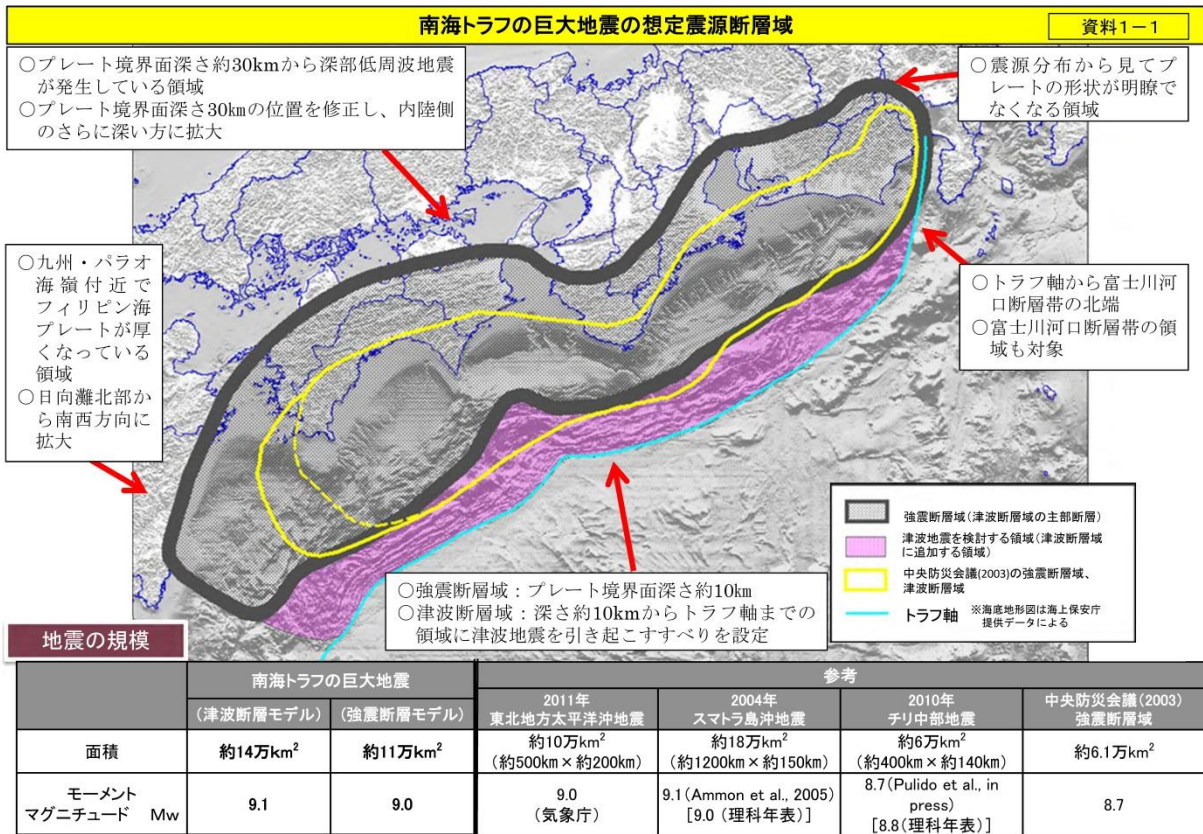
#### (1) 大規模災害等への対応

東日本大震災から3年を経過し、大震災の教訓をふまえた様々な災害対応力の強化がなされてきていますが、今後発生することが予想されている南海トラフ地震や首都直下型地震では、東日本大震災を上回る被害の発生が懸念されています。

また、全国各地で発生する記録的豪雨や台風、竜巻等により多くの被害が出る一方、ホテル、高齢者施設、診療所等における火災や石油コンビナートでの火災、爆発事故などにより、近年多くの方々が亡くなっています。

このような大規模化・複雑多様化する災害、事故をふまえ、さらなる消防体制の強化や安全対策の推進などに取り組む必要があります。

単独の市町では対応できないような大規模・特殊災害等においては、他の市町、県及び自衛隊等の関係機関と協力しつつ、広域的な対応体制を確保することが必要となります。また、複雑化・多様化する災害に十分対応できる適切な体制を整備していくためには、①合理的に人員を配置した警防活動体制及び現場指揮体制の整備、②高度で専門的な知識・経験を有する予防要員の確保、③救急業務の高度化・専門化に的確に対応した救急体制の整備等を図ることが必要となってきます。



出典：内閣府 南海トラフの巨大地震モデル検討会資料

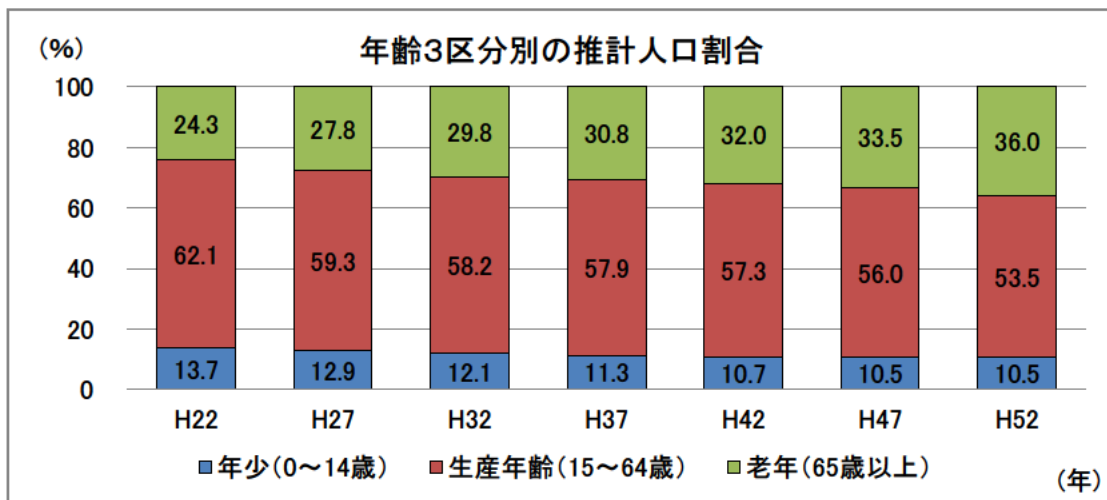
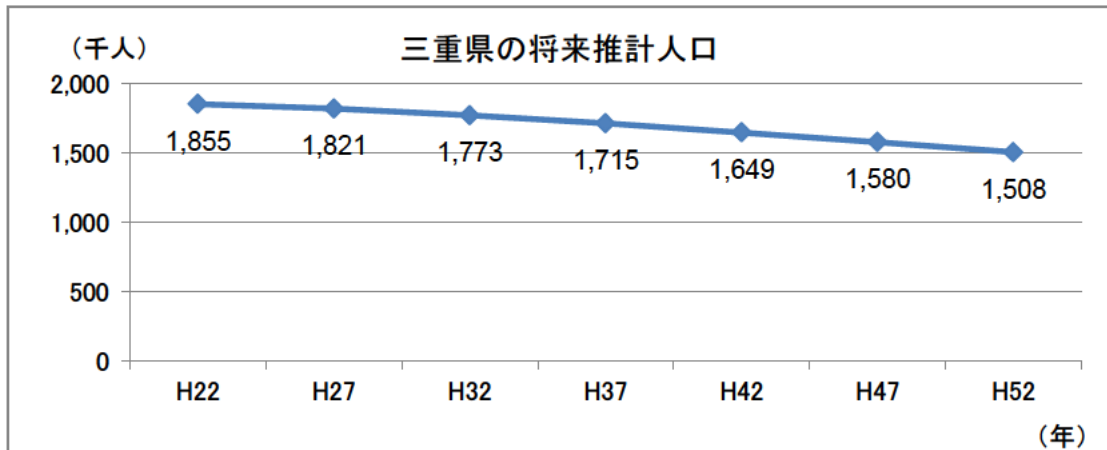
## (2) 少子化・高齢化への対応

本県の人口は、平成20年の186万9千人をピークに人口の減少が続き、平成52年には150万8千人と約2割減少すると推計されています。

年齢階層別で見ると、年少人口(0～14歳)の構成比率は、平成22年の13.7%が、30年後の平成52年には10.5%まで減少する一方で、老年人口(65歳以上)の構成比率は、平成22年の24.3%が、30年後の平成52年には36.0%まで増加するという推計が出されており、少子化・高齢化が一層進展するものと予測されます。

少子化による人口減少により、各消防本部の管轄人口も減少すると考えられることから、今後、各消防本部においては、管轄人口に応じて小規模化が進むことが懸念されます。また、常備消防とともに地域の消防を担っている消防団の団員確保にも大きな支障が生じることが懸念されます。

さらに、高齢者の増加に伴い、急病等の救急需要の増加傾向は今後も続くと予想され、救急業務の重要性が増している消防行政にとっては大変懸念される状況にあるとともに、生産年齢人口の減少に伴い市町財政が一層厳しさを増すことが予想される中で、行財政改革の推進などにより財政面での制約もさらに厳しくなるものと見込まれます。



出典：国立社会保障・人口問題研究所 将来推計人口

### (3) 新たな社会資本整備への対応

県内では、新名神高速道路や紀勢自動車道等の整備が進んでいますが、高速道路やトンネル内での事故等については、一般道路での事故に比べ多くの車両が巻き込まれ、大規模な事故となる可能性が極めて高いと予想されます。

また、高速道路のインターチェンジ周辺は大型施設の建設等によって都市構造が変化することも予想され、交通事故の発生、救急需要の増加、複数箇所での火災、災害発生等に対応できる消防体制が必要となってきます。



委託方式4本部、一部事務組合方式4本部となっています。

県全体の面積は約5,777 km<sup>2</sup>で、消防本部によって管轄面積は約100 km<sup>2</sup>から700 km<sup>2</sup>超までと様々であり、一消防本部あたりの平均管轄面積は約385 km<sup>2</sup>となります。全国の一消防本部あたりの平均管轄面積は約491 km<sup>2</sup>であることから、平均管轄面積は全国と比べると小さい状況にあります。

一方、県全体の人口は1,854,724人（平成22年国勢調査）で、一消防本部あたりの平均管轄人口は約12.4万人です。全国の一消防本部あたりの平均管轄人口は16.6万人であり、全国を下回っています。県内15消防本部のうち、30万人以上の規模を有するのは四日市市消防本部のみで、人口10万人以上30万人未満は5消防本部、10万人未満は9消防本部となっており、比較的小規模な消防本部が多い状況にあります。

消防吏員数は、県全体が2,440人（平成25年4月1日現在）で、消防吏員数が100人未満の消防本部は5消防本部あり、そのうち特に小規模な消防本部（消防吏員数が50人以下）が2消防本部あります。

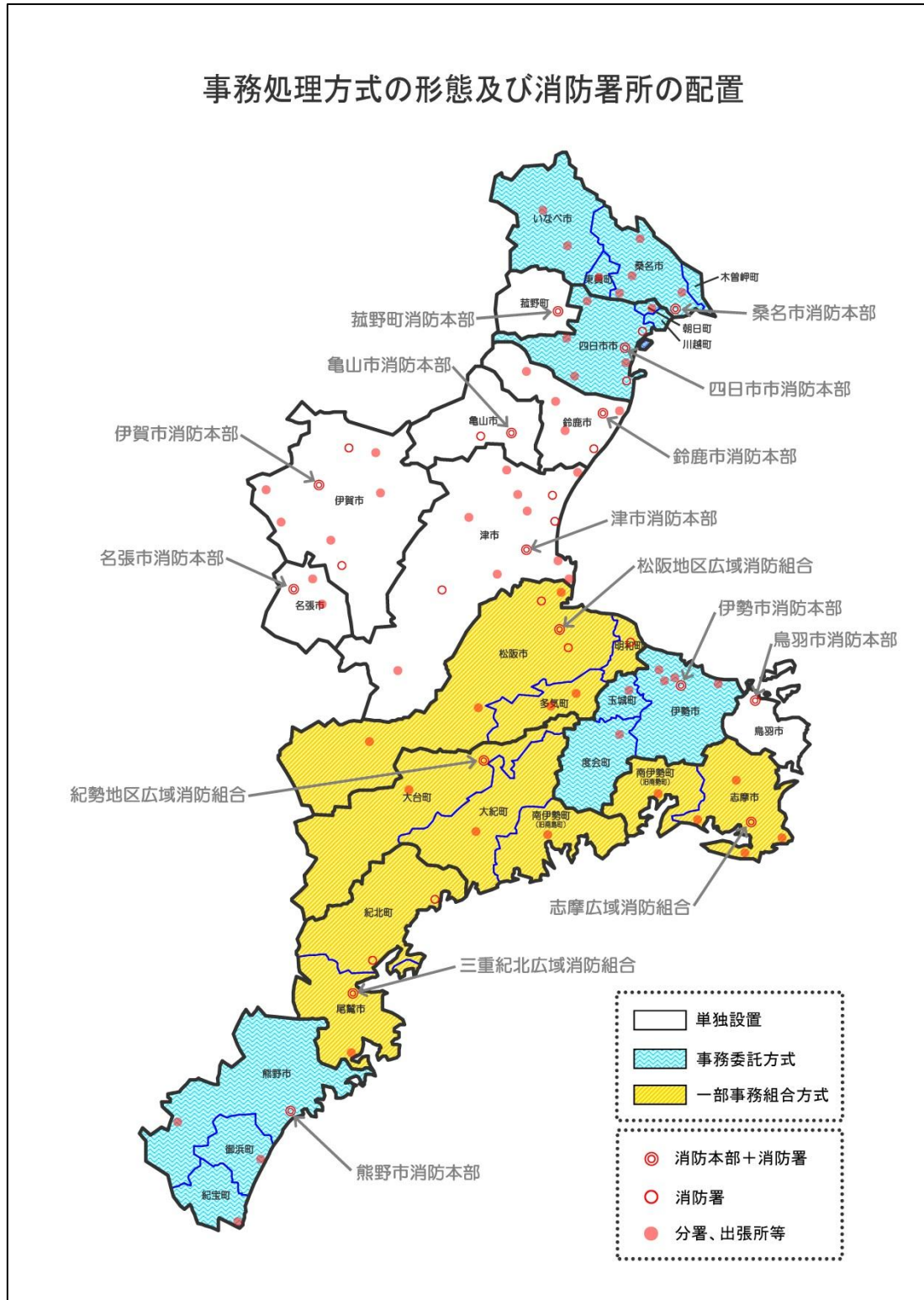
### 県内15消防本部の概況

（平成25年4月1日現在）

消防本部名	消防吏員数 (人)	消防署	分署、 出張所等	H22国調 管轄人口 (人)	管轄 面積 (km <sup>2</sup> )	管轄市町	事務処理 方式
桑名市消防本部	240	1	7	218,490	394.57	◎桑名市、いなべ市、 木曾岬町、東員町	事務委託
四日市市消防本部	325	3	6	331,395	220.28	◎四日市市、川越町、朝日町	事務委託
菟野町消防本部	43	1	0	39,978	106.89	菟野町	単独設置
鈴鹿市消防本部	200	2	4	199,293	194.67	鈴鹿市	単独設置
亀山市消防本部	80	2	0	51,023	190.91	亀山市	単独設置
津市消防本部	345	4	9	285,746	710.81	津市	単独設置
伊賀市消防本部	172	3	5	97,207	558.17	伊賀市	単独設置
名張市消防本部	115	1	2	80,284	129.76	名張市	単独設置
伊勢市消防本部	189	1	6	154,260	384.44	◎伊勢市、玉城町、度会町	事務委託
鳥羽市消防本部	43	1	0	21,435	108.03	鳥羽市	単独設置
志摩広域消防組合	143	1	5	63,339	289.55	志摩市、南伊勢町(ただし、旧南 勢町の区域に限る)	事務組合
松阪地区広域消防組合	273	4	5	206,288	767.86	松阪市、多気町、明和町	事務組合
紀勢地区広域消防組合	89	1	3	26,408	729.63	大台町、南伊勢町(ただし、旧南 島町の区域に限る)、大紀町	事務組合
三重紀北消防組合	104	3	1	38,644	450.17	尾鷲市、紀北町	事務組合
熊野市消防本部	79	1	3	40,934	541.57	◎熊野市、御浜町、紀宝町	事務委託
合計	2,440	29	56	1,854,724	5,777.31	29市町	

※管轄市町の「◎」は事務受託市

## 事務処理方式の形態及び消防署所の配置



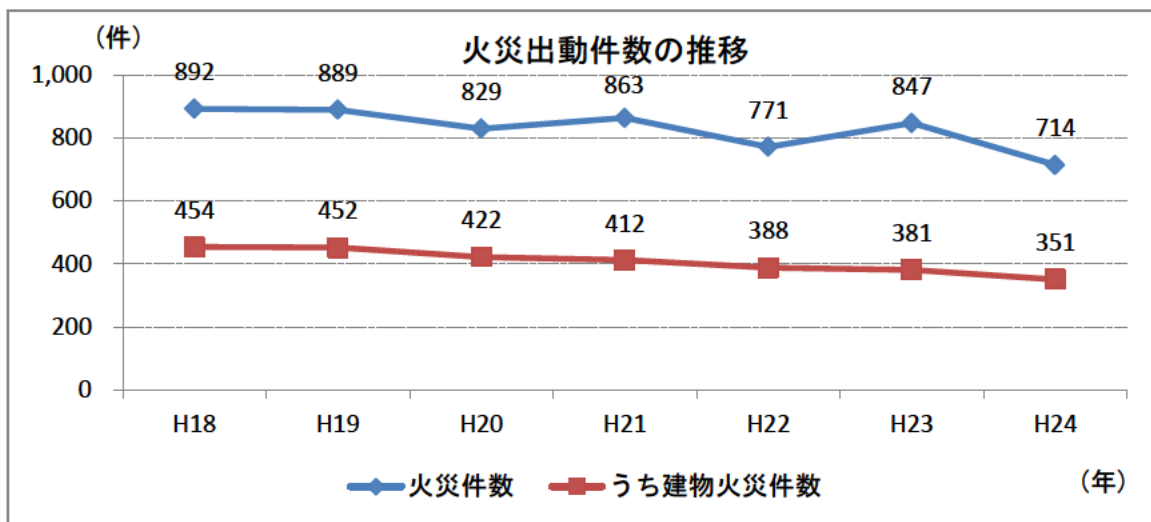
## (2) 消防の活動状況

### ① 火災出動の状況

県内の平成18年から平成24年までの火災件数の推移は、年によって若干の変動はあるものの、ゆるやかな減少傾向となっています。そのうち火災全体の4～5割程度を占めている建物火災件数については、一般住宅の火災が減少しており、全体の件数自体は減少傾向にあります。

消防機関の消防施設・設備については、国が示す「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に定める施設及び人員を目標として、地域の実情に即した適切な消防体制を整備することが求められています。同指針が想定する、建築面積 63 m<sup>2</sup>程度の一戸建ての住宅（2階建て、延床面積 125 m<sup>2</sup>程度）において発生した火災を火元建築物 1 棟の独立火災にとどめるためには、消防本部の規模によっては、第一次出動でほぼすべての部隊が出払うこととなりますが、昨今の厳しい財政事情を考えると、大規模火災や複数箇所での火災のリスクに対処するための消防力の整備は困難な状況にあります。

また、高層建築物の火災や危険物を取り扱う事業所の火災に対応するため、消防ポンプ自動車に加え、はしご自動車や化学消防車を配置する必要もあります。



出典：平成 18～24 年火災報告

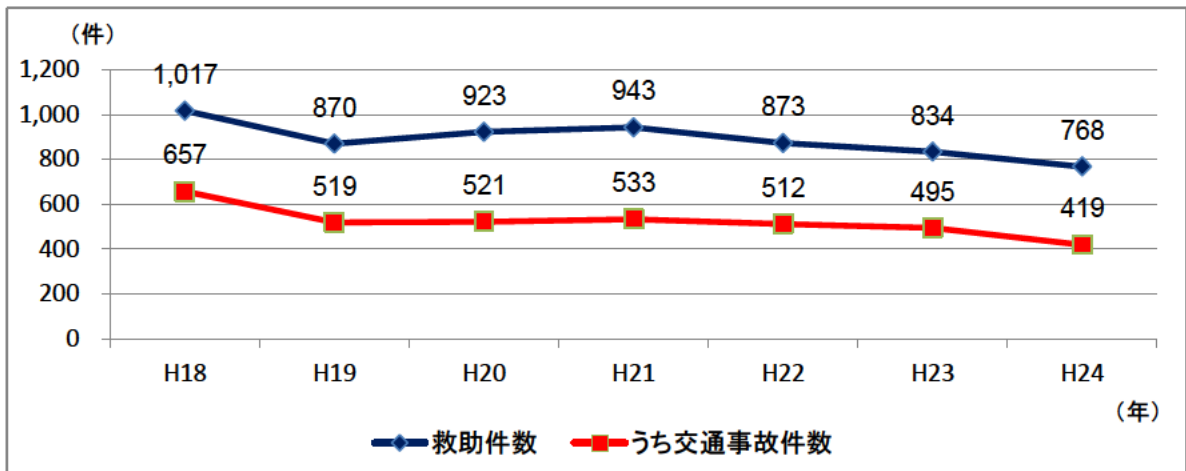
## ② 救助活動の状況

消防機関の行う救助業務は、昭和 61 年 4 月の消防法改正により、救助隊が法的に位置づけられ、対象とする事案は、火災、交通事故、水難事故、自然災害から特殊災害まで広範囲に及んでいます。

県内には 14 消防本部に 23 の救助隊が配置されており、毎年 800～900 件の救助出動が行われています。救助出動件数のうちでは、交通事故によるものが最も多く、全体の 5 割程度を占めています。

水難事故やガス及び酸欠事故等複雑多様化する災害に迅速に対応するために、専門的な知識や高度な技術を要する高度救助隊や水難救助隊の編成や救助隊員の専任化に取り組む消防本部があります。救助活動用資機材は高額であり、一部の消防本部においては設置が困難な状況にあることから、車両、資機材の適正配置が必要です。

### 救助出動件数の推移



出典：救急・救助の現況

### 救助隊の現状 (平成25年4月1日現在)

	救助隊	特別救助隊	高度救助隊	水難救助隊(※)
桑名市消防本部	2			
四日市市消防本部	3	1	1	1
菰野町消防本部	1			
鈴鹿市消防本部	1	1		1
亀山市消防本部	1			
津市消防本部	2	2	1	1
伊賀市消防本部	1			
名張市消防本部	1			
伊勢市消防本部	1	1		1
鳥羽市消防本部	1			1
志摩広域消防組合	1			1
松阪地区広域消防組合	3	1		1
紀勢地区広域消防組合	1			
三重紀北消防組合	4			1
熊野市消防本部				
三重県計	23	6	2	8

※水難救助隊については、出動事案発生時に訓練を受けた隊員によって構成される。

出典：平成25年 救助業務実施状況調

### ③ 救急活動の状況

消防機関の行う救急業務は昭和38年に法制化され、平成3年には、救急現場や搬送途上における応急処置の充実による傷病者の救命率の向上を図るために救急救命士の制度が導入され、より高度な観察及び応急処置を行うことができるようになりました。

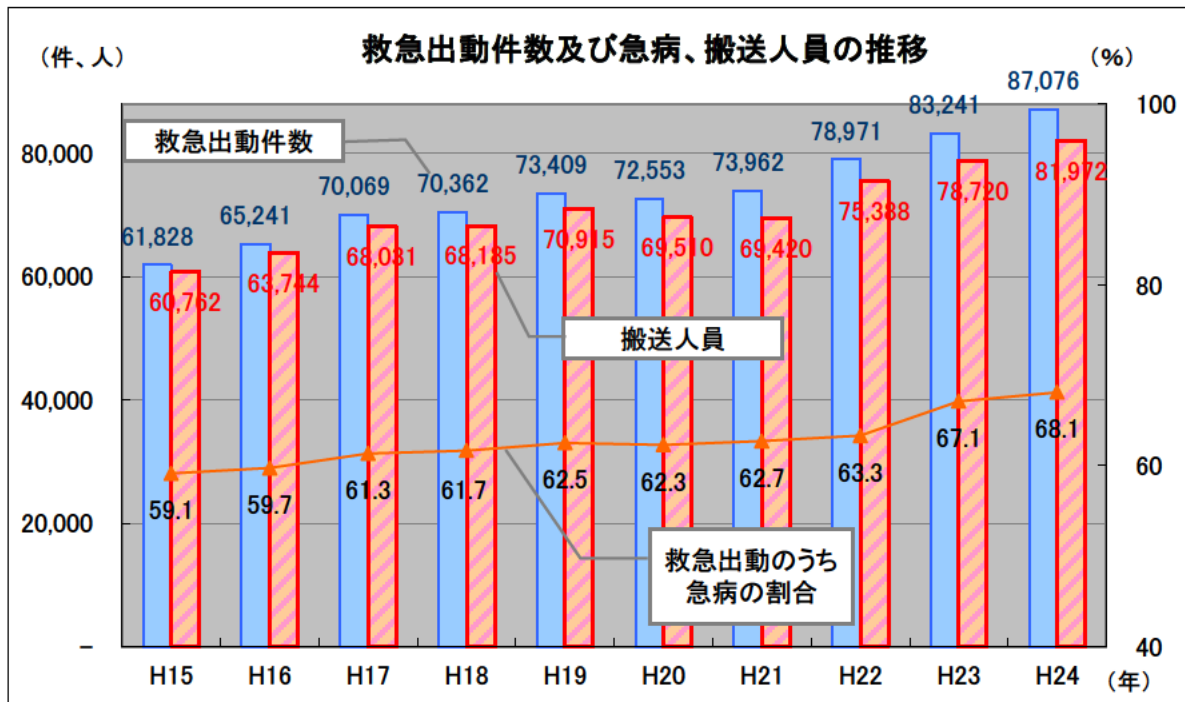
また、近年、救急現場や搬送途上における応急処置の充実、いわゆる病院前救護の質の向上が求められており、救急救命士が行うことのできる応急処置の範囲が、心肺機能停止傷病者に対する除細動をはじめ、気管挿管、薬剤投与等、年々拡大されてきており、各消防本部は救急救命士の養成を推進し、救急体制の充実を図ってきています。

しかしながら、高齢者人口の増加や核家族化の進展などの社会構造の変化に



伴って救急需要が年々増加の一途をたどっており、県内の救急出動件数及び搬送人員は平成18年から平成24年にかけて約20%の増加となっています。救急出動のうち急病の割合も年々増加傾向にあり、平成24年においては全体のおよそ7割近くを占めています。

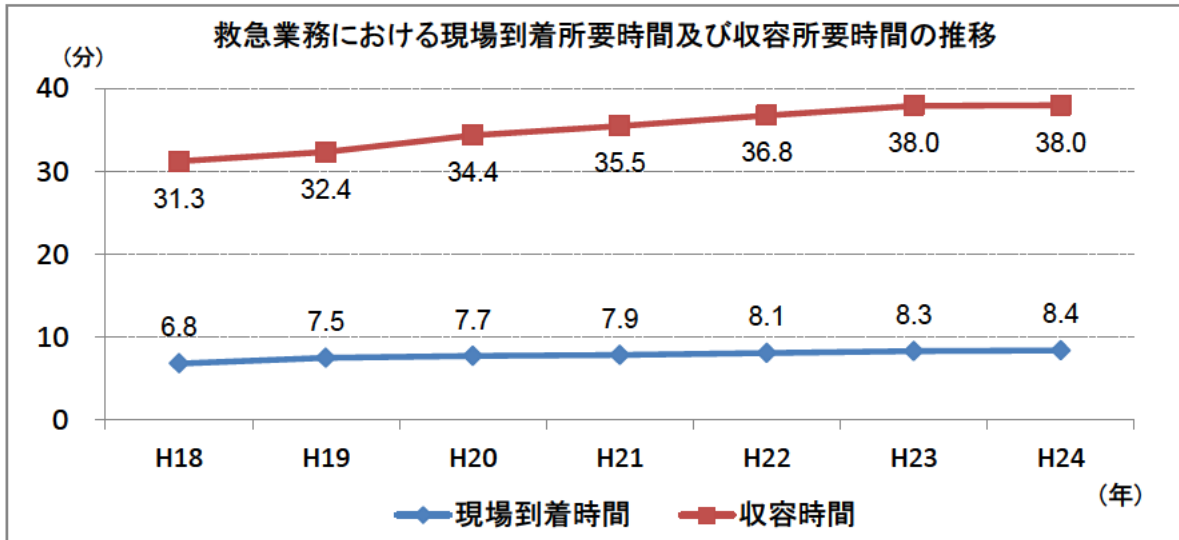
これを消防本部ごとに見ると、すべての消防本部で増加傾向となっており、高齢化の進展に伴い、救急搬送件数は今後も増加すると見込まれます。



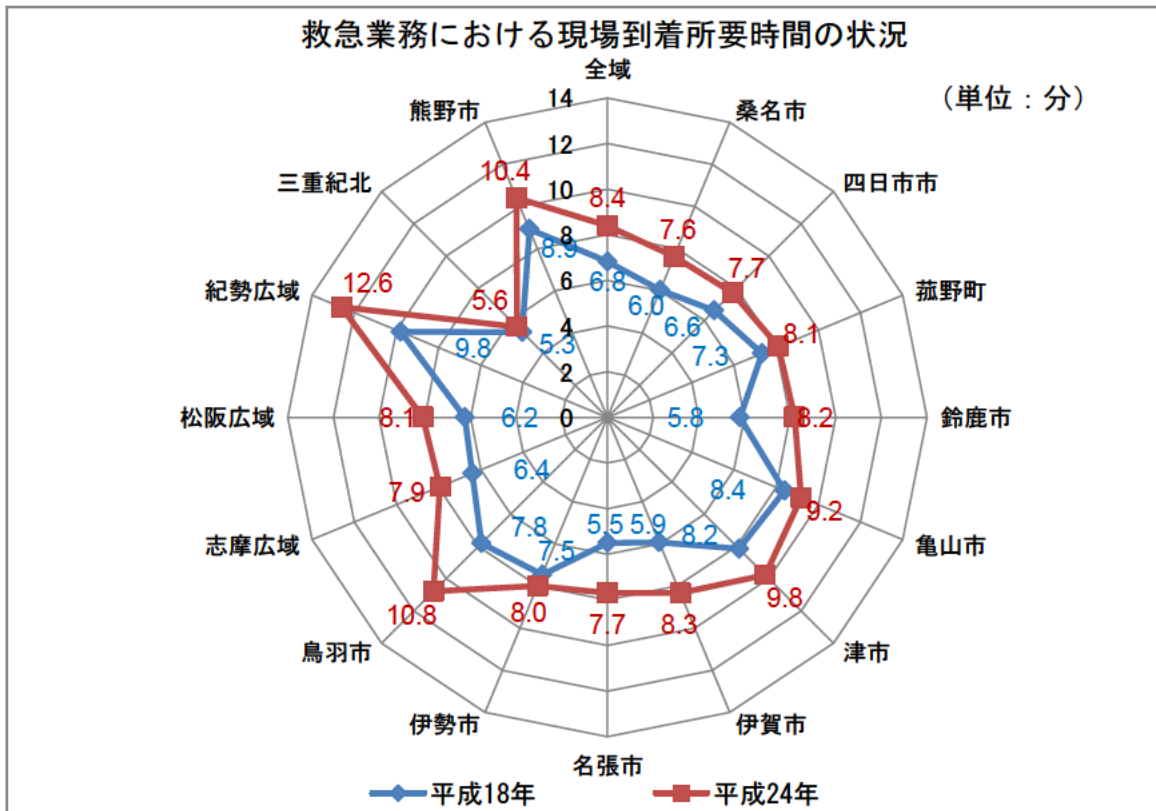
出典：平成16～25年版救急年報報告

また、救急活動における現場到着所要時間及び収容所要時間（119番の覚知から病院収容までの時間）はいずれも増加傾向にあり、特に収容所要時間は、県平均で平成24年には平成18年と比べ約7分増加しています。消防本部ごとに見ても、現場到着所要時間及び収容所要時間ともに増加しており、特に、収容所要時間については、4消防本部で10分以上増加しています。

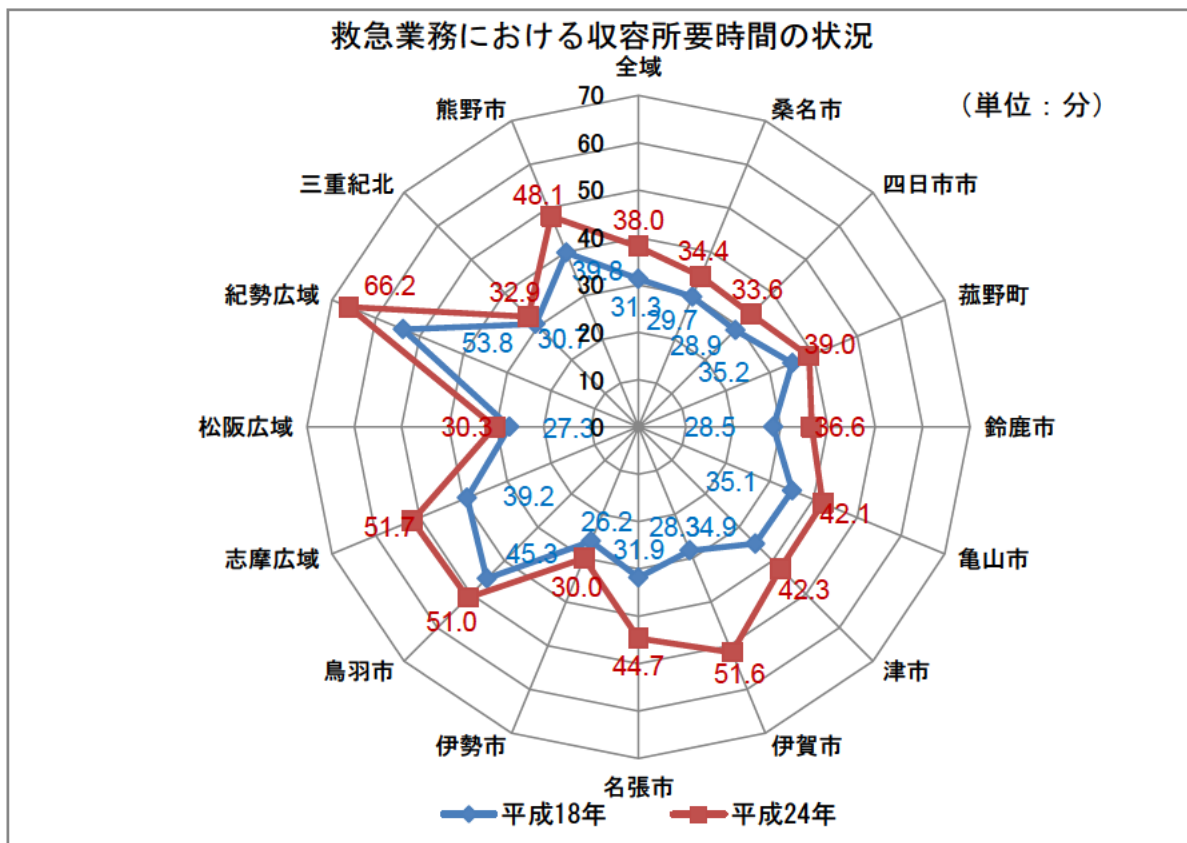
救急出動件数の増加に対して、救急隊数はこの6年間で約4%の増（平成19年4月1日現在99隊、平成25年4月1日現在103隊）にとどまっており、このような救急業務における需給ギャップの拡大に伴い、一件あたりの活動時間が長くなり、その間の当該救急隊の管轄区域での救急体制等に支障が生じ、病院への収容所要時間が長時間化する傾向にあります。



出典：平成 19～25 年救急年報報告調



出典：平成 19 年、平成 25 年救急年報報告調



出典：平成19年、平成25年救急年報報告調

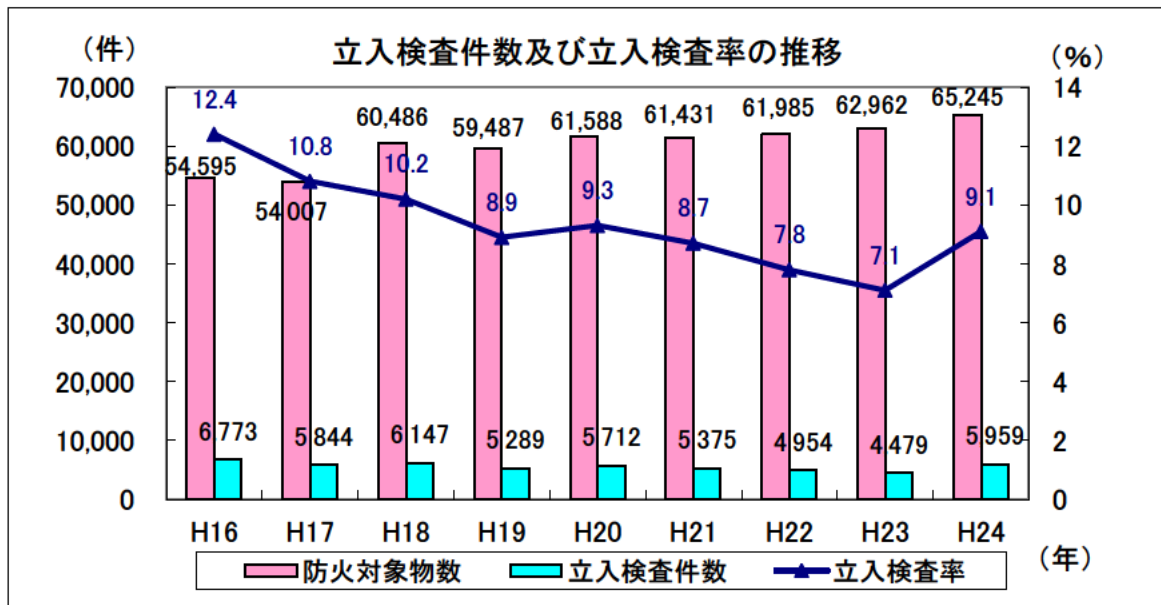
#### ④ 予防行政の状況

これまで、火災予防運動等を通じ、住宅用火災警報器や住宅用消火器等の住宅用火災機器及び防災品の普及、たばこ火災に係る注意喚起広報等の住宅火災対策を推進してきていますが、全国を見ると近年、ホテル火災や比較的小規模な福祉施設において、多数の人的被害を伴う火災が発生しています。

予防行政として、建築確認の同意事務や消防用設備等の設置指導を実施してきているものの、建築物の大規模化・高層化・複雑化に伴い、建築物に関する予防行政を遂行していくためには高度で専門的な知識が不可欠となっており、それらに対応できる人員を確保するとともに、いかに効果的かつ効率的に法令適合や防火安全対策を確保していくかが課題となっています。

県内の防火対象物への立入検査件数の推移を見ると、防火対象物数が年々増加してきているのに対して、立入検査率は減少傾向にあります。(平成24年は、広島県福山市のホテル火災を受けて緊急調査をしたために増加しています)。これを消防本部の規模別で見ると、消防吏員300人以上の大規模消防本部に比べて、それより規模の小さい消防本部の立入検査率が低くなっています。

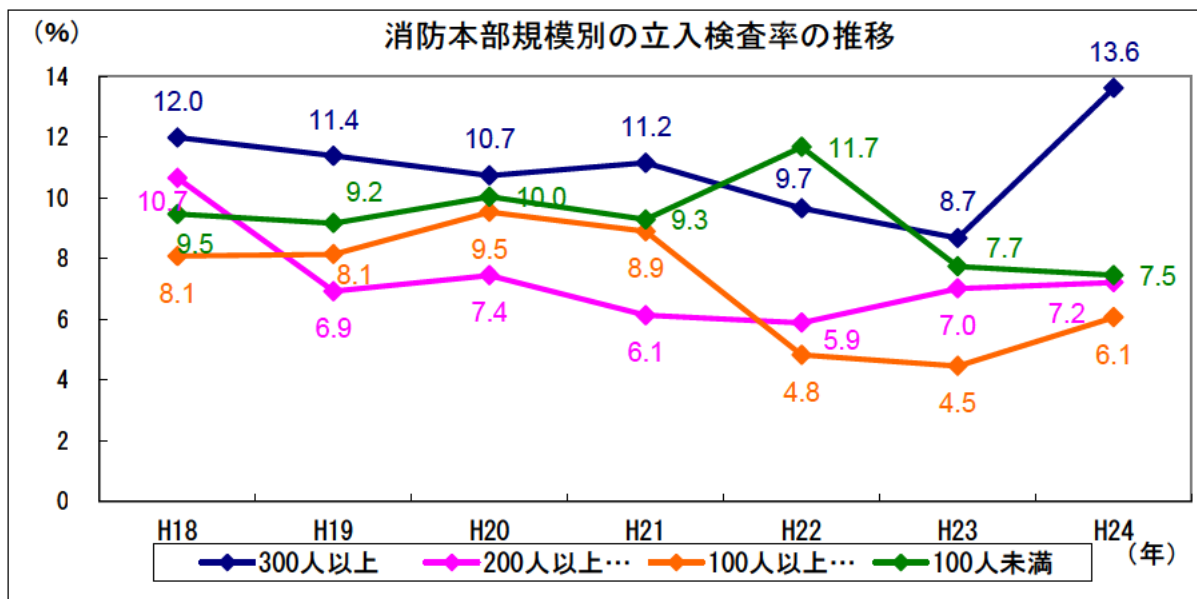
特に、消防吏員が100人未満の小規模消防本部においては、平成24年度では7.5%となっていますが、40%近い立入検査率となっている1消防本部を除いた4消防本部の立入検査率は3%前後となっています。



出典：平成16～24年防火対象物実態調査

#### ※防火対象物

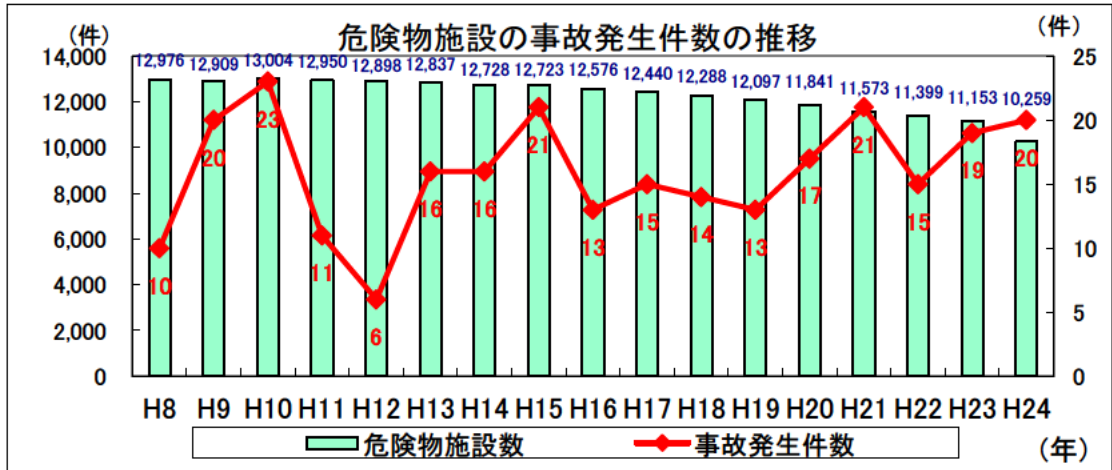
消防法では、建築物など火災予防行政の主たる対象となるものを「防火対象物」と定義し、そのうち政令で定められた防火対象物については、その用途や規模に応じて、火災予防のための人的体制の整備や消防用設備等の設置、防災物品の使用などを義務づけています。



出典：平成18～24年防火対象物実態調査

また、危険物施設は毎年減少傾向にあります。危険物施設における事故発生件数は、施設の老朽化の課題等もあり、むしろ増加傾向にあります。

危険物施設においては、許認可審査や完成検査の実施とともに、立入検査等を通じて危険物の取扱者に安全管理指導を行うなど、保安の確保に努めてきていますが、限られた人員と時間の中でいかに効率的かつ効果的に立入検査等を行っていくかが課題となっています。



出典：平成 8～24 年消防防災年報

※危険物施設

ガソリンスタンドや地下タンク等、消防法で定められている「危険物」（ガソリン・灯油等）を一定の数量以上貯蔵し又は取り扱う施設をいいます。

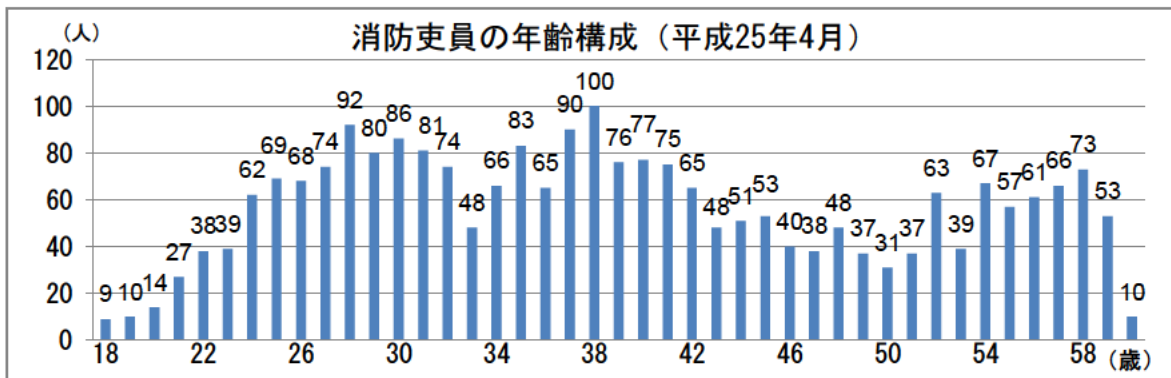
(3) 消防力の実情

① 消防吏員の状況

平成 25 年 4 月現在の消防吏員の年齢を見ると、43 歳から 51 歳までの中堅消防吏員の数が少なくなっています。これを消防本部ごとに見ると、世代のばらつき方に差異が見られます。

年齢構成に不均衡が生じると、消防職員の大量退職が予想される年度が生じてしまい、一時的に消防力が低下することも予想されます。また、高齢職員による現場活動要員が増加してしまう、あるいは人事ローテーションが設定されにくいいため、職務経験や専門性の向上機会が不足しがちとなることも懸念されます。

さらに、単線的な昇進ルートで職員の士気の低下を招きやすい等、組織の活性化が図られにくい傾向があることが、国の報告書「今後の消防体制のあり方について（中間報告）」（平成 18 年 1 月）でも指摘されており、計画的な採用等による年齢構成の平準化を図っていくことが必要となっています。



出典：平成 25 年版消防防災現況調査

## ② 消防力の充足状況

消防ポンプ自動車及び救急自動車は、すべての消防本部が保有しており、「消防力の整備指針」（平成12年消防庁告示第1号）の基準に対する充足率は100%を超えるところもあるなど、全体的に充実した状況にあります。

一方、特殊自動車については、はしご自動車は、14消防本部が配置を要することとされていますが、そのうち11消防本部で充足率が100%である一方、依然として3消防本部は保有しておらず、実際に必要となった場合には他の消防本部からの応援に頼らざるを得ない状況となっています。

また、化学消防車は、14消防本部が配置を必要とされており、そのうち9消防本部の充足率が100%となっていますが、残る5消防本部のうち3消防本部は未配置となっています。

さらに、救助工作車は、15消防本部が配置を必要とされており、そのうち9消防本部の充足率が100%、5消防本部が33%～75%、1消防本部が未配置となっています。

消火栓や防火水槽などの消防水利については、消防本部により充足率にかなりのばらつきが見られます。90%以上保有する消防本部が3消防本部、80%以上～90%未満が4消防本部ある一方で、30%程度が2消防本部となっています。

消防力の整備は年々推進されているものの、今後ますます大規模化・複雑多様化することが予想される事故や災害に対処し、消防の責務を果たすためには、なお一層消防力の整備を推進することが必要ですが、現下の厳しい財政状況のもとにあっては、従来にも増して効率的な消防施設の整備・充実を進めていくことが望まれています。

一方で、消防施設整備に対する国庫補助金については、いわゆる三位一体改革により、平成18年度から耐震性貯水槽等の消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金に限定されています。このため、例えば消防ポンプ自動車や救急自動車等の消防車両については、緊急消防援助隊用の災害対応特殊車両しか補助を受けられなくなっています。また、緊急消防援助隊用の車両の多額の維持管理費は消防本部にとっても負担となっています。

### 消防力の基準充足状況

消防本部名	消防ポンプ自動車			はしご自動車			化学消防車			救急自動車			救助工作車			消防水利		
	基準	現有	充足率	基準	現有	充足率	基準	現有	充足率	基準	現有	充足率	基準	現有	充足率	基準	現有	充足率
桑名市消防本部	16	17	106.3%	1	3	300.0%	2	3	150.0%	9	9	100.0%	2	2	100.0%	4,139	3,287	79.4%
四日市市消防本部	18	15	83.3%	3	3	100.0%	3	3	100.0%	10	10	100.0%	3	2	66.7%	3,523	3,210	91.1%
菟野町消防本部	2	2	100.0%	1	1	100.0%	1	0	0.0%	2	2	100.0%	1	1	100.0%	810	756	93.3%
鈴鹿市消防本部	11	11	100.0%	2	2	100.0%	1	1	100.0%	8	8	100.0%	2	1	50.0%	2,845	2,561	90.0%
亀山市消防本部	5	5	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%	4	3	75.0%	1	1	100.0%	790	400	50.6%
津市消防本部	17	16	94.1%	2	2	100.0%	2	2	100.0%	14	12	85.7%	4	4	100.0%	4,031	2,823	70.0%
伊賀市消防本部	19	12	63.2%	1	1	100.0%	1	1	100.0%	9	9	100.0%	3	1	33.3%	1,653	1,119	67.7%
名張市消防本部	7	7	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%	4	4	100.0%	1	1	100.0%	1,132	935	82.6%
伊勢市消防本部	13	10	76.9%	1	1	100.0%	2	1	50.0%	8	8	100.0%	1	1	100.0%	1,975	1,287	65.2%
鳥羽市消防本部	2	2	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%	2	2	100.0%	1	0	0.0%	494	428	86.6%
志摩広域消防組合	7	7	100.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	6	6	100.0%	1	1	100.0%	1,038	652	62.8%
松阪地区広域消防組合	15	13	86.7%	2	2	100.0%	2	2	100.0%	13	13	100.0%	4	3	75.0%	2,931	2,588	88.3%
紀勢地区広域消防組合	7	7	100.0%	0	0	-	0	0	-	5	5	100.0%	1	1	100.0%	1,741	523	30.0%
三重紀北消防組合	4	9	225.0%	1	0	0.0%	2	1	50.0%	5	8	160.0%	2	1	50.0%	986	848	86.0%
熊野市消防本部	7	7	100.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	5	5	100.0%	1	1	100.0%	1,288	409	31.8%
計	150	140	93.3%	19	18	94.7%	21	17	81.0%	104	104	100.0%	28	21	75.0%	29,376	21,826	74.3%

出典：平成24年度消防施設整備計画実態調査

### 主な消防車両の補助基準額

特殊消防車両	消防ポンプ自動車 (CD-I型)	はしご自動車 (30m級)	化学消防車 (Ⅲ型)	高規格救急自動車 +高度救命資機材	救急工作車 +救助資機材
国庫補助における 基準額	13,118千円	101,354千円	42,240千円	29,615千円	51,164千円

出典：消防庁緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱

### ③ 財政状況

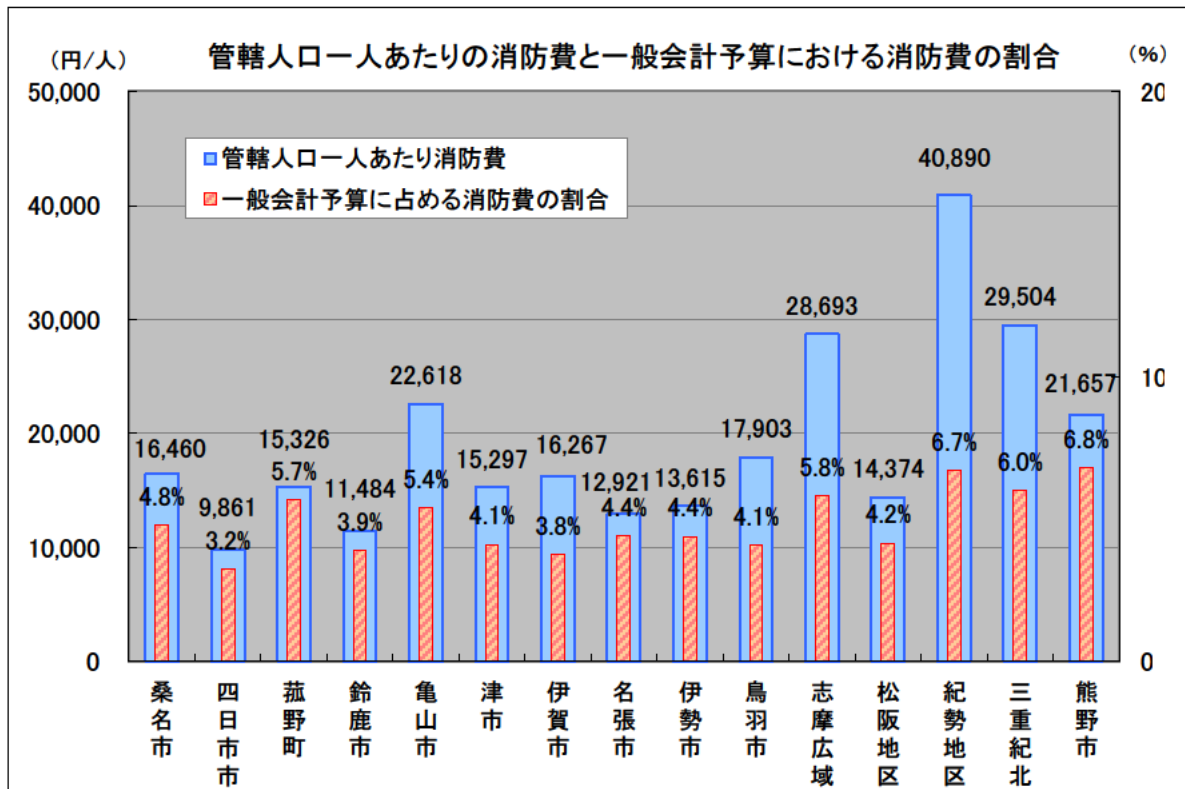
平成25年度の消防本部における消防費の一般会計予算に占める割合の県平均は、4.4%となっています。平成25年度の全国平均が3.7%であることをふまえると、県内の消防本部における消防費が一般会計予算に占める割合は、総じて高い状況にあります。また、県民一人あたりの消防費の県内平均は、15,222円となっており、一般的に小規模な消防本部ほど割高となる傾向があります。

管轄人口一人あたりの消防費と一般会計予算における消防費の割合との相関関係は、管轄人口10万人を超える消防本部においては、管轄人口一人あたり消防費及び一般会計予算に占める消防費の割合の双方の数値がともに安定し、概ね県平均の水準に収束しているのに対して、管轄人口10万人以下の消防本部においては広範囲にばらつきが見られます。

平成25年度消防費(予算)の状況

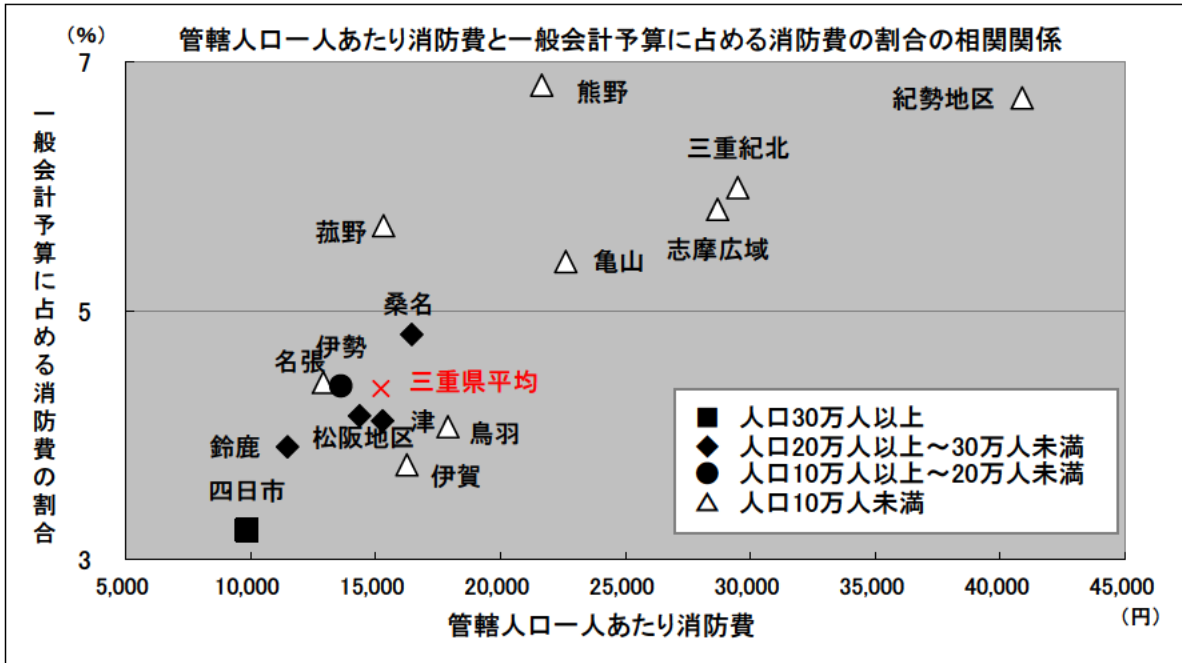
消防本部名	一般会計 予算額 (百万円)	消防費 (百万円)	一般会計予算に占 める消防費の割合	管轄人口 (人)	管轄人口一人あたり 消防費 (円)
桑名市消防本部	75,663	3,639	4.8%	221,082	16,460
四日市市消防本部	102,697	3,327	3.2%	337,400	9,861
菟野町消防本部	11,100	631	5.7%	41,171	15,326
鈴鹿市消防本部	59,230	2,313	3.9%	201,403	11,484
亀山市消防本部	20,945	1,130	5.4%	49,961	22,618
津市消防本部	105,984	4,362	4.1%	285,158	15,297
伊賀市消防本部	42,012	1,581	3.8%	97,190	16,267
名張市消防本部	23,847	1,055	4.4%	81,652	12,921
伊勢市消防本部	48,422	2,129	4.4%	156,370	13,615
鳥羽市消防本部	9,294	378	4.1%	21,114	17,903
志摩広域消防組合	31,657	1,841	5.8%	64,162	28,693
松阪地区広域消防組合	72,091	2,996	4.2%	208,437	14,374
紀勢地区広域消防組合	16,248	1,090	6.7%	26,657	40,890
三重紀北消防組合	18,770	1,124	6.0%	38,097	29,504
熊野市消防本部	12,728	867	6.8%	40,034	21,657
計	650,688	28,463	4.4%	1,869,888	15,222

出典：平成25年版消防現勢



出典：平成25年版消防現勢



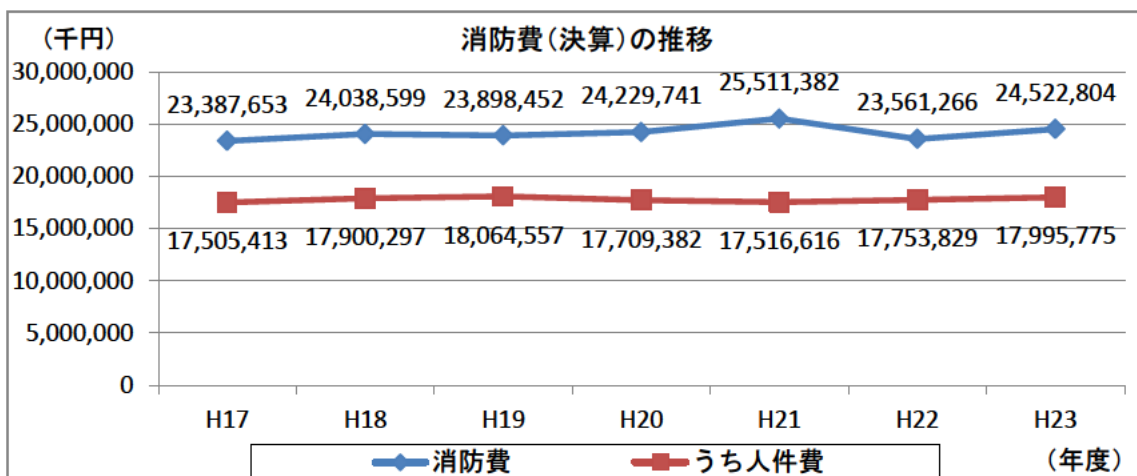


出典：平成 25 年版消防現勢

平成 17 年度からの消防費の決算状況は、年度により増減はあるものの、概ね横ばいとなっています。消防費のうち人件費が占める割合は、県全体で約 70%～75% 程度であり、消防費の多くを人件費が占めている状況は変わっていません。

また、事業費のうち消防車両等の導入に要する経費である機械購入費についても、平成 23 年度の県全体で 4.0% と少ない状況にあり、消防本部の規模によっては高額な消防車両等の導入が容易ではないことがうかがわれ、少ない経費でより高い水準の消防サービスの提供を図っていく必要があります。

人口の減少や高齢化社会が進展する中で、小規模消防本部における一人あたりの消防費額が高くなる傾向にあります。財政事情は年々厳しくなり、消防行政においても厳しい財政運営が強いられています。国庫補助金が減少する中、国の財政支援をどのように活用するのか検討が必要となります。



※ 補助費と退職金及び消防団に関する経費を除いたもの

出典：平成 19 年～平成 25 年度消防防災・震災対策現況調査

消防費決算の比較(平成23年,平成17年)

消防本部名		消防費	人件費	物件費	維持補修費	事業費	機械購入費	人件費比率	機械購入費比率
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)		
桑名市消防本部	平成17年	3,033,626	1,638,526	282,286	18,796	1,094,018	184,170	54.0%	6.1%
	平成23年	2,225,965	1,887,821	272,822	4,344	60,978	7,402	84.8%	0.3%
	差額	-807,661	249,295	-9,464	-14,452	-1,033,040	-176,768		
四日市市消防本部	平成17年	3,131,215	2,477,532	224,436	30,500	398,747	200,387	79.1%	6.4%
	平成23年	3,392,826	2,493,722	268,557	36,441	594,106	178,450	73.5%	5.3%
	差額	261,611	16,190	44,121	5,941	195,359	-21,937		
菟野町消防本部	平成17年	473,230	312,021	71,116	6,162	83,931	29,536	65.9%	6.2%
	平成23年	366,092	315,133	41,584	1,290	8,085	0	86.1%	0.0%
	差額	-107,138	3,112	-29,532	-4,872	-75,846	-29,536		
鈴鹿市消防本部	平成17年	1,850,762	1,385,132	155,537	16,382	293,711	52,633	74.8%	2.8%
	平成23年	2,887,574	1,595,015	192,656	8,147	1,091,756	63,788	55.2%	2.2%
	差額	1,036,812	209,883	37,119	-8,235	798,045	11,155		
亀山市消防本部	平成17年	846,686	658,259	83,460	5,136	99,831	7,760	77.7%	0.9%
	平成23年	711,122	537,800	84,529	9,617	79,176	46,866	75.6%	6.6%
	差額	-135,564	-120,459	1,069	4,481	-20,655	39,106		
津市消防本部	平成17年	3,204,635	2,597,983	304,156	20,562	281,934	0	81.1%	0.0%
	平成23年	3,370,883	2,618,199	412,254	13,167	327,263	148,035	77.7%	4.4%
	差額	166,248	20,216	108,098	-7,395	45,329	148,035		
伊賀市消防本部	平成17年	1,514,785	978,373	85,037	1,120	450,255	91,476	64.6%	6.0%
	平成23年	1,287,545	1,186,411	88,329	3,484	9,321	1,383	92.1%	0.1%
	差額	-227,240	208,038	3,292	2,364	-440,934	-90,093		
名張市消防本部	平成17年	1,203,095	1,083,460	58,702	4,302	56,631	41,192	90.1%	3.4%
	平成23年	1,040,769	828,190	85,624	218	126,737	25,841	79.6%	2.5%
	差額	-162,326	-255,270	26,922	-4,084	70,106	-15,351		
伊勢市消防本部	平成17年	2,214,758	1,416,454	281,787	3,478	513,039	31,486	64.0%	1.4%
	平成23年	2,360,067	1,653,568	203,908	3,070	499,521	71,605	70.1%	3.0%
	差額	145,309	237,114	-77,879	-408	-13,518	40,119		
鳥羽市消防本部	平成17年	295,538	270,139	15,991	119	9,289	0	91.4%	0.0%
	平成23年	461,420	265,238	52,869	3,675	139,638	38,620	57.5%	8.4%
	差額	165,882	-4,901	36,878	3,556	130,349	38,620		
志摩広域消防組合	平成17年	911,467	826,207	30,589	3,777	50,894	43,112	90.6%	4.7%
	平成23年	1,136,059	751,561	88,849	4,279	291,370	106,896	66.2%	9.4%
	差額	224,592	-74,646	58,260	502	240,476	63,784		
松阪地区広域消防組合	平成17年	2,342,786	2,064,605	208,582	8,497	61,102	39,234	88.1%	1.7%
	平成23年	2,592,888	2,037,498	257,126	18,622	279,642	58,666	78.6%	2.3%
	差額	250,102	-27,107	48,544	10,125	218,540	19,432		
紀勢地区広域消防組合	平成17年	651,550	543,920	77,829	268	29,533	0	83.5%	0.0%
	平成23年	914,163	561,737	60,812	0	291,614	57,186	61.4%	6.3%
	差額	262,613	17,817	-17,017	-268	262,081	57,186		
三重紀北消防組合	平成17年	1,015,606	775,234	83,310	607	156,455	80,980	76.3%	8.0%
	平成23年	927,463	622,882	64,730	761	239,090	153,196	67.2%	16.5%
	差額	-88,143	-152,352	-18,580	154	82,635	72,216		
熊野市消防本部	平成17年	697,914	477,568	93,940	685	125,721	109,006	68.4%	15.6%
	平成23年	847,968	641,000	124,997	5,445	76,526	13,393	75.6%	1.6%
	差額	150,054	163,432	31,057	4,760	-49,195	-95,613		
計	平成17年	23,387,653	17,505,413	2,056,758	120,391	3,705,091	910,972	74.8%	3.9%
	平成23年	24,522,804	17,995,775	2,299,646	112,560	4,114,823	971,327	73.4%	4.0%
	差額	1,135,151	490,362	242,888	-7,831	409,732	60,355		

※ 補助費と退職金及び消防団に関する経費を除いたもの

出典:平成19年,平成25年度消防防炎・震災対策現況調査

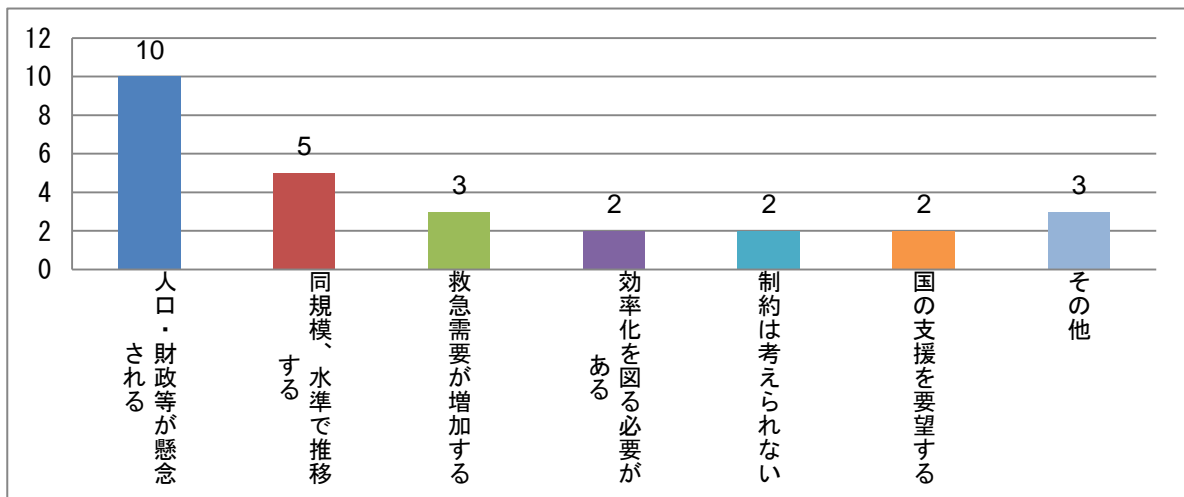
## 2 将来の見通し

災害・事故の大規模化・複雑多様化や少子化・高齢化の進展、都市構造の変化等社会情勢の変化により、今後、消防を取り巻く環境はますます厳しくなることが予想されるのは前述のとおりですが、アンケート調査の中で、将来の見通しについて尋ねたところ、「人口減少や財政面に関して厳しい状況が懸念される」、「小

規模化は避けられない状況になる」という意見が見られました。現状のまま推移するとの意見もありましたが、たとえ管轄人口の減少が緩やかであったとしても、その中の生産年齢人口が減少すると推計されることから、現在の消防体制を維持することはより難しくなるものと予想されます。

### 消防本部の小規模化と、財政面の制約に対する懸念について

\* 自由記載回答



※消防の広域化に関するアンケート調査（平成 25 年 6 月）



## (2) 他県の広域化の事例

### ① 初期出動台数の充実

富山県の新川地域消防本部（1市2町、管内面積約726km<sup>2</sup>、人口約8万人）では、広域化前は初期出動台数が各2～3台でしたが、広域化後は6台に増やしています。また、滋賀県の東近江行政組合消防本部（2市3町、管内面積766km<sup>2</sup>、管内人口約25万人）では、広域化後、初期出動台数を6台に統一しました。

#### ○新川地域消防本部の初期出動台数

広域化前		広域化後	
黒部市消防本部	3台	新川地域消防本部	6台
入善町消防本部	2台		
朝日町消防本部	2台		

#### ○東近江行政組合消防本部の初期出動台数

広域化前		広域化後	
東近江行政組合消防本部	6台	東近江行政組合消防本部	6台
愛知郡広域行政組合消防本部	3台		

### ② 現場活動要員の増強

福岡県の久留米広域消防本部（3市2町、管内面積約434km<sup>2</sup>、管内人口約42万人）では、通信指令業務の統合により7人を他部署へ振り分けることができ、また、本部機能の統合により4人を他部署へ振り分けることが可能となりました。

	広域化前		広域化後	人員の再配置効果
	久留米市消防本部	福岡県南広域消防組合消防本部	久留米広域消防本部	
本部要員	28名	11名	35名(△4名)	11名
通信指令要員	13名	13名	19名(△7名)	

### ③ 現場到着所要時間の短縮

神奈川県の小田原市消防本部（2市5町、管内面積約494km<sup>2</sup>、管内人口約30万人）では、これまでの管轄区域にとらわれず、消防活動が可能となったことから、災害地点（地区）に最も近い署所から救急車が出動するため現場到着所要時間が大幅に短縮されました。

また、災害現場への到着時間が短縮されることにより、早期の延焼防止が可能となるなど、災害対応力が強化されています。

救急車の平均到着所要時間(覚知～現着)

単位(分:秒)

地区名	広域化前 (平成24年4～9月)	広域化後 (平成25年4～9月)	運用効果
小田原市小竹	12:12 →	7:33	「4:39」の短縮
小田原市小船	11:19 →	8:30	「2:49」の短縮
小田原市沼代	11:10 →	8:36	「2:34」の短縮
小田原市羽根尾	9:55 →	6:40	「3:15」の短縮
南足柄市岩原	7:34 →	5:13	「2:21」の短縮
大井町西大井	10:20 →	8:15	「2:05」の短縮

※広域化前と比較して2分以上現場到着所要時間が短縮した地域



出典：小田原市消防本部HP

④ 適切な人事ローテーションによる組織の活性化

熊本県の菊池広域連合消防本部（2市2町、管内面積約466km<sup>2</sup>、管内人口17万人）では、広域化前の菊池広域行政事務組合消防本部で1消防本部1署体制のため、人事の硬直が避けられませんでした。広域化後は徐々にではありますが人事異動を行うことが可能となり、職員の意識及び士気の高揚等、組織の活性化が図られています。

菊池広域行政事務組合消防本部  
(1消防本部1消防署 職員数56人)

菊池消防組合消防本部  
(1消防本部3消防署 職員数112人)

菊池広域連合消防本部  
(1消防本部4消防署)

このような事例から、消防力の維持・強化、あるいは部隊運用の効率化の面でも、広域化には大いにメリットがあることがわかります。

一方、広域化の結果、市町防災担当部局、消防団との関係が希薄になるのではないかという懸念、職員の身分や給与等の統一が困難であるという問題、消防行政にかかる経費の負担の調整が難しいという問題等については、連携確保の対策や関係団体と調整を講じることによって、払しょくできるものと考えられます。

例えば、津市消防本部においては、消防団事務について、これまで旧役場支所で行っていたものを、消防本部で一本化し、所管する消防署（分署）に消防団担当者をおくこととしました。これにより、これまで災害対策本部設置時に消防署（分署）から職員を支所に連絡員として派遣していたものを、消防団の参集場所を消防署（分署）に変更して、消防団に直接指示を出すこととし、消防団と消防本部との災害時の連携がこれまで以上に密接になっています。

職員の身分や給与等の調整については、全国の広域化を実現した消防本部の中でも、兵庫県の西はりま消防本部のように、広域化後3年を目途に給料格差を是正して給与の一本化を図っていく、としている事例があります。

また、経費の負担割合では、大阪府の泉州南広域消防本部のように、広域化後3～5年後を目途に負担率の見直しを検討しているところや構成団体・議会との調整では、埼玉県の埼玉東部消防組合消防局のように、構成する団体が6市町あり、それぞれの議会開催日程が重ならないように日程の調整を行っている等の事例があります。

課題の調整や合意形成には時間がかかるものがあることから、広域化後、直ちに協議が整わなくても、中長期的に検討を行うことで、かえって個別の課題の解決が図られることも考えられます。

以上のように、現に広域化に伴う課題を解決しながら広域化のメリットを十分に発揮している事例もあることから、本県においても、引き続き消防の広域化に向けて取り組んでいく必要があります。

## 第3章 消防力の向上に向けた取組

### 3.1 三重県消防広域化推進計画の見直し

本県においては、旧推進計画に基づき県域を一つの組合せとした形を最終的な目標としながら、第一段階として、8ブロックを平成24年度までの当面の目標とし、第二段階を4ブロックとする段階的な広域化を推進してきました。

しかしながら、この5年間の各地域の取組状況は様々であり、具体的な進展が見られなかったことは前述のとおりです。

それぞれの地域の実情により、広域化のメリットについての考え方も大きく異なっていましたし、特に8ブロックから4ブロック、4ブロックから1ブロック（県域消防本部）と、段階的に進めることについては、「非効率的である」、「合意に向けた調整等への負担が大きい」など、各市町、各消防本部から否定的な意見が多く出されました。

一方、前述のアンケート調査の中で「望ましい」との声が多かった1ブロック（県域消防本部）については、総務、通信指令業務の集中化や、専門的な知識や技能を有する人材の養成等、人員、人材面でのメリットや、大規模設備投資の際の節減効果という点では大きなものがあります。また、消防学校における消防職員の養成、防災ヘリコプターの運航など、現在、県が広域的に行っている消防関連業務を一元的に運営することが可能となるなどの利点もあります。

しかしながら、組織・管轄面積とも非常に大きくなることから、「災害時における市町災害対策本部との連携の確保」「消防団との連携の確保」「構成市町の多い組織の運営」等の面で難しい課題も抱えています。したがって、県域消防本部を将来目標としつつも、一気にこれを目指すという考え方には、やはり無理があると思われます。実際、全国においても13県で県域消防本部が計画されていますが、いずれも進展しているとは言い難い状況にあります。

こうしたことをふまえ、今後、消防の広域化を推進するにあたっては、地域の特性や実情を尊重する見地から、本推進計画において広域化の進め方に関する基本認識を次のように見直すこととします。

## 3.2 消防広域化の進め方と推進する地域

### 3.2.1 消防広域化の進め方

広域化の進捗状況は地域の実情によって左右される面があることを十分認識し、今後の広域化については、これまで進めてきた8ブロックから4ブロック、4ブロックから1ブロックへという段階的な広域化にこだわらず、つまり、単に管轄人口規模等を問題にするだけでなく、地域の特性や実情、広域化の必要性の認識や期待感などを十分にふまえて進めていくこととします。

具体的には、優先的に広域化に取り組む地域を重点化するとともに、広域化の前段階として個別業務の共同処理を推進します。また、広域化の気運がまだない



地域に対しても、きめ細やかな情報提供や調整等により広域化の気運の醸成を図ります。

### (1) 優先的に広域化に取り組む地域の重点化

広域化の対象地域としては、当該地域における広域化の必要性の認識や期待感を勘案し、特に広域化の優先度が高い地域を重点化する枠組みを設けることとします。

- ① 広域化の気運がある地域（例えば広域化の協議が継続している地域）という枠組を設け、取組を推進します。
- ② 今後、十分な消防防災体制が確保できないおそれがある小規模消防本部（例えば消防職員が少ない）を対象とした枠組を設け、取組を推進します。

### (2) 「機能別広域化」の推進

消防の広域化は、消防組織法において「2以上の市町村が消防事務を共同して処理すること又は市町村が他の市町村に消防事務を委託すること」と定義されています。この意図するところは、言うまでもなく消防の組織を統合することによる行財政のスケールメリットの発揮です。

その一方で、消防審議会の「消防組織法第31条に基づく市町村消防の広域化に関する中間答申（平成24年9月7日）」においては、「現在行われている消防事務の全部を統合するという広域化の方式に加え、既に一部地域において取組が進んでいる消防指令業務等の一部の事務のみ共同処理する方式などを、事例の紹介を行うこと等を通じ、更に推進することについても検討が必要である」との提言がなされています。

さらに、同審議会における「東日本大震災をはじめとした大規模・多様化する災害等への消防の広域的な対応のあり方に関する答申（平成25年6月11日）」においては、市町村消防の広域化を原則としつつも、広域化に時間を要する地域においても次善の策として、個別業務の広域的対応を推進することが必要との見解が示されています。

このため、本県においても広域化の推進にあたっては、消防事務の全部を統合するという広域化の方式に加えて、全部の統合の前段階として個別業務の共同処理に取り組むことを「機能別広域化」と称して推進することとします。

「機能別広域化」は、通信指令業務、救急業務、予防業務等の個別業務を共同処理することをイメージしており、通信指令業務の共同処理の場合には、高機能通信指令システムの導入に係る経費の節減、通信指令要員から現場活動要員への配置転換等業務の効率化や現場体制の強化が可能になります。

また、救急業務の共同処理の場合には、通信指令業務の共同処理と連動できると救急搬送時の隣接署所からのバックアップ体制が強化され、救急搬送事案の輻輳時に備えることが可能になります。

さらに、予防業務の共同処理の場合には、建築物等防火対象物が大規模化・複

雑化する中、消防法令の他にも建築基準法等広範な専門的知見を有する人材の確保が必要なことから、予防・警防業務間の連携を確保したうえで、一時的な業務量増加への対応や専門人材の確保等のために事務委託や消防本部間の職員派遣を行うことなどが考えられます。

このような通信指令業務、救急業務、予防業務等の個別業務の共同処理は、消防事務の全部の統合である広域化と比較してスケールメリットは限定されるものの、消防防災体制の強化のための有力な方策の一つであるとともに、次のステップとして消防事務の全部の統合につながっていくことが期待されるものです。

### (3) 広域化の気運の醸成

#### ① 広域化に関する議論が活発に行われるための取組の推進

広域化の推進にあたっては、広域化が進まない理由の再検討や全国の広域化した消防本部における未解決の課題に対する検討を行い、それぞれの理由、課題に対応した地域の実情に応じたきめ細やかな取組が必要です。

「広域化によるメリットが認識できない」、「広域化により自らの消防力が低下するのではないか」などの意見に対しては、広域化を実現した消防本部における様々な知見や事例、あるいは東日本大震災をはじめ、これまでの災害における教訓の蓄積を活用し、市町、消防本部等に対してきめ細やかな情報提供等を行い、十分に消防の広域化に関する議論が尽くされるよう取り組む必要があります。

#### ② 将来の広域化を見据えた大規模災害時等への対応強化

懸念される大規模災害への対応（広域応援、相互応援等）強化のため、他の消防本部との情報共有や互換性の確保（消防資機材の規格の統一等）、合同訓練の実施等の検討を推進します。これにより、将来的に消防本部の広域化を行う場合において、規格の統一等に係る投資が減り、財政的なメリットが期待できます。

具体的には、隣接する消防本部の境界付近における火災、救助、救急の出動体制の調整を行うなど、管轄区域を越えた応援時の初動部隊の運用調整、また、多数傷病者発生事故訓練など、あらゆる実践的な事故を想定した消防本部間の合同訓練、消防資機材の規格の統一、消防本部間における人材交流などが考えられます。

### 3.2.2 県内各地域における展開

前述のとおり見直した、消防広域化の進め方に関する基本認識をふまえ、住民サービスの向上を第一義の目的としたうえで、まずは、これまでの取組状況や気運の高まりから見て、今後、広域化の効果やメリットが具体的に期待できると予想される地域について、優先的に広域化を推進していくこととします。

次に、消防を取り巻く現在の状況に鑑み、急ぎ消防体制の強化が必要と考えら

れる地域については、消防力の強化に向けた取組を支援していきます。

そして、その他の地域においては、地域の課題に応じたきめ細やかな情報提供等を行い、広域化に向けて気運の醸成を図っていきます。

## (1) 広域化の気運の高まりをさらに促進すべき地域

### ① 伊賀市・名張市地域

平成 16 年 11 月に、上野市、伊賀町、島ヶ原村、阿山町、大山田村、青山町が合併し、伊賀市が誕生するまでは、伊賀北部消防組合消防本部（上野市、伊賀町、島ヶ原村、阿山町、大山田村）と伊賀南部消防組合消防本部（名張市、青山町）だったものが、市町村合併により、伊賀市消防本部と名張市消防本部に再編されました。

この地域は、二次医療圏を同じくし、伊賀市内及び名張市内の 3 病院で二次医療救急体制に取り組んでいますが、医師不足等の理由から管外搬送（県外搬送も含む）も頻繁に行わざるを得ない状況であるなど、救急医療体制の課題を抱えています。

伊賀市と名張市は、平成 20 年 9 月に消防広域化研究会を設置し、平成 21 年 3 月には任意の協議会である広域消防運営計画策定委員会に移行し、現在に至っています。

現在、伊賀市と名張市で通信指令業務の共同処理について話し合われています。通信指令業務の共同処理が実施されれば、救急搬送の統一的運用が進められることとなり、円滑な救急搬送業務が行えるとともに、併せて通信設備の高度化（Ⅱ型化等）や人員配置の適正化によりスケールメリットが一定程度達成されることが期待されます。

「機能別広域化」に関する議論の進展を見ながら、広域化を推進していくこととします。

### ② 四日市市・菰野町地域

四日市市消防本部と菰野町消防本部は、平成 21 年 12 月に四日市・菰野ブロック消防広域化研究会を設置し、広域化に係る総務、予防、警防面での課題等の調査研究に取り組んでいます。

菰野町消防本部は、消防職員 43 名で 1 消防本部 1 署と、県内でも鳥羽市消防本部と並んで小規模な消防本部です。

菰野町では、平成 30 年には新名神高速道路の延伸に伴い、菰野インターチェンジ（仮称）の供用開始が予定されており、高速交通ネットワークへのアクセス性の向上と周辺施設の整備によって、都市構造も変化し、交通事故の発生や大型施設の建設などが進むことも予想され、救急需要の増大に伴う救急出動件数の増加や救急高度化への対応、あるいは複数箇所での火災、災害発生等への対応という面から、消防の広域化による効果が大きい地域です。

菰野町消防本部では、菰野インターチェンジ（仮称）の供用開始に合わせて

人員及び車両の増強を予定しており、消防力の強化が進められているところですが、この地域における大規模災害や同時多発災害への総合的な対応力の強化という面から、さらに効果が期待できると考えられる広域化に向けて、今後、さらなる協議の進展を図っていくこととします。

## (2) 急ぎ消防体制の強化が必要な地域

鳥羽市消防本部は、消防職員 43 名で 1 消防本部 1 署（管轄人口約 21,000 人）と、菰野町消防本部と並んで小規模な消防本部で、有人離島（神島、答志島、菅島、坂手島）及び県内有数の観光地を管轄内に有する消防本部です。

離島においては、常備消防に代わって消防団が管轄区域の消防力を補完していますが、今後、人口減少や高齢化により、消防団の担い手不足が生じ、消防団の消防力が低下することが懸念されます。

また、消防力の整備指針においては、人口規模に応じた数の救急自動車（救急隊）が配置されることとなっていますが、救急出動件数をみると管内人口がほぼ倍の菰野町消防本部（管轄人口約 40,000 人）に近い件数（平成 24 年度出動件数菰野町 1,396 件、鳥羽市 1,243 件）となっています。これは、宿泊、観光客が救急出動の約半数を占めているためであり、高齢化とともに観光客の増大に伴う救急需要の増加への対応が課題となっています。

加えて、有数な国際観光都市である鳥羽市にとっては、大規模災害や複数箇所での火災・災害等から住民・観光客を守るため、消防力を強化することが必要です。また、その点からも広域化の効果を発揮すべき地域です。

現時点では、広域化に向けた目立った気運はありませんが、鳥羽市が将来的に消防の広域化を行う場合において、消防資機材や署所の整備等に係る財政負担を軽減できるよう、消防防災施設等の整備に対する財政支援を国に働きかけながら、消防体制の強化を支援していきます。

## (3) 広域化の気運の醸成を図る地域

第 2 章で述べた消防の諸課題を解決し、各地域においてより充実した消防防災体制を確立するためには、消防の広域化について、他の地域においても今後も引き続き検討を重ねていく必要があります。

このため、広域化のメリットや広域化をより円滑に行うためのノウハウに関する適切な情報提供や必要な調整等について、地域実情に応じてきめ細やかに行っていきます。

また、広域化を推進するにあたっては、各地域における広域化に関する必要性の認識や期待感をふまえることが重要であることから、広域化の実現までに時間を要すると認められる地域については、当面は、課題や先行団体において蓄積されている解決事例等の情報提供にも努めながら、通信指令業務等の「機能別広域化」や広域応援、相互応援等の推進に取り組みます。

## 第4章 消防力の向上のために必要な措置

### 4.1 広域化推進のために必要な措置

#### 4.1.1 重点地域の指定

総務省消防庁は、新基本指針において、①今後、十分な消防防災体制が確保できないおそれがある市町村を含む地域、②広域化の気運が高い地域に該当すると認めるものを、県知事が重点地域として指定し、国・県の支援を集中的に実施するという消防広域化重点地域（以下「重点地域」という。）の仕組みを創設しています。

このため、広域化の気運の高まりをさらに促進すべき地域や急ぎ消防体制の強化が必要な地域については、あらかじめ関係市町の意見を聴き、その意向をふまえた上で、県は重点地域の指定を行っていきます。

また、重点地域に指定された市町以外の市町から重点地域の指定を求める意見等があった場合においては、当該意見等を尊重し、必要な推進計画の変更を行った上で、当該市町を対象とする重点地域の指定に努めていきます。

#### 4.1.2 国の支援措置

総務省消防庁では、消防庁長官を本部長とする「消防広域化推進本部」を設置して消防の広域化を推進しているところであり、消防広域化推進アドバイザーの派遣等を行っています。また、市町村の消防の広域化に伴って必要となる経費に対してソフト・ハード両面からの総合的な支援措置を講じています。

消防の広域化に対する国の財政支援措置は下表のとおりです。

#### 消防広域化に対する国の財政支援措置（平成26年度）

項目	財政支援措置
消防広域化準備経費	消防の広域化の準備に要する広域消防運営計画策定経費、広域化協議会負担金、協議会委員報酬、広報誌作成費及び住民意向調査費等の経費について特別交付税措置を講じる。
消防広域化臨時経費	消防の広域化に伴い臨時的に必要な次の経費について特別交付税措置を講じる。 ① 消防本部・施設の統合、署所の再配置に伴う通信等施設・設備に要する経費 ② 本部の名称・場所の変更等に伴い必要となる経費 ③ 業務の統一に必要なシステム変更、統一規程の整備等に要する経費 ④ その他広域化整備に要する経費

消防署所等の整備	緊急防災・減災事業	(1) 広域消防運営計画等に基づき、必要となる消防署所等（一体的に整備される自主防災組織等のための訓練・研修施設を含む。）の増改築（再配置が必要と位置づけられた消防署所等の新築を含む。）を支援する。 ・緊急防災・減災事業債 充当率 100%（交付税算入率 元利償還金の 70%） (2) 統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる改築を支援する。 ・緊急防災・減災事業債 充当率 100%（交付税算入率 元利償還金の 70%）
	一般事業	消防の広域化に伴う消防本部の整備を支援する。 ・一般単独事業債 充当率 90%
消防指令施設（指令装置等）の整備	国の周波数再編に伴い平成 28 年度までに完了する高機能消防指令センターで、複数の消防本部が共同で整備するもの又は市町村の消防広域化に伴い整備するものの整備を支援する。 ・緊急防災・減災事業債 充当率 100%（交付税算入率 元利償還金の 70%）	
消防車両等の整備	広域消防運営計画等に基づく消防本部の統合による効率化等により、機能強化を図る消防用車両等の整備を支援する。 ・緊急防災・減災事業債 充当率 100%（交付税算入率 元利償還金の 70%）	
国庫補助金の配分について	消防の広域化に伴う消防防災施設等の整備については、消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付の決定に当たって、特別の配慮を行う。	

※平成 27 年度以降は、内容が見直される可能性があります。

ただし、このように消防の広域化に対する国の財政支援措置が講じられているものの、現状においては、消防施設（庁舎を除く）については過疎債（充当率 100%、元利償還金の 70%の交付税措置）の適用が可能であり、また合併特例債（充当率 95%、元利償還金の 70%の交付税措置）による消防庁舎及び消防防災施設の整備も可能であるため、上記の消防の広域化に対する国の財政支援措置が必ずしも効果的に働きにくい状況となっています。

このため、消防防災施設について複数の消防本部が共同で整備、運用する場合には緊急防災・減災事業債の適用を可能とするなど、地域の実情に応じた広域化に向けての取組実態に応じた財政支援措置を国に働きかけていく必要があります。

また、特別な事情を有した、特に小規模な消防本部に対しては、急ぎ消防体制を強化する必要があることから、緊急防災・減災事業債の弾力的な運用や消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金などにおいて、特別な配慮を行うよう国に要望していきます。

#### 4.1.3 県の支援措置

##### (1) 先進事例等の情報提供や課題に対する解決策等の助言

各地域における広域化に関する必要性の認識や期待感をふまえ、県は、市町や消防本部に対して、広域化のメリットや広域化をより円滑に行うための情報提供や、それぞれの消防本部が抱える課題の解決に役立つ先進事例等の情報提供等、きめ細やかな情報提供を行います。

また、県民の広域化に対する理解を深めるために、県広報の活用、パンフレットの配布等により情報提供や啓発活動を行います。

## **(2) 関係市町間の協議の積極的な仲介、調整等**

県は、市町や消防本部からの求めに応じて必要な調整を行います。

なお、この調整には、関係市町や消防本部間の広域化に関する幅広い仲介・連絡調整等の他に、広域応援・相互応援等に関する調整を含みます。

## **(3) 消防体制強化の支援**

消防の広域化を見据えた消防資機材の規格統一や消防車両・資機材等の整備に対する財政支援を国に働きかけながら、県独自の支援策についても検討していきます。





# 三重県消防広域化推進計画（改訂版）

[資料編]

## 目 次

消防組織法（昭和 22 年 12 月 23 日 法律第 226 号）	… 資－1
消防組織法の一部を改正する法律案に対する附帯決議 （平成 18 年 4 月 11 日 参議院総務委員会、平成 18 年 6 月 1 日 衆議院総務委員会）	… 資－8
市町村の消防の広域化に関する基本指針 （平成 18 年 7 月 12 日 消防庁告示第 33 号、 改正 平成 25 年 4 月 1 日 消防庁告示第 4 号）	… 資－9
市町村の消防の広域化に関する基本指針の一部改正について （平成 25 年 4 月 1 日 消防消第 70 号 消防庁長官通知）	… 資－14
市町村の消防の広域化に関する基本指針に規定する消防広域化 重点地域の指定について （平成 25 年 6 月 20 日 消防消第 145 号 消防庁消防・救急課長通知）	… 資－17
消防組織法第 31 条に基づく市町村消防の広域化に関する 中間答申 （平成 24 年 9 月 7 日 消防審議会）	… 資－18
東日本大震災をはじめとした大規模・多様化する災害等への 消防の広域的な対応のあり方に関する答申 （平成 25 年 6 月 11 日 消防審議会）	… 資－25
今後の消防体制のあり方について（中間報告）（抄） （平成 18 年 1 月 17 日 今後の消防体制のあり方に関する調査検討会）	… 資－32
県内消防本部の活動状況等 （消防本部別の火災・救急・救助出動件数等）	… 資－34
消防の広域化に関するアンケート調査	… 資－40
三重県消防広域化推進懇話会設置要綱	… 資－43

○ 消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）

目次

- 第一章 総則（第一条）
- 第二章 国の行政機関（第二条―第五条）
- 第三章 地方公共団体の機関（第六条―第三十条）
- 第四章 市町村の消防の広域化（第三十一条―第三十五条）
- 第五章 各機関相互間の関係等（第三十六条―第五十一条）

附則

第一章 総則

（消防の任務）

第一条 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする。

第二章 国の行政機関

（消防庁）

第二条 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三十条第二項の規定に基づいて、総務省の外局として消防庁を置く。

（消防庁長官）

第三条 消防庁の長は、消防庁長官とする。

（消防庁の任務及び所掌事務）

第四条 消防庁は、消防に関する制度の企画及び立案、消防に關し広域的に対応する必要がある事務その他の消防に關する事務を行うことにより、国民の生命、身体及び財産

の保護を図ることを任務とする。  
2 消防庁は、前項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 消防制度及び消防準則の企画及び立案に関する事項
- 二 消防に関する市街地の等級化に関する事項（都道府県の所掌に係るものを除く。）
- 三 防火査察、防火管理その他火災予防の制度の企画及び立案に関する事項

四 火災の調査及び危険物に係る流出等の事故の原因の調査に関する事項

五 消防職員（消防吏員その他の職員をいう。以下同じ。）及び消防団員の教養訓練の基準に関する事項

六 消防職員及び消防団員の教育訓練に関する事項

七 消防統計及び消防情報に関する事項

八 消防の用に供する設備、機械器具及び資材の認定及び検定に関する事項

九 消防に関する試験及び研究に関する事項

十 消防施設の強化拡充の指導及び助成に関する事項

十一 消防思想の普及及び宣伝に関する事項

十二 危険物の判定の方法及び保安の確保に関する事項

十三 危険物取扱者及び消防設備士に関する事項

十四 消防に必要な人員及び施設の基準に関する事項

十五 防災計画に基づく消防に関する計画（第二十九条に

おいて「消防計画」という。）の基準に関する事項

十六 人命の救助に係る活動の基準に関する事項

十七 救急業務の基準に関する事項

十八 消防団員等の公務災害補償等に関する事項

十九 消防に関する表彰及び報償に関する事項

二十 消防の応援及び支援並びに緊急消防援助隊に関する事項

二十一 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）、大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）、原子力災害対策特別措置法（平成十一

年法律第五十六号）、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）及び首都直下地震対策特別措置法（平成二十五年法律第八十八号）に基づく地方公共団体の事務に関する国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡に関する事項

二十一 石油パイプライン事業の用に供する施設についての工事の計画及び検査その他保安に関する事項

二十三 石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二条第二号に規定する石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の発生及び拡大の防止並びに災害の復旧に関する事項

二十四 国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）に基づく国際緊急援助活動に関する事項

二十五 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百二十二号）に基づく住民の避難、安否情報、武力攻撃災害が発生した場合等の消防に関する指示等に関する事項並びに同法に基づく地方公共団体の事務に関する国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡調整に関する事項

二十六 所掌事務に係る国際協力に関する事項

二十七 住民の自主的な防災組織が行う消防に関する事項

二十八 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき消防庁に属させられた事項

（教育訓練機関）

第五条 消防庁に、政令で定めるところにより、国及び都道府県の消防の事務に従事する職員又は市町村の消防職員及び消防団員に対し、幹部として必要な教育訓練を行い、あわせて消防学校又は消防職員及び消防団員の訓練機関

の行う教育訓練の内容及び方法に関する技術的援助をつかさどる教育訓練機関を置くことができる。

### 第三章 地方公共団体の機関

#### (市町村の消防に関する責任)

第六条 市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。

#### (市町村の消防の管理)

第七条 市町村の消防は、条例に従い、市町村長がこれを管理する。

#### (市町村の消防に要する費用)

第八条 市町村の消防に要する費用は、当該市町村がこれを負担しなければならない。

#### (消防機関)

第九条 市町村は、その消防事務を処理するため、次に掲げる機関の全部又は一部を設けなければならない。

一 消防本部

二 消防署

三 消防団

#### (消防本部及び消防署)

第十条 消防本部及び消防署の設置、位置及び名称並びに消防署の管轄区域は、条例で定める。

2 消防本部の組織は市町村の規則で定め、消防署の組織は市町村長の承認を得て消防長が定める。

#### (消防職員)

第十一条 消防本部及び消防署に消防職員を置く。

2 消防職員の定員は、条例で定める。ただし、臨時又は非常勤の職については、この限りでない。

#### (消防長)

第十二条 消防本部の長は、消防長とする。

2 消防長は、消防本部の事務を統括し、消防職員を指揮監督する。

#### (消防署長)

第十三条 消防署の長は、消防署長とする。

2 消防署長は、消防長の指揮監督を受け、消防署の事務を統括し、所属の消防職員を指揮監督する。

#### (消防職員の職務)

第十四条 消防職員は、上司の指揮監督を受け、消防事務に従事する。

#### (消防職員の任命)

第十五条 消防長は、市町村長が任命し、消防長以外の消防職員は、市町村長の承認を得て消防長が任命する。

2 消防長及び消防署長は、これらの職に必要な消防に関する知識及び経験を有する者の資格として市町村の条例で定める資格を有する者でなければならない。

3 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、同項に規定する者の資格の基準として政令で定める基準を参酌するものとする。

#### (消防職員の身分取扱い等)

第十六条 消防職員に関する任用、給与、分限及び懲戒、職務その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の定めるところによる。

2 消防吏員の階級並びに訓練、礼式及び服制に関する事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。

#### (消防職員委員会)

第十七条 次に掲げる事項に関して消防職員から提出された意見を審議させ、その結果に基づき消防長に対して意見を述べさせ、もつて消防事務の円滑な運営に資するため、消防本部に消防職員委員会を置く。

一 消防職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び厚生福利に関すること。

二 消防職員の職務遂行上必要な被服及び装備品に関すること。

三 消防の用に供する設備、機械器具その他の施設に関すること。

#### (消防団)

2 消防職員委員会は、委員長及び委員をもつて組織する。

3 委員長は消防長に準ずる職のうち市町村の規則で定めるものにある消防職員のうちから消防長が指名する者をもつて充て、委員は消防職員(委員長として指名された消防職員及び消防長を除く)のうちから消防長が指名する。

4 前三項に規定するもののほか、消防職員委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。

#### (消防団)

第十八条 消防団の設置、名称及び区域は、条例で定める。

2 消防団の組織は、市町村の規則で定める。

3 消防本部を置く市町村においては、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動するものとし、消防長又は消防署長の命令があるときは、その区域外においても行動することができる。

#### (消防団員)

第十九条 消防団に消防団員を置く。

2 消防団員の定員は、条例で定める。

#### (消防団長)

第二十条 消防団の長は、消防団長とする。

2 消防団長は、消防団の事務を統括し、所属の消防団員を指揮監督する。

#### (消防団員の職務)

第二十一条 消防団員は、上司の指揮監督を受け、消防事務に従事する。

#### (消防団員の任命)

第二十二条 消防団長は、消防団の推薦に基づき市町村長が任命し、消防団長以外の消防団員は、市町村長の承認を得て消防団長が任命する。

#### (消防団員の身分取扱い等)

第二十三条 消防団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、職務その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるもの

を除くほか、常勤の消防団員については地方公務員法で定めるところにより、非常勤の消防団員については条例で定める。

2 消防団員の階級並びに訓練、礼式及び服制に関する事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。

(非常勤消防団員に対する公務災害補償)

第二十四条 消防団員で非常勤のものが公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合においては、市町村は、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、その消防団員又はその者の遺族がこれら原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

2 前項の場合においては、市町村は、当該消防団員で非常勤のもの又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

(非常勤消防団員に対する退職報償金)

第二十五条 消防団員で非常勤のものが退職した場合においては、市町村は、条例で定めるところにより、その者(死亡による退職の場合には、その者の遺族)に退職報償金を支給しなければならない。

(特別区の消防に関する責任)

第二十六条 特別区の存する区域においては、特別区が連合してその区域内における第六条に規定する責任を有する。

(特別区の消防の管理及び消防長の任命)

第二十七条 前条の特別区の消防は、都知事がこれを管理する。

2 特別区の消防長は、都知事が任命する。

(特別区の消防への準用)

第二十八条 前二条に規定するもののほか、特別区の存する区域における消防については、特別区の存する区域を一の市とみなして、市町村の消防に関する規定を準用する。

(都道府県の消防に関する所掌事務)

第二十九条 都道府県は、市町村の消防が十分に行われるよ

う消防に関する当該都道府県と市町村との連絡及び市町村相互間の連絡協調を図るほか、消防に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

一 消防職員及び消防団員の教養訓練に関する事項  
二 市町村相互間における消防職員の人事交流のあつせんに関する事項

三 消防統計及び消防情報に関する事項

四 消防施設の強化拡充の指導及び助成に関する事項

五 消防思想の普及宣伝に関する事項

六 消防の用に供する設備、機械器具及び資材の性能試験に関する事項

七 市町村の消防計画の作成の指導に関する事項

八 消防の応援及び緊急消防援助隊に関する事項

九 市町村の消防が行う人命の救助に係る活動の指導に関する事項

十 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準に関する事項

十一 市町村の行う救急業務の指導に関する事項

十二 消防に関する市街地の等級化に関する事項(消防庁長官が指定する市に係るものを除く。)

十三 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む。)に基づきその権限に属する事項

(都道府県の航空消防隊)

第三十条 前条に規定するもののほか、都道府県は、その区域内の市町村の長の要請に応じ、航空機を用いて、当該市町村の消防を支援することができる。

2 都道府県知事及び市町村長は、前項の規定に基づく市町村の消防の支援に関して協定することができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定に基づく市町村の消防の支援のため、都道府県の規則で定めるところにより、航空消防隊を設けるものとする。

(市町村の消防の広域化)

第三十一条 市町村の消防の広域化(二以上の市町村が消防事務(消防団の事務を除く。以下この条において同じ。)を共同して処理することとする)又は市町村が他の市町村に消防事務を委託することをいう。以下この章において同じ。)は、消防の体制の整備及び確立を旨として、行われなければならない。

(基本指針)

第三十二条 消防庁長官は、自主的な市町村の消防の広域化を推進するとともに市町村の消防の広域化が行われた後の消防(以下「広域化後の消防」という。)の円滑な運営を確保するための基本的な指針(次項及び次条第一項において「基本指針」という。)を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項

二 自主的な市町村の消防の広域化を推進する期間

三 次条第二項第三号及び第四号に掲げる事項に関する基準

四 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

五 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

(推進計画及び都道府県知事の関与等)

第三十三条 都道府県は、基本指針に基づき、当該都道府県の区域内において自主的な市町村の消防の広域化を推進する必要があると認める場合には、その市町村を対象として、当該都道府県における自主的な市町村の消防の広域化の推進及び広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する計画(以下この条において「推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 推進計画においては、おおむね次に掲げる事項について

定めるものとする。

一 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項

二 市町村の消防の現況及び将来の見通し

三 前号の現況及び将来の見通しを勘案して、推進する必要があると認める自主的な市町村の消防の広域化の対象となる市町村（以下「広域化対象市町村」という。）の組合せ

四 前号の組合せに基づく自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する事項

五 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

六 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

3 都道府県は、推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならない。

4 都道府県知事は、広域化対象市町村の全部又は一部から求めがあつたときは、市町村相互間における必要な調整を行うものとする。

5 都道府県知事は、市町村に対し、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、この法律に定めるもののほか、情報の提供その他の必要な援助を行うものとする。

#### （広域消防運営計画）

**第三十四条** 広域化対象市町村は、市町村の消防の広域化を行おうとするときは、その協議により、広域化後の消防の円滑な運営を確保するための計画（以下この条及び次条第二項において「広域消防運営計画」という。）を作成するものとする。

2 広域消防運営計画においては、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 広域化後の消防の円滑な運営を確保するための基本方針

二 消防本部の位置及び名称

三 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

3 広域化対象市町村が、広域消防運営計画を作成するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の第二項の規定により協議会を設ける場合にあつては、当該協議会には、同法第二百五十二条の第三項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、関係市町村の議会の議員又は学識経験を有する者を当該協議会の会長又は委員として加えることができる。

#### （国の援助等）

**第三十五条** 国は、都道府県及び市町村に対し、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、この法律に定めるもののほか、情報の提供その他の必要な援助を行うものとする。

2 広域化対象市町村が第三十三条第二項第三号の組合せに基づき市町村の消防の広域化を行った場合において、当該広域化対象市町村が広域消防運営計画を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該広域化対象市町村の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

### 第五章 各機関相互間の関係等

#### （市町村の消防と消防庁長官等の管理との関係）

**第三十六条** 市町村の消防は、消防庁長官又は都道府県知事の運営管理又は行政管理に服することはない。

#### （消防庁長官の助言、勧告及び指導）

**第三十七条** 消防庁長官は、必要に応じ、消防に関する事項について都道府県又は市町村に対して助言を与え、勧告し、又は指導を行うことができる。

#### （都道府県知事の勧告、指導及び助言）

**第三十八条** 都道府県知事は、必要に応じ、消防に関する事項について市町村に対して勧告し、指導し、又は助言を与えることができる。この場合における勧告、指導及び助言は、消防庁長官の行う勧告、指導及び助言の趣旨に沿うものでなければならない。

#### （市町村の消防の相互の応援）

**第三十九条** 市町村は、必要に応じ、消防に関し相互に応援するように努めなければならない。

2 市町村長は、消防の相互の応援に関して協定することができる。

#### （消防庁長官に対する消防統計等の報告）

**第四十条** 消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

#### （警察通信施設の使用）

**第四十一条** 消防庁及び地方公共団体は、消防事務のために警察通信施設を使用することができる。

#### （消防、警察及び関係機関の相互協力等）

**第四十二条** 消防及び警察は、国民の生命、身体及び財産の保護のために相互に協力をしなければならない。

2 消防庁、警察庁、都道府県警察、都道府県知事、市町村長及び水防法に規定する水防管理者は、相互間において、地震、台風、水災等の非常事態の場合における災害の防御の措置に関しあらかじめ協定することができる。これらの災害に際して消防が警察を応援する場合は、運営管理は警察がこれを留保し、消防職員は、警察権を行使してはならない。これらの災害に際して警察が消防を応援する場合は、災害区域内の消防に係る警察の指揮は、消防が行う。

#### （非常事態における都道府県知事の指示）

**第四十三条** 都道府県知事は、地震、台風、水災等の非常事態の場合において、緊急の必要があるときは、市町村長、市町村の消防長又は水防法に規定する水防管理者に対し

て、前条第二項の規定による協定の実施その他災害の防御の措置に関し、必要な指示をすることができる。この場合における指示は、消防庁長官の行う勧告、指導及び助言の趣旨に沿うものでなければならない。

(非常事態における消防庁長官等の措置要求等)

**第四十四条** 消防庁長官は、地震、台風、水火災等の非常事態の場合において、これらの災害が発生した市町村(以下この条から第四十四条の三までにおいて「災害発生市町村」という。)の消防の応援又は支援(以下「消防の応援等」という。)に関し、当該災害発生市町村の属する都道府県の知事から要請があり、かつ、必要があると認めるときは、当該都道府県以外の都道府県の知事に対し、当該災害発生市町村の消防の応援等のため必要な措置をとることを求めることができる。

2 消防庁長官は、前項に規定する場合において、当該災害の規模等に照らし緊急を要し、同項の要請を待たないで、緊急に消防の応援等を必要とする認められる災害発生市町村のため、当該災害発生市町村の属する都道府県以外の都道府県の知事に対し、当該必要な措置をとることを求めることができる。この場合において、消防庁長官は、当該災害発生市町村の属する都道府県の知事に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

3 都道府県知事は、前二項の規定による消防庁長官の求めに応じ当該必要な措置をとる場合において、必要があると認めるときは、その区域内の市町村の長に対し、消防機関(第九条に規定する機関をいう。以下同じ。)の職員の応援出動等の措置をとることを求めることができる。

4 消防庁長官は、第一項又は第二項の場合において、人命の救助等のために特に緊急を要し、かつ、広域的に消防機関の職員の応援出動等の措置を的確かつ迅速にとる必要があると認められるときは、緊急に当該応援出動等の措置を必要とする認められる災害発生市町村のため、当該災

害発生市町村以外の市町村の長に対し、当該応援出動等の措置をとることを自ら求めることができる。この場合において、消防庁長官は、第一項の場合にあつては当該応援出動等の措置をとることを求めた市町村の属する都道府県の知事に対し、第二項の場合にあつては当該都道府県の知事及び当該災害発生市町村の属する都道府県の知事に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

5 消防庁長官は、第一項、第二項又は前項に規定する場合において、大規模地震対策特別措置法第三条第一項に規定する地震防災対策強化地域に係る著しい地震災害その他の大規模な災害又は毒性物質の発散その他の政令で定める原因により生ずる特殊な災害に対処するために特別の必要があると認められるときは、当該特別の必要があると認められる災害発生市町村のため、当該災害発生市町村の属する都道府県以外の都道府県の知事又は当該都道府県内の市町村の長に対し、第四十五条第一項に規定する緊急消防援助隊(以下この条から第四十四条の三までにおいて「緊急消防援助隊」という。)の出動のため必要な措置をとることを指示することができる。この場合において、消防庁長官は、当該災害発生市町村の属する都道府県の知事及び当該出動のため必要な措置をとることを指示した市町村の属する都道府県の知事に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

6 都道府県知事は、前項の規定による消防庁長官の指示に基づき、その区域内の市町村の長に対し、緊急消防援助隊の出動の措置をとることを指示することができる。

7 前各項の規定は、大規模地震対策特別措置法第二十条第三号の警戒宣言が発せられた場合に準用する。

8 消防庁長官は、第一項、第二項若しくは第四項又は第五項の規定により、災害発生市町村のため、当該災害発生市町村以外の災害発生市町村において既に行動している緊急消防援助隊の出動のため必要な措置をとることを求め又は指示するときは、あらかじめ、当該緊急消防援助隊が

行動している災害発生市町村(以下この項及び第四十四条の三第一項において「緊急消防援助隊行動市町村」という。)の長及び当該緊急消防援助隊行動市町村の属する都道府県の知事の意見を聴くものとする。ただし、当該災害の規模等に照らし緊急を要し、あらかじめ、意見を聴くいとまがないと認められるときは、この限りでない。

(消防応援活動調整本部)

**第四十四条の二** 一の都道府県の区域内において災害発生市町村が二以上ある場合において、緊急消防援助隊が消防の応援等のため出動したときは、当該都道府県の知事は、消防応援活動調整本部(以下この条及び次条第二項において「調整本部」という。)を設置するものとする。

2 調整本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 災害発生市町村の消防の応援等のため当該都道府県

及び当該都道府県の区域内の市町村が実施する措置の

総合調整に関すること。

二 前号に掲げる事務を円滑に実施するための関係機関

との連絡に関すること。

3 調整本部の長は、消防応援活動調整本部長(以下この条

において「調整本部長」という。)とし、都道府県知事を

もつて充てる。

4 調整本部長は、調整本部の事務を総括する。

5 調整本部に本部員を置き、次に掲げる者をもつて充てる。

一 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから任命する者

二 当該都道府県の区域内の市町村の置く消防本部のう

ち都道府県知事が指定するもの長又はその指名する

職員

三 当該都道府県の区域内の災害発生市町村の長の指名

する職員

四 当該都道府県の区域内の災害発生市町村に出動した

緊急消防援助隊の隊員のうちから都道府県知事が任命する者

6 調整本部に副本部長を置き、前項の本部員のうちから、都道府県知事が指名する。

7 副本部長は、調整本部長を助け、調整本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

8 調整本部長は、必要があると認めるときは、国の職員その他の者を調整本部の会議に出席させることができる。

#### (都道府県知事の緊急消防援助隊に対する指示等)

第四十四条の三 都道府県知事は、前条第一項に規定する場合において、緊急消防援助隊行動市町村以外の災害発生市町村の消防の応援等に関し緊急の必要があると認めるときは、当該緊急消防援助隊行動市町村以外の災害発生市町村のため、緊急消防援助隊行動市町村において行動している緊急消防援助隊に対し、出動することを指示することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による指示をするときは、あらかじめ、調整本部の意見を聴くものとする。ただし、当該災害の規模等に照らし緊急を要し、あらかじめ、調整本部の意見を聴くいとまがないと認められるときは、この限りでない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による指示をした場合には、消防庁長官に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

4 前項の規定により通知を受けた消防庁長官は、当該緊急消防援助隊として活動する人員が都道府県に属する場合にあつては当該都道府県の知事に対し、当該緊急消防援助隊として活動する人員が市町村に属する場合にあつては当該市町村の属する都道府県の知事を通じて当該市町村の長に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

#### (緊急消防援助隊)

第四十五条 緊急消防援助隊とは、第四十四条第一項、第二項若しくは第四項の規定による求めに応じ、又は同条第五項の規定による指示に基づき、消防の応援等を行うことを任務として、都道府県又は市町村に属する消防に関する人

員及び施設により構成される部隊をいう。

2 総務大臣は、緊急消防援助隊の出動に関する措置を的確かつ迅速に行うため、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画を策定し、公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

3 総務大臣は、前項の計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ財務大臣と協議するものとする。

4 消防庁長官は、政令で定めるところにより、都道府県知事又は市町村長の申請に基づき、必要と認める人員及び施設を緊急消防援助隊として登録するものとする。

5 消防庁長官は、第二項の計画に照らして必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、前項の登録について協力を求めることができる。

#### (情報通信システムの整備等)

第四十六条 消防庁長官は、緊急消防援助隊の出動その他消防の応援等に関する情報通信システムの整備及び運用のため必要な事項を定めるものとする。

#### (消防機関の職員が応援のため出動した場合の指揮)

第四十七条 消防機関の職員がその属する市町村以外の市町村の消防の応援のため出動した場合には、当該職員は、応援を受けた市町村の長の指揮の下に行動するものとする。

2 前項の規定は、緊急消防援助隊の隊員の属する市町村の長が、第四十四条第一項、第二項若しくは第四項の規定による求めに応じ、又は同条第五項の規定による指示に基づき、当該隊員の属する緊急消防援助隊に対し当該隊員の属する緊急消防援助隊が行動している市町村以外の市町村の消防の応援のため出動を命ずることを妨げるものではない。

#### (航空消防隊が支援のため出動した場合の連携)

第四十八条 都道府県の航空消防隊が市町村の消防機関の支援のため出動した場合には、当該航空消防隊は、支援を受けた市町村の消防機関との相互に密接な連携の下に行動するものとする。

下に行動するものとする。

#### (国の負担及び補助)

第四十九条 第四十四条第五項に基づく指示を受けて出動した緊急消防援助隊の活動(当該緊急消防援助隊が第四十四条の三第一項の規定による指示を受けて出動した場合の活動を含む。)により増加し、又は新たに必要となる消防に要する費用のうち当該緊急消防援助隊の隊員の特殊勤務手当及び時間外勤務手当その他の政令で定める経費は、政令で定めるところにより、国が負担する。

2 緊急消防援助隊に係る第四十五条第二項の計画に基づいて整備される施設であつて政令で定めるものに要する経費は、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、国が補助するものとする。

3 前項に定めるもののほか、市町村の消防に要する費用に対する補助金に関しては、法律でこれを定める。

#### (国有財産等の無償使用)

第五十条 総務大臣又はその委任を受けた者は、緊急消防援助隊の活動に必要があるときは、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第十九条において準用する同法第二十二條及び財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第九條第一項の規定にかかわらず、その所掌事務に支障を生じない限度において、その所管に属する消防用の国有財産(国有財産法第二条第一項に規定する国有財産をいう。)又は国有の物品を、当該緊急消防援助隊として活動する人員の属する都道府県又は市町村に対し、無償で使用させることができる。

#### (消防学校等)

第五十一条 都道府県は、財政上の事情その他特別の事情のある場合を除くほか、単独に又は共同して、消防職員及び消防団員の教育訓練を行うために消防学校を設置しななければならない。

2 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)は、単独に又は都道府県と共同



して、消防職員及び消防団員の教育訓練を行うために消防学校を設置することができる。

- 3 前項の規定により消防学校を設置する指定都市以外の市及び町村は、消防職員及び消防団員の訓練を行うために訓練機関を設置することができる。
- 4 消防学校の教育訓練については、消防庁が定める基準を確保するように努めなければならない。

#### (教育訓練の機会)

**第五十二条** 消防職員及び消防団員には、消防に関する知識及び技能の習得並びに向上のために、その者の職務に応じ、消防庁に置かれる教育訓練機関又は消防学校の行う教育訓練を受ける機会が与えられなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、住民の自主的な防災組織が行う消防に資する活動の促進のため、当該防災組織を構成する者に対し、消防に関する教育訓練を受ける機会を与えるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

### 附 則

#### (施行期日)

**第一条** この法律施行の期日は、その成立の日から九十日を超えない期間内において、各規定について、政令で、これを定める。

#### (恩給法等の準用)

**第二条** この法律施行の際現に警視庁又は道府県警察部若しくは特設消防署に勤務する官吏が、引き続き都道府県の消防訓練機関の職員又は市町村の消防職員となつた場合(その官吏が引き続き恩給法(大正十二年法律第四十八号)第十九条に規定する公務員である国家消防庁、国家消防本部、国家地方警察、警察庁若しくは都道府県警察の職員、都道府県の消防訓練機関の職員又は市町村の消防職員として在職し、更に引き続き都道府県の消防訓練機関の職員又は市町村の消防職員となつた場合を含む。)には、これ

を同法第十九条に規定する公務員として勤続するものとみなし、当分の間、これに同法の規定を準用する。

- 2 前項の都道府県の消防訓練機関の職員又は市町村の消防職員とは、都道府県又は市町村の職員で次に掲げるものをいう。

- 一 消防士長又は消防士である消防吏員
- 二 消防司令補である消防吏員
- 三 消防長又は前三号に掲げる者以外の消防吏員
- 四 前三号に掲げる者以外の都道府県の消防訓練機関の職員又は市町村の消防職員

**第三条** 警察法(昭和二十九年法律第六十二号)による改正前の警察法(昭和二十二年法律第九十六号)附則第七条第三項から第五項までの規定は、第一項の規定を適用する場合に準用する。この場合において、同条第四項中「現にこれに俸給を給する都」とあるのは「現にこれに俸給を給する都道府県」と、同条第五項中「都から俸給を受ける者」とあるのは「都道府県から俸給を受ける者」と、それぞれ読み替えるものとする。

#### 附 則 [平成一八年六月一四日法律第六四号]

#### (施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

#### (経過措置)

**第二条** この法律の施行の際現にこの法律による改正後の消防組織法(以下「新法」という。)第十六条第二項に規定する消防庁の定める基準に適合する消防長の階級を定めている新法第三十三条第二項第三号に規定する広域化対象市町村が同号の組合せに基づき新法第三十一条に規定する市町村の消防の広域化(以下この条において「広域化」という。)を行った場合においては、当該広域化が行われた後の消防事務を処理する市町村は、新法第十六条第二項の規定にかかわらず、当該市町村の規則で、当該広域

化が行われた日の前日に消防長であつた者が当該市町村の消防吏員でなくなる日までの間、当該消防長であつた者が従前用いていた階級を用いることができる旨の特例を定めることができる。

#### (消防法の一部改正)

**第三条** 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

#### (電波法の一部改正)

#### 第四条 (略)

(国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の

#### 一部改正)

#### 第五条 (略)

(消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部改正)

**第六条** 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律(昭和三十一年法律第七号)の一部を次のように改正する。

(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法

#### の一部改正)

#### 第七条 (略)

平成十八年四月十一日  
参議院総務委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について十分配慮すべきである。

- 一、消防庁長官が定める基本指針に基づき、都道府県が消防広域化推進計画を策定するに当たっては、基礎自治体である市町村がまずその任に当たる市町村消防の原則を維持し、関係市町村等の意見を聴取するなど地域の実情を十分に踏まえ、市町村の自主性を損なわないようにすること。
- 二、市町村による広域消防運営計画の策定に当たっては、現場の消防職員に情報を開示し、意見の反映が図られるよう指導すること。
- 三、消防の広域化は、消防隊員等の増強、高度な消防資機材の整備、救急業務の専任化等、質の高い消防防災サービスを提供できる体制を確立し、住民の安心・安全をより充実するために行われるものであり、消防署の統廃合や消防職員の削減につながることはないよう、消防の広域化の趣旨を周知徹底すること。

四、広域化された消防本部を市町村の防災部局との連携体制の確立を図るため、両者の連携の重要性、具体的方策について、適宜情報提供等を行うこと。また、広域化された常備消防と地域に密着した消防防災活動を行っている消防団や自主防災組織との連携強化を図ること。

五、広域化対象市町村が広域消防運営計画を達成するために行う事業に要する経費については、人的・物的確保に支障が生ずることのないよう、地方債をはじめ、所要の十分な財政的支援を講ずる。

平成十八年六月一日  
衆議院総務委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について十分配慮すべきである。

- 一、消防庁長官が定める基本指針に基づき、都道府県が消防広域化推進計画を策定するに当たっては、市町村消防の原則を維持し、関係市町村等の意見を聴取するなど地域の実情を十分に踏まえ、市町村の自主性を損なわないよう配慮すること。
- 二、消防の広域化は、消防署の統廃合等を目的とするものではなく、消防隊員等の増強、高度な消防資機材の整備、救急業務の専任化等質の高い消防防災サービスを提供できる体制を確立し、住民の安心・安全をより充実するために行われるものであるという、消防の広域化の趣旨の周知徹底を図ること。
- 三、市町村による広域消防運営計画の策定に当たっては、現場の消防職員に情報を開示し、その意見の反映が図られるよう指導すること。

四、広域化された消防本部と市町村の防災部局との十分な連携体制の確立を図るため、両者の連携の重要性、具体的方策について、適宜適切な情報提供等を行うこと。また、広域化された常備消防と地域に密着した消防防災活動を行っている消防団や自主防災組織との連携強化を図るため、具体策を講ずること。

五、広域化対象市町村が広域消防運営計画を達成するために行う事業に要する経費について十分な財政的支援を講ずること。

○消防庁告示第三十二号

消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第三十二条第一項の規定に基づき、市町村の消防の広域化に関する基本指針を次のように定める。

平成十八年七月十二日

消防庁長官 板倉 敏和

## 市町村の消防の広域化に関する基本指針

### 一 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項

#### 1 市町村の消防の広域化の必要性

消防は、災害や事故の多様化及び大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化等の消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、今後とも住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うする必要がある。

しかしながら、小規模な消防本部においては、出動体制、保有する消防車両、専門要員の確保等に限界があることや、組織管理や財政運営面での厳しさが指摘されることがあるなど、消防の体制としては必ずしも十分でない場合がある。

これを克服するためには、市町村の消防の広域化により、行財政上の様々なスケールメリットを実現することが極めて有効である。具体的には、広域化によって、

- ① 災害発生時における初動体制の強化
- ② 統一的な指揮の下での効果的な部隊運用
- ③ 本部機能統合等の効率化による現場活動要員の増強
- ④ 救急業務や予防業務の高度化及び専門化
- ⑤ 財政規模の拡大に伴う高度な資機材の計画的な整備
- ⑥ 消防署所の配置や管轄区域の適正化による現場到着時間の短縮

等、消防力の強化による住民サービスの向上や消防に関する行財政運営の効率化と基盤の強化が期待される。

こうしたことから、平成六年以降、自主的な市町村の消防

の広域化が推進されてきた。全国の消防本部の数は、最も多かった平成三年十月の九百二十六本部から、平成十八年四月には八百十一本部にまで減少しているが、広域化と並行して進められた市町村合併の状況と比較すると、広域化が十分進んだとは言いがたい状況にあった。そこで、平成十八年においては、都道府県の役割の明確化と、市町村における十分な議論を確保するための関係者の議論の枠組みの創設と併せ、災害の大規模化・多様化等の環境の変化に的確に対応するために広域化の目標となる消防本部の規模を引き上げること等を内容として、広域化を更に推進するための消防組織法の改正及びこれに基づく本指針の策定を行った。

以来、改正後の消防組織法に基づき各都道府県において定められた推進計画に基づく取組が進められてきたところであるが、本指針が策定された当初の広域化の実現の期限としていた平成二十四年度末には平成十八年四月から更に二十七本部が減少し、消防本部数は七百八十四本部となったところである。広域化を行った消防本部においては、人員配備の効率化と充実、消防体制の基盤の強化を通じた住民サービスの向上等の成果が現れており、広域化に伴う現象として一部の地方公共団体が懸念する、消防署所の配置替えによる一部地域での消防力低下や消防本部と市町村との関係の希薄化といった事実は認められない。

このように、広域化した消防本部においては、広域化の意図する成果が現れているものの、全体的には、管轄人口十万余満の小規模な消防本部（以下「小規模消防本部」という。）が全消防本部数の約六割を占めるなど、広域化の進捗はまだ十分とはいえず、小規模消防本部が抱える前記の課題が依然として克服されていない。

一方で、日本の総人口は、平成十七年に戦後初めて減少に転じ、これまでの長期的な少子化の傾向が今後も続く場合は、将来人口が減少することが予想されている。これにより一般的に現在の各消防本部の管轄人口も減少し、消防本部の小規模化がより進むと同時に、生産年齢人口の減少を通じた財政面の制約

もより厳しくなるものと考えられる。また、消防本部とともに地域の消防を担っている消防団員の担い手不足の問題も更に懸念される状況にある。このような人口動態等による影響は消防本部の規模が小さいほど深刻であると考えられ、加えて、近年の東日本大震災での教訓や類例を見ない大規模災害等の発生、また、今後の災害リスクの高まりも指摘される状況を踏まえ、国、都道府県及び市町村が一体となった広域化の推進による小規模消防本部の体制強化がこれまでに必要となっている。

### 2 消防組織法における市町村の消防の広域化の基本的な考え方

消防組織法では市町村の消防の広域化に関し、次の事項について定めている。

- ① 市町村の消防の広域化の理念及び定義
- ② 消防庁長官による基本指針の策定
- ③ 都道府県による推進計画の策定及び都道府県知事との関与等
- ④ 広域化対象市町村による広域消防運営計画の作成
- ⑤ 国の援助及び地方債の特別の配慮

この市町村の消防の広域化は、消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として、行わなければならないとされているため、広域化によって消防本部の対応力が低下するようなことはあってはならない。

また、市町村の消防の広域化とは、二以上の市町村が消防事務（消防団の事務を除く。）を共同して処理することとする（と又は市町村が他の市町村に消防事務を委託すること）をいうと定義されている。したがって、広域化の対象は、いわゆる常備消防であり、消防団はその対象ではない。

加えて、広域化については、一部事務組合等の共同処理又は事務委託の方式により行われることとなるが、関係市町村間においてそれぞれの方式の利点及び問題点を十分に比較考量的上、その地域に最も適した方式を選択することが必要である。

### 3 平成二十五年以降の市町村の消防の広域化の推進の方向性

平成十八年の消防組織法の改正後、平成二十四年度末に至るまでの広域化の状況を踏まえ、広域化の進捗状況は地域の实情によって左右される面があるものと考えられる。このことから、今後、広域化を推進するに当たっては、広域化対象市町村の組合せを定める場合は、広域化の規模に関する目標を引き続き考慮すると同時に地域の事情も十分勘案することとする。あわせて、広域化に関する取組を行う対象地域を、それぞれの地域における広域化の必要性や広域化への期待等を踏まえて重点化する枠組みを設けた上で、地域の实情を踏まえたきめ細かい取組を行うこととする。

その際、地域の表情を熟知した広域的な地方公共団体である都道府県の役割が特に重要である。平成二十年及び平成二十一年の消防組織法の改正により、緊急消防援助隊に関する事務と傷病者の搬送及び受入れの実施基準に関する事務が都道府県の事務に追加されたことから明らかのように、消防の分野における都道府県の役割の重要性は高まっている。広域化についても、本指針一、一で示された現下の消防を取り巻く状況を踏まえ、国の取組とあわせ、都道府県には、関係市町村間の必要な調整、情報の提供その他の必要な支援を行う役割を果たすことが更に期待される。とりわけ、関係市町村間の連絡調整はもとより、広域化に係る市町村の財政負担又は事務負担に対する支援等について、より積極的はその役割を果たし、自主的な市町村の消防の広域化の推進に取り組むことが求められる。

### 4 国における自主的な市町村の消防の広域化を推進するための施策

本指針一、三を踏まえ、国は、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、次のような施策を講ずる。

#### (1) 消防広域化推進本部の設置

消防庁に、都道府県及び市町村における広域化の取組を支援するための消防広域化推進本部を設置する。

#### (2) 広報及び普及啓発

市町村の消防の広域化を推進するためには、消防サービスの提供を受ける国民、広域化に直接取り組む市町村及び指導助言や連絡調整等を市町村に対して行う都道府県が広域化の必要性、メリットや全国的な状況等について、十分に理解することが重要であることから、あらゆる機会を捉え、また、適当な広報媒体を活用することにより、広域化に関する広報及び普及啓発を行う。

#### (3) 都道府県及び市町村に対する情報提供

広域化の推進に関する制度、広域化を行った先進事例、実際に広域化を行う際の留意事項等について、都道府県及び市町村のニーズに応じた情報提供を行い、関係者における広域化に関する取組の促進を図る。

#### (4) 相談体制の確保充実

広域化を実現した消防本部の幹部職員等で消防庁に登録された者を市町村等に派遣し、助言等を行う消防広域化推進アドバイザーの活用等により、広域化に関する協議を進めるに当たつての諸課題への対処方策等広域化に関する個別具体の相談に積極的に応じる。

#### (5) 財政措置

都道府県に対して、広域消防運営計画の作成等に関する広域化対象市町村への情報提供若しくは助言、本指針二、三に定める消防広域化重点地域の指定、協議会への参画、調査研究又は広報啓発等に必要となる経費について所要の普通交付税措置を講ずるとともに、都道府県が広域化対象市町村に対して行う補助金、交付金等の交付に要する経費について所要の特別交付税措置を講ずるほか、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の地方公共団体の組合で広域化を行った広域化対象市町村の加入するもの若しくは広域化を行った広域化対象市町村又は同項の地方公共団体の組合で広域化を行う広域化対象市町村（以下「広域化対象市町村等」という。）に対して、当該広域化対象市町村

等が広域消防運営計画を達成するために行う事業に要する経費等について、財政運営に支障を生ずることのないよう、次の財政措置を講ずる。

なお、これらの措置については、平成二十六年以降、消防広域化重点地域に対するものに重点化するとともに、必要に応じて見直すものとする。

① 市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画に定める市町村の組合せを構成する市町村の全部又は一部からなる地域の広域化に限る。以下この(5)において「市町村の消防の広域化」という。）に伴う広域消防運営計画の作成を含めた広域化の準備に要する経費及び臨時に増加する経費について所要の特別交付税措置を講ずる。

② 市町村の消防の広域化（平成二十年四月一日までに行われるものに限る。）に伴い、広域消防運営計画又は消防署所等の再編整備計画（以下「広域消防運営計画等」という。）に基づき、必要となる消防署所等（一体的に整備する自主防災組織等のための訓練研修施設を含む。）の増設（広域消防運営計画等において消防署所等の再配置が必要であると位置づけられたものについては、新築を含む。）であつて、当該広域化後十年以内完了するもの（ただし、広域化前に完了するものを含み、平成十八年の消防組織法の改正に基づいて平成二十四年度までに広域化した消防本部にあっては平成二十四年度までに完了するもの。③において同じ。）に要する経費について所要の地方財政措置を講ずる。

③ 市町村の消防の広域化（平成二十年四月一日までに行われるものに限る。）に伴い、統合される消防本部庁舎を消防署所等として有効活用するために必要となる改築であつて、当該広域化後十年以内完了するものに要する経費について所要の地方財政措置を講ずる。

④ 市町村の消防の広域化に伴う消防本部庁舎の整備に要する経費について所要の地方債措置を講ずる。

⑤ 消防通信・指令施設（消防救急デジタル無線、高機能消防

指令センター)の整備に要する経費について所要の地方財政措置を講ずる。

⑥ 市町村の消防の広域化(平成三十年四月一日までに行われるものに限る。)に伴い、広域消防運営計画等に基づく消防署所等の統合による効率化等により、機能強化を図る消防車両等の整備事業であつて、当該広域化後五年度以内に完了するもの(ただし、広域化前に完了するものを含み、平成十八年の消防組織法の改正に基づいて平成二十四年度までに広域化した消防本部にあつては平成二十九年年度までに完了するもの。)に要する経費について所要の地方財政措置を講ずる。

⑦ 市町村の消防の広域化に伴う消防防災施設等の整備については、消防防災施設等整備費補助金の交付の決定に当たつて、特別の配慮をするものとする。

## 二 自主的な市町村の消防の広域化を推進する期間

市町村の消防の広域化は、消防の体制の整備及び確立のため、不断に取り組んでいかなければならない課題であるが、地域における広域化についての合意形成には相当の時間を要するものと考えられる一方で、大規模災害等が発生する懸念が高まつており、広域化の取組が急がれることや過度に長期の期限を設けると集中的な広域化の取組を阻害するおそれがあることを踏まえると、五年度後を期限として広域化に取り組むことが必要である。

### (1) 都道府県の推進計画等

都道府県の実情に照らし、必要に応じて推進計画の変更又は策定を行うよう努めること。

なお、本指針三、3に定める消防広域化重点地域の指定については、速やかに行つこと。

### (2) 市町村の消防の広域化

各広域化対象市町村においては、広域消防運営計画の作成等、広域化に向けた取組を行い、本指針が定められた当初の期限である平成二十四年度末から五年度後の平成三十

年四月一日までに広域化を実現すること。

## 三 推進計画に定める市町村の組合せ及び都道府県における必要な措置に関する基準

### 1 推進計画の策定

都道府県が、本指針に基づき、当該都道府県の区域内において自主的な市町村の消防の広域化を推進する必要があると認める場合に、その市町村を対象として定めることとされている推進計画には、次のような事項を定めることとなる。

(1) 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項

次のような事項に留意して定めること。

① 推進計画は、広域化を推進する必要があると認める市町村について、その広域化を計画的かつ円滑に推進することを目的とすること。

② 広域化は、消防の体制の整備及び確立を図るため推進するものであること。

③ 広域化は、市町村、住民、消防関係者等の理解を得て進めていくことが肝要であり、これらの関係者のコンセンサスを得ながら推進していくように努めること。

(2) 市町村の消防の現況及び将来の見通し

次のような事項に留意して定めること。

① 広域化を推進するに当たっては、まず、当該都道府県における広域化の必要性を十分認識する必要があることから、各都道府県における消防需要の動向、これに対する消防力の実情、消防本部の財政、人事管理等の状況等の市町村の消防の現況について、市町村の協力を得つつ、消防本部の規模別に十分把握し、その問題点を分析し、認識する必要があること。

② さらに、今後の人口の減少、消防需要の変化、消防職員の高齢化等の進展の中で、市町村の消防が将来どのような姿になっていくかの見通しについても、市町村の協

力を得つつ、的確に分析し、認識する必要があること。

(3) 広域化対象市町村の組合せ  
本指針三、2に基づき定めること。  
なお、広域化対象市町村の組合せに基づく本指針三、3に定める消防広域化重点地域の指定等を行う場合については、本指針三、3によること。

(4) 自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する事項

本指針三、4に基づき定めること。

(5) 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

本指針四を参考にしつつ、各都道府県の実情を勘案して定めること。

(6) 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

本指針五を参考にしつつ、各都道府県の実情を勘案して定めること。

なお、都道府県が推進計画を定めるに当たっては、都道府県に、都道府県、市町村の代表、消防機関の代表(常備消防・消防団)、住民代表及び学識経験者等で構成する委員会等の協議機関を設置するなどとして、関係者のコンセンサスの形成に努めることが重要である。

また、都道府県が推進計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならないとされているところである。

### 2 推進計画に定める市町村の組合せに関する基準

各都道府県は、以下の点を十分考慮した上で、推進計画において、広域化対象市町村及びその組合せを定めること。

#### (1) 市町村の消防の広域化の規模

一般論としては、消防本部の規模が大きいほど火災等の災害への対応能力が強化されることとなり、また組織管理、財政運営等の観点からも望ましい。

その上で、現状を踏まえつつ、これからの消防に求められる消防力、組織体制、財政規模等に鑑みると、管轄人口の観点から言えばおおむね三十万以上の規模を一つの目標とすることが適当である。

しかしながら、各市町村は、管轄面積の広狭、交通事情、島嶼部などの地理的条件、広域行政、地域の歴史、日常生活圏、人口密度及び人口減少などの人口動態等の地域の事情をそれぞれ有しているため、広域化対象市町村の組合せを検討する際には、上記の規模目標には必ずしもとられず、小規模消防本部の広域化を着実に推進するという観点から、これらの地域の事情を十分に考慮する必要がある。その際、例えば、当該組合せの広域化を段階的に実現するために段階ごとの組合せをあわせて定めるといった方策も考えられる。

## (2) 配慮及び留意すべき事項

既存の消防広域化基本計画に基づいて行われた広域化の状況及び非常備市町村の常備化の必要性に配慮する必要がある。

また、市町村合併との関係について、推進計画に定める市町村の組合せは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第五十九条第一項に規定する自主的な市町村の合併の推進に関する構想により定められた市町村の組合せに十分留意する必要がある。

## 3 消防広域化重点地域の指定等

### (1) 消防広域化重点地域の指定の趣旨

本指針一、三の趣旨を踏まえ、本指針一、四に掲げる国の施策及び本指針三、四に掲げる各都道府県における措置を他の広域化対象市町村よりも先行して集中的に実施することにより広域化対象市町村の組合せにおける自主的な市町村の消防の広域化を着実に推進するため、消防広域化重点地域（以下「重点地域」という。）の枠組みを設ける。

### (2) 都道府県知事による重点地域の指定及び公表等

都道府県知事は、広域化対象市町村のそれぞれの組合せを

構成する市町村の全部又は一部からなる地域のうち、広域化の取組を先行して重点的に取り組む必要があるものとして次に該当すると当該都道府県知事が認めるものを重点地域として指定することができる。

① 今後、十分な消防防災体制が確保できないおそれがある市町村を含む地域

② 広域化の気運が高い地域

広域化対象市町村の一の組合せを越える地域を重点地域に指定しようとするときは、当該指定しようとする地域が広域化対象市町村の一の組合せの全部又は一部を構成するよう、事前又は事後に推進計画の変更を行うものとする。

なお、当該指定を行ったときはその旨を、当該重点地域に対する都道府県の支援の内容とともに公表するものとする。

### (3) 関係市町村の意見の聴取等

重点地域の指定に当たっては、都道府県知事は、あらかじめ関係市町村の意見を聴くものとする。

また、重点地域に指定された市町村以外の市町村から重点地域の指定を求める意見等があった場合には、都道府県知事は当該意見等を尊重し、当該市町村を対象とする重点地域の指定等に努めるものとする。

### (4) 重点地域の指定の変更

(2)及び(3)は、重点地域の指定の変更について準用する。

## 4 自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する基準

消防組織法第三十三条において、都道府県知事が行う市町村相互間における必要な調整及び情報の提供その他の必要な援助等について定められていることを踏まえ、各都道府県は、推進計画において、当該各都道府県における自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置を定めること。

具体的には、

- ① 広域化を推進するための体制の整備
- ② 住民及び関係者に対する情報提供、普及啓発等
- ③ 各市町村に対する情報提供、相談対応体制の確保、職員の派遣等
- ④ 関係市町村間の協議の積極的な推奨、仲介、調整等
- ⑤ 広域化に関する調査研究

等が考えられるところであり、これらを参考にしつつ、必要な措置を定め、都道府県として広域化の推進に積極的に取り組むこと。

## 四 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

### 1 広域化後の消防の体制の整備

市町村の消防の広域化が行われた後に、広域化の効果を十分に發揮することができるよう、広域化後の消防において一元的な部隊運用、出動体制、事務処理等が行われることが重要である。

### 2 構成市町村等間の関係

市町村の消防の広域化は、主に一部事務組合、広域連合又は事務委託により行われることとなるが、その場合広域化後の消防は、組合の構成市町村又は受託市町村若しくは委託市町村（以下「構成市町村等」という。）との意思疎通及び情報共有に特に意を用いる必要がある。

### 3 広域化後の消防の体制の整備のために考えられる方策

このように、広域化後の消防の円滑な運営の確保のためには、広域化後の消防の体制を適切に整備することが重要であるが、そのための方策としては、例えば、以下のような事項について、構成市町村等間において十分協議の上、可能な限り、組合又は事務委託の規約、規程等において定めることとすることが有効である。

(1) 組合の方式による場合

- ① 経常的経費、投資的経費それぞれについての構成市町村ごとの負担金の額又は負担割合等に係る基本的なルール
- ② 職員の任用、給与、教育訓練等に関する計画を策定すること。
- ③ 中長期的な整備費用の見直しを含めた消防力の整備計画を策定すること。
- ④ 部隊運用、指令管制等に関する計画を策定すること。
- ⑤ 災害時等に構成市町村の長と消防長、消防署長又は消防団長とが緊密に連携することができるよう、相互連絡、情報共有等に関する計画を策定すること。
- ⑥ 構成市町村間の連絡会議の定期的な開催、消防長の専決対象の明確化等構成市町村間の迅速な意見調整を可能とするための仕組みを構築すること。
- ⑦ 組合の運営に関し、住民の意見を反映できるようにすること。

#### (2) 事務委託の方式による場合

- ① 委託料に係る基本的なルール
- ② 災害時等に委託市町村の長と消防長、消防署長又は消防団長とが緊密に連携することができるよう、相互連絡、情報共有等に関する計画を策定すること。
- ③ 消防事務の運営に関し、住民の意見を反映できるようにすること。

#### 4 推進計画及び広域消防運営計画への記載

以上の点を踏まえ、都道府県においては、必要な事項を推進計画において定めるとともに、広域化対象市町村においては、広域化に係る協議の際にこれらの事項について十分協議の上、可能な限り広域消防運営計画において定めること。

### 五 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

#### 1 消防団との連携の確保

消防団は、地域に密着した消防防災活動を行うという特性上、本指針一、二のとおり、消防組織法に基づき推進する自主的な市町村の消防の広域化の対象とされおらず、従来どおり、消防力の整備指針第二十七条に基づき、市町村の合併等消防団の沿革その他の特段の事情がある場合を除き、一市町村に一団を置くものとする。

この場合、広域化後の消防本部と消防団との緊密な連携の確保が必要となる。

そのために、次のような具体的方策が考えられる。

- ① 常備消防の管轄区域内の複数の消防団の団長の中から連絡調整担当の団長を指名することによる常備消防との一元的な連絡調整
  - ② 平素からの各消防団合同又は常備消防を含めた訓練等の実施
  - ③ 構成市町村等の消防団と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための、消防署所への消防団との連絡調整担当の配置、定例的な連絡会議の開催等
  - ④ 常備消防と消防団との連絡通信手段の確保
- 以上のような方策を参考としつつ、地域の実情に応じて広域化後の消防本部と消防団との連携の確保を図ることが必要である。

#### 2 防災・国民保護担当部局との連携の確保

防災・国民保護業務は、住民の安心・安全の確保という最も基本的かつ重要な業務であり、また、関係部局・関係機関が多岐にわたるため、それら全体を総合的に調整できる責任者が実施することが必要である。

この場合、市町村の消防の広域化を行うときには、広域化後の消防本部と構成市町村等の防災・国民保護担当部局との緊密な連携の確保が必要となる。

そのために、次のような具体的方策が考えられる。

- ① 夜間・休日等における市町村の防災業務について、初動時の連絡体制などを消防本部に事務委託

- ② 各構成市町村等の長及び危機管理担当幹部と消防長及び消防署長による協議会の設置

③ 各構成市町村等と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための、定例的な連絡会議の開催  
各市町村の災害対策本部への各消防署所の消防職員の派遣等

- ④ 防災・国民保護担当部局と消防本部との人事交流
  - ⑤ 総合的な合同防災訓練の実施
  - ⑥ 防災・国民保護担当部局と消防本部との情報通信手段の充実による連絡体制の強化
  - ⑦ 防災行政無線の親機や遠隔操作機を消防本部の通信指令部門に設置することによる二十四時間体制の確保
- 以上のような方策を参考としつつ、地域の実情に応じて広域化後の消防本部と構成市町村等の防災・国民保護担当部局との連携の確保を図ることが必要である。

#### 3 推進計画及び広域消防運営計画への記載

以上の点を踏まえ、都道府県においては、必要な事項を推進計画において定めるとともに、広域化対象市町村においては、広域化に係る協議の際にこれらの事項について十分協議の上、可能な限り広域消防運営計画において定めること。

各都道府県知事 }  
各指定都市市長 } 殿

消防庁長官

市町村の消防の広域化に関する基本指針の一部改正について（通知）

市町村の消防の広域化に関する基本指針（平成18年消防庁告示第33号。以下「基本指針」という。）の一部を改正する件（平成25年消防庁告示第4号）を本日告示しましたので通知します。

貴職におかれては、下記改正内容等を御了知いただくとともに、各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

記

第一 主な改正内容

1 市町村の消防の広域化の必要性（基本指針一、1）

平成18年の消防組織法改正後の広域化の進捗状況が不十分であり、今なお全国の消防本部数の約6割を占める小規模消防本部（管轄人口10万未満）における課題が解決されていないという実態、少子化に伴う人口動態の変化に加え、東日本大震災の教訓等を踏まえ、これまで以上に広域化の推進が必要である旨を追加したこと。

2 消防組織法における市町村の消防の広域化の基本的な考え方（基本指針一、2）

例えば、一部事務組合又は広域連合の方式による広域化では関係市町村間の合意形成が困難と認められる場合には、事務委託の方式を検討するなど、広域化の方式については、地域の実情に応じて柔軟に検討することが必要である旨を追加したこと。

3 平成25年度以降の市町村の消防の広域化の推進の方向性（基本指針一、3）

基本指針一、4以下の改正事項に共通する平成25年度以降の広域化の推進に関する方向性について、新たに一、3を設けたこと。

また、改正前の基本指針に基づく広域化の進め方と比較して、平成25年度以降においては、小規模消防本部の広域化を着実に推進するという観点から、地域ごとに異なる実情をより重視することとしたこと。

4 財政措置（改正前の基本指針一、4(5)）

平成25年度の財政措置については、国の平成25年度予算成立後、基本指針に盛り込む予定であること。

広域化に関して現在予定されている平成25年度の財政措置は別紙のとおりであり、詳細については、国の平成25年度予算の成立に伴う財政措置の確定後、おって通知するとともに、当該財政措置の内容を追加する基本指針の改正を行う予定であること。

5 推進の期限（基本指針二、(2)）

推進の期限については、改正前の基本指針に定められた推進期限（平成25年3月31日）から5年程度延長する



こととし、これまで広域化した消防本部が事務を開始する日は4月1日である例が多いことを踏まえ、平成30年4月1日としたこと。

## 6 重点地域（基本指針三、3）

推進計画に定める組合せを構成する広域化対象市町村のうち、まずは広域化の必要性がより高い小規模消防本部所在市町村・非常備町村や広域化の気運が高い地域の広域化を実現することを通じて推進計画上の組合せの広域化を着実に推進するため、国・都道府県の支援を先行して集中的に行う重点地域の仕組みを設けたこと。

## 第二 主な留意事項

### 1 平成25年度以降の市町村の消防の広域化の推進の方向性（基本指針一、3）

#### (1) 地域の実情の重視

地域の実情の重視については、地域における広域化の必要性や広域化に対する期待を含めた諸事情を重視するという趣旨であることに留意いただきたいこと。

#### (2) 都道府県の役割の重視

広域化における都道府県の役割については、消防組織法上、推進計画の策定や広域化対象市町村の全部又は一部から求めがあったときの調整等が定められているところであるが、①関係市町村の協議会の設立や運営における助言、②協議の過程において利害の対立等が見られた際の調整、③広域化に伴う消防本部の設立や運営に関する助言及び④広域化までの過程における市町村のニーズに応じた財政支援又は職員派遣等による事務負担の軽減等について一層の取組をお願いしたいこと。

なお、広域化に関する都道府県に対する財政措置については、消防広域化重点地域（以下「重点地域」という。）の指定や協議会への参画、調査研究、広報啓発等、都道府県がその役割を果たすための体制の整備に必要な経費について普通交付税措置を拡充するとともに、都道府県の広域化対象市町村に対する補助金の交付等に要する経費について特別交付税措置を講じる予定であること。（別紙略）

### 2 国における自主的な市町村の消防の広域化を推進するための施策（基本指針一、4）

広域化の推進には国民及び地方公共団体による広域化に関する理解が不可欠であることに鑑み、国として広報・情報提供を強化する予定であること。

特に、広域化の先進事例、メリット、課題及びその解決事例、事務手続きに関する情報等を掲載したマニュアルを平成25年度中に作成、配布する予定であるが、その配布の前であっても、これらの情報の提供が必要な場合には、消防庁に対し随時相談されたいこと。

また、消防広域化アドバイザーの更なる活用を図るため、同一の地方公共団体や協議会等から2回以上派遣の要請があった場合においても、当該派遣に係る費用を国が負担することができるよう、消防広域化アドバイザー派遣要綱の見直しを本日付で行ったところであり、地方公共団体や協議会等におかれても当該制度を積極的に活用されたいこと。

### 3 自主的な市町村の消防の広域化を推進する期間（基本指針二）

#### (1) 推進計画の変更又は策定の検討

市町村の組合せを検討する際の考え方については、従来、管轄人口30万以上という目標が掲げられていたところであるが、今般、今後の広域化の推進の方向性として地域の実情を勘案することとしたことを踏まえ、各都道府県におかれては、必要に応じて地域の実情を踏まえた組合せを検討し、現行の推進計画を見直すことも検討されたいこと。

また、推進計画を策定していない都道府県においては、市町村の意見を聴くこと等により、策定の必要性について改めて検討していただきたいこと。

## (2) 重点地域の速やかな指定の必要性

平成26年度以降は、財政措置、情報提供等の国の支援を重点地域に対するものに重点化する予定でもあることから、各都道府県知事におかれては、重点的な支援が必要であると認める地域について、速やかに重点地域の指定を行っていただきたいこと。なお、このことは、重点地域の新たな指定及びその変更を平成26年度以降に行うことを妨げるものではないこと。

## (3) 段階的な広域化の推進

推進計画に定める組合せによる広域化を段階的に推進する際には、推進計画の変更により段階ごとの組合せを定める方法のほか、推進計画を変更せずに基本指針三、3に定める重点地域の指定による方法も考えられること。

# 4 重点地域の指定（基本指針三、3）

## (1) 指定の対象となる地域

重点地域の指定の対象となる地域の具体的な目安としては、例えば以下のようなものが考えられるが、重点地域の指定は、そのような地域の中で市町村の消防の現況及び将来の見通し、市町村の意見その他地域の実情を勘案して都道府県知事はその判断により行うものであること。

なお、基本指針三、2(1)のとおり、一般論としては、広域化の規模については大きいほど望ましいが、地域の実情に即した広域化の着実な推進を重視する観点から、重点地域における広域化の規模の具体的な目標は定めないこととする。

### ① 「今後、十分な消防防災体制が確保できないおそれがある市町村を含む地域」

- ・当該地域内に管轄人口が10万未満の消防本部を含んでいること
- ・当該地域内に非常備町村を含んでいること 等

### ② 「広域化の気運が高い地域」

- ・当該地域内の市町村長が広域化を行うこと又は広域化に向けた協議を行うことを明らかにしていること
- ・当該地域内の市町村において消防指令業務の共同運用の検討又は実施がなされていること 等

## (2) 推進計画上の組合せを越える指定

重点地域は、原則として推進計画に定める広域化対象市町村の一の組合せの範囲内で指定されることを想定しているが、二つ以上の組合せにまたがる地域を指定することも可能であり、その場合は、指定後速やかに推進計画を変更することにより、推進計画上の組合せと重点地域の整合を図る必要があることに留意いただきたいこと。

## (3) 指定の方法

重点地域の指定に当たっては、基本指針三、3(3)に基づき、各市町村の地域の事情等を十分に考慮するとともに、各市町村の意見を十分に聴く必要があること。

指定の形式については、各都道府県において任意に選択して差し支えないこと。

各都道府県においては、重点地域の指定を行った場合は、消防庁に報告していただきたいこと。

## (4) 指定及び支援内容の公表

各都道府県においては、重点地域の指定を行った旨及び当該重点地域に対する支援の内容を公表する際には、できるだけ多くの住民が知ることができるような方法により行うこと。

# 5 財政措置

平成26年度以降の財政措置については、重点地域に対するものに重点化する予定であること。ただし、平成25年度以前に広域化した消防本部に対する財政措置についてはその限りでないこと。

## 第三 施行期日

公布の日

各都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁消防・救急課長

市町村の消防の広域化に関する基本指針に規定する消防広域化重点地域の指定について（通知）

市町村の消防の広域化に関する基本指針（平成18年消防庁告示第33号。以下「基本指針」という。）に規定する消防広域化重点地域（以下「重点地域」という。）の指定については、市町村の消防の広域化に関する基本指針の一部改正について（平成25年4月1日付消防消第70号消防庁長官通知。以下「長官通知」という。）第二、4に主な留意事項が示されているところでありますが、指定する地域等の検討に際しては、下記の事項につきましても留意いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 指定を前提に検討を要する地域

重点地域の指定は、都道府県知事はその判断により行うものでありますが、指定の対象となる地域の具体的な目安として長官通知第二、4、(1)の①及び②において例示されている地域のうち、特に、以下の消防本部又は町村を含む地域については、可能な限り重点地域として指定願います。

- (1) 職員数が少ない（例えば50人以下）小規模消防本部で、特に今後、十分な消防防災体制が確保できないおそれがあると考えられる消防本部
- (2) 非常備町村
- (3) 広域化を希望しているが、広域化の組合せが決まっていない消防本部

なお、広域化の組合せが決まっていない場合には、「〇〇本部を含む地域」や「〇〇町（非常備町）を含む地域」という形での指定も可能です。

2 財政措置

重点地域を「〇〇本部を含む地域」や「〇〇町（非常備町）を含む地域」という形で指定した場合においても、「広域化対象市町村に対する支援に要する経費」や「消防広域化準備経費」の財政措置の対象となります。

また、平成26年度以降の財政措置については、重点地域に対するものに重点化する予定であることを踏まえて、速やかに重点地域の指定をお願いいたします。

3 その他

(略)

## 消防組織法第31条に基づく市町村消防の広域化に関する中間答申

平成24年9月7日

消 防 審 議 会

平成24年3月16日付けで諮問のあった「東日本大震災をはじめとした大規模・多様化する災害等への消防の広域的な対応のあり方」について別紙のとおり中間答申する。

平成24年9月7日

消防審議会会長

吉井 博明

消防庁長官

久保 信保 殿

(別紙)

## 消防組織法第31条に基づく市町村消防の広域化に関する中間答申

当審議会においては、消防庁長官から平成24年3月16日に「東日本大震災をはじめとした大規模・多様化する災害等への消防の広域的な対応のあり方」について諮問を受け、大規模・多様化する災害等に対して、市町村消防の原則のもと、どう対処すべきか、また、そのための体制はどうあるべきかについて、議論を行ってきたところである。

本中間答申は、その中でも、消防組織法第32条に基づく市町村の消防の広域化に関する基本指針において平成24年度末で市町村の消防の広域化の実現の期限が到来することから、差し当たり、現在、消防事務の全体を統合する形態により行われている「消防組織法第31条に基づく市町村消防の広域化」について早急に方針を示すものである。

諮問事項のうち、残された課題、例えば、首都直下地震や南海トラフ巨大地震といった、従来想定していた規模を超える震災に対応するための、緊急消防援助隊をはじめとした広域応援体制のあり方や、大規模・多様化する災害等（豪雨・豪雪・火山・新型インフルエンザ等）に対する消防機関の対応、予防・救急等個別分野における広域的な対応等については、幅広く議論を続けていくこととする。

### 1. 基本的な考え方

我が国の消防は、昭和23年に地域に密着した自治体消防として発足して以来、本年で60余年が経過し、この間、例えば、常備化の進展、市町村の相互応援や緊急消防援助隊の導入など、関係者の努力の積み重ねにより、制度、施策、施設等の充実強化が図られ、国民の安心・安全の確保に大きな役割を果たしてきたが、平成14年に答申した「国・地方の適切な役割分担による消防防災・救急体制の充実方策について」において指摘したとおり、大規模・特殊災害等への対応を考えた場合、市町村消防の現行の体制では限界があり、消防の広域的な対応が求められている。

広域的な消防防災体制の整備については、市町村消防を補完する緊急消防援助隊をはじめとした広域応援体制の強化、関係機関との連携の強化等が求められることに加え、市町村消防そのものの体制の強化が求められることは言うまでもない。

そのための手段の一つとして、これまで、国においては、平成6年以来、市町村消防の広域化を推進してきた。消火

や救急、救助等の消防の活動は、災害現場に赴いて活動するものであり、そのため、「消防力の整備指針」（平成12年消防庁告示第1号）においては、住民の住む地域等にできるだけ短時間で駆けつけられるよう、消防本部の管轄区域内に署所等が設けられ、必要な職員が配置されることとされている。消防の広域化においては、より大きな規模でこれらの署所や職員を活用し、管轄区域全体の消防力を更に向上させることを目的としている。

この広域化について、平成18年には当審議会においても「市町村の消防の広域化の推進に関する答申」を行ったところである。この答申では、広域化の必要性について改めて明らかにした上で、それまで消防の広域化が進まなかった要因にかんがみ、都道府県の役割・責任の重要性を踏まえた都道府県の役割の明確化と、市町村における十分な議論を確保するための関係者の議論の枠組みについて法制化することと併せ、災害の大規模化・多様化等の環境の変化に的確に対応するために広域化の目標となる消防本部の規模を引き上げること等、広域化を更に推進するための方策を提言したところである。

この答申を受けて改正された消防組織法において、新たに「市町村の消防の広域化」の章が設けられ、これに基づく「市町村の消防の広域化に関する基本指針」（平成18年消防庁告示第33号。以下「基本指針」という。）により、各都道府県において定めた推進計画に基づく取組が進められてきたところであるが、「基本指針」において実現の期限とされている本年度末を目前にしてこれまでの状況を見てみると、広域化を行った消防本部においては、人員配備の効率化と充実、消防体制の基盤の強化を通じた住民の安全確保の向上等の成果が現れている一方、全体的に広域化の進捗は十分ではなく、地域ごとの進捗状況にも差異が見られる。

しかしながら、市町村の消防機関のうち、常備消防の体制の強化を推進するためには、全国のなお約60%を占める小規模消防本部における「出勤要員に十分な余裕がない」「専門的な人材の養成・確保が困難」「財政規模が小さいため高度な車両・資機材の導入が困難」「人事ローテーションを設定しにくいいため職員の職務経験が不足」といった課題の解決が必須である。

また、近年においても、昨年の東日本大震災、台風第12号・第15号や、本年7月の九州北部豪雨などの大規模災害があり、さらに、災害リスクの高まりが指摘される状況においては、市町村消防の原則を基本としながらも、一市町村の枠を超えた広域的な対応及び所要の消防防災体制の整備が引き続き求められている。

このような認識に立ち、この度、諮問を受けた「東日本大震災をはじめとした大規模・多様化する災害等への消防の広域的な対応のあり方」のうち、まずは、実現の期限を目前に控えている消防組織法に定められた市町村消防の広域化の今後のあり方について集中的に議論を行い、大要以下の結論に達したので中間答申として答申する。

## 2. 広域化の評価及び継続の必要性

### (1) 広域化の評価

広域化を実現した消防本部における状況をみると、以下のような成果が現れており、広域化は所期の成果を一定程度上げていると考えてよい。

#### ① 住民の生命・財産を守る体制の強化を通じた住民の安全確保向上の実現

初動の消防力、増援体制の充実を通じ、大規模火災・多数傷病者事故等への対応力が強化されたほか、署所や管轄区域の見直しにより、現場到着時間の短縮が図られており、住民の安全確保の向上につながっている。

#### ② 予防業務・救急業務等の高度化・専門化の実現

広域化前は他分野業務への従事を余儀なくされていた兼務職員が、広域化によって本部要員に余剰が生じたことを通じ、予防業務に専従させたり、救急救命士の資格を取得させたりすることができるようになった。これらのことにより、予防査察や防火管理指導が充実され、重度の傷病者に対して高度な救急救命処置が可能になるなど、住民の安全確保の向上につながっている。

また、消防本部が広域化されると、分野にかかわらず、広域化前と比較してより多くの災害事案を経験できることや、技術・知識の共有が進むことから、消防本部全体の能力の向上にもつながることが考えられる。

③ 高度な装備・資機材の整備充実の実現

高度化・専門化する消防事務を行うには必要な装備・資機材を適時適切に整備することが必要であるが、広域化によって消防本部の財政規模が拡大され、安定的な財政運営が行えることにより、最新鋭の車両や高度な指令装置の整備が可能となった。また、類似の資機材等に対する重複投資が避けられることから生じた財源の活用によっても、必要な装備・資機材を充実することが可能となっている。

④ 人事異動・研修の充実など組織の活性化の実現

人員規模の拡大により、広域的な人事配置が可能になったことを通じて人事の硬直化が避けられたほか、消防大学校・消防学校の教育訓練や各種研修を職員が受けるための長期派遣も可能となり、組織の活性化につながっている。

以上に加え、これらの成果を通じ、緊急消防援助隊の体制強化にもつながることになると期待される。

## (2) 広域化の課題

一方、広域化の実現の期限である本年度末までに見込まれる進捗の状況を見ると、消防組織法に基づき都道府県が作成した推進計画に照らし、十分とはいえない状況にある。この背景には以下のような課題があるものと考えられる。

① 広域化に伴う消防力の配置替えに対する懸念

比較的大規模な市町村において、現在の消防本部の規模で十分であり、広域化することにより、広域化の相手方が小規模市町村である場合、現有の消防力が広域化した消防本部の管轄区域全体に分散するのではないかと懸念が示される場合がある一方、比較的小規模な市町村においては、広域化の相手方が大規模市町村である場合、広域化による署所の再配置により、当該大規模市町村に消防力が集中するのではないかという相反する懸念が示される場合がある。

② 消防本部と市町村との関係の希薄化に対する懸念

広域化によって、消防本部と構成市町村の防災部局や消防団との連携がとりにくくなるのではないかと懸念が示される場合がある。

③ 具体的課題に対する意見の相違

広域化に向けた協議をしている市町村間において、一部事務組合、広域連合又は事務委託等のどの方式により広域化を行うかについて意見の相違があるケースが見られるほか、消防本部の位置や署所の組織体制について調整が難航している等の場合がある。

また、以上に加え、広域化を実現するために必要な事務負担の大きさに対してあまり広域化のメリットが認められないと考える市町村があるものと考えられる。

## (3) 広域化の継続の必要性

以上のとおり、広域化を行った消防本部においては、住民の安全確保の向上、人員配備の効率化と充実、消防体制の基盤の強化といった成果が現れている一方、全体的に広域化の進捗は十分ではなく、地域ごとの進捗状況にも差異が見られることから、広域化に関する基本認識については見直すことが求められるが、その上で、

① 広域化を達成した消防本部が上記のような課題を乗り越えた上でメリットを発揮して住民の安全確保の向上

を実現している実績があること

② 「基本指針」に定められた広域化の推進の期限（平成24年度）後も、小規模消防本部が多数存在し、加えて人口減少を通じて更なる小規模化が進む傾向が予想される状況において、広域化による消防防災体制の強化がいまだ道半ばであること

③ 平成25年度以降も広域化を予定している地域があること

④ 地方公共団体からも広域化の推進の継続に関する要望が多いこと

等にかんがみ、全体としては広域化の取組を引き続き推進することが必要である。

その際、広域化が進まない背景等に対応した「5. 今後の広域化の取組の具体的な方向性」において示す方向性に沿って取り組むことが必要である。

### 3. これまでの状況を踏まえた広域化に関する基本認識のあり方

広域化の必要性や基本的な考え方、推進の枠組み等が定められている現行の「基本指針」においては、広域化は地域の実情にかかわらず、全国において同様に推進することを前提としている。

しかしながら、各地域における広域化の進捗状況は一律ではない。背景には、地域に係るものとしては人口動態の状況、地理的・歴史的・文化的な諸条件や経済社会的な状況、消防に係るものとしては消防需要の動向、これに対する消防本部の専門的能力の差異等を含めた消防力の実情、消防本部の財政、人事管理等の状況等があるものと考えられる。また、それぞれの地域の実情により広域化のメリット・必要性や広域化への期待は異なるものと考えられる。

このような事情を踏まえ、今後、広域化を推進するに当たっては、以下のように、地域の特性・実情を尊重する見地から、広域化に関する基本認識を見直すことが望ましい。

#### (1) これまでの広域化に係る基本認識の見直し

##### ① 消防本部の規模目標の柔軟化

広域化する消防本部の規模については、現行の「基本指針」において、「一般論としては、消防本部の規模が大きいほど火災等の災害への対応能力が強化されることとなり、また組織管理、財政運営等の観点からも望ましい。」との基本的な考え方が示されている。その上で、「各市町村は、管轄面積の広狭、交通事情、島嶼部などの地理的条件、広域行政、地域の歴史、日常生活圏、人口密度及び人口減少などの人口動態等の地域の事情をそれぞれ有しているため、これらに対する十分な考慮が必要である。」としながらも、「管轄人口の観点から言えばおおむね30万以上の規模を一つの目標とすることが適当である。」としている。地域の実情により広域化のメリット・必要性等は異なるものと考えられることから、今後、広域化を通じた消防防災体制の強化を図るためには、この管轄人口目標については、一つの客観的な目標としての意義はあるものの、これには必ずしもこだわらず、地域の特性や実情を十分に踏まえて対応することが必要である。

##### ② 特に優先的に広域化に取り組む地域の重点化

このような地域の特性や実情を踏まえた上で、国は特に次のような地域を重点的に支援していくべきではないかと考える。

ア 消防本部の規模が小さい市町村や非常備町村など、今後、十分な消防防災体制が確保できないおそれがある市町村を含む地域

イ ア以外であっても広域化の気運が高い地域

これに基づき、都道府県においては、必要に応じて推進計画を見直すとともに、例えば、上記のア又はイに掲げられた特に広域化の優先度の高い地域を「重点地域」（仮称）として都道府県が指定し、国が都道府県と

もに優先的に支援を行っていく仕組みも考えられるが、これらの支援については、財政支援、情報提供その他の援助を含めて幅広く検討することが必要である。

なお、地理的条件等から広域化のメリットの発揮が事実上想定できない市町村に対しては、その実情を踏まえ、国や都道府県は消防防災体制の強化に向けて、適切な支援を行っていくことが必要である。

## (2) 引き続き留意が必要な事項等

「基本指針」においては「広域化後の消防は、組合の構成市町村又は受託市町村若しくは委託市町村（以下「構成市町村等」という。）との意思疎通及び情報共有に特に意を用いる必要がある。」とされており、あわせて、消防団や市町村の防災・国民保護担当部局との連携確保の重要性について指摘しているが、コミュニティ等との関係にも留意しつつ、広域化した消防本部の活動に対する市町村側からの関与をどう確保するかについて更に配慮することが必要である。

また、一部事務組合や広域連合の形態により消防本部が広域化された場合においては、機動的な意思決定が行われるよう留意する必要がある。

あわせて、本年1月、「東日本大震災を踏まえた今後の消防防災体制のあり方に関する答申」において当審議会が提言した関係機関との連携の確保については、大規模災害時のみならず、通常の消防防災事務を行う際にも必要な視点であり、広域化した消防本部においても連携を確保することが必要である。

都道府県については、国とともに、市町村の消防の責任を補完する責任や、広域化対象市町村からの求めを受けて市町村相互間における必要な調整を行う等の役割を担っており、上記の広域化に関する基本認識のあり方やこれに基づく広域化の推進の方向性を踏まえつつ、国と連携してその役割を一層果たすことが求められる。

## 4. 広域化の実現の期限

広域化については、もとより現行の5年間の期限内における実現が望ましいことはいうまでもないが、上記の「2. 広域化の評価及び継続の必要性」「3. これまでの状況を踏まえた広域化に関する基本認識のあり方」を踏まえつつ期限後において広域化を着実に推進するためには、一定の期限を区切って取り組むことが必要である。

その際、地域における広域化についての合意形成には相当の時間を要することがあることを踏まえつつ、新たな期限については、

- ① 「重点地域（仮称）」のうち、小規模本部や非常備町村を含む優先的に支援を行う地域において広域化が実現するには相当の時間を要することが見込まれること
- ② 平成25年度以降に期限を定めて広域化を予定している地域があること又は期限は定めていないが、広域化に向けた協議を継続している地域があること
- ③ 国による支援の継続によって広域化の実績が更に蓄積されることにより、全国的に広域化を進める気運が醸成され、例えば広域化に向けた調整が難航している地域においても局面打開の契機となり得ること
- ④ 大規模災害等が発生する懸念が高まっており、広域化の取組が急がれること
- ⑤ 過度に長期の期限を設けると集中的な広域化の取組を阻害するおそれがあること

といった点を勘案すると、現行の「基本指針」において定めた期間と同じく5年程度を延長することが適当であると考える。

## 5. 今後の広域化の取組の具体的な方向性

今後、広域化の推進に当たっては、以上で示された広域化の現状、基本認識のあり方を踏まえるとともに、広域化が



進まない理由や広域化した消防本部における未解決の課題に対する再検討を行い、それぞれの理由・課題に対応した、地域の実情に応じたきめ細かな取組が必要である。

まず、広域化が進まない理由については、地域の実情により様々であるが、比較的多くの地方公共団体からは、おおむね以下のようなものが挙げられている。

- ① 広域化を巡る市町村間の意見の不一致等（広域化の方式、消防本部の位置、財政負担、組織体制等広域化を進める上で調整が必要な課題や、歴史的経緯に由来する地域間の関係が良好でないことなどに関するもの）
- ② 広域化によるメリットが十分認識できない場合があること
- ③ 広域化により、「小規模市町村に消防力が流出するのではないかと」の大規模市町村が抱く懸念や「大規模市町村に消防力が集中するのではないかと」の小規模市町村が抱く懸念
- ④ 広域化の結果、市町村（防災・国民保護担当部局、消防団）との関係が希薄になるのではないかと市の懸念
- ⑤ 広域化を進めるための事務負担が大きいこと

また、「広域化した（一部事務組合・広域連合となった）消防本部と構成市町村との調整が煩雑」「構成市町村間の給与等の統一が難航」などが広域化を実現した団体における主な課題として挙げられる。

こうした状況を踏まえると、以下のような取組の方向性が求められる。

#### （１）広域化の効果に関する先進事例の情報提供等

広域化が進まない理由のうち、「広域化によるメリットが十分認識できない」「広域化による消防署・出張所の再配置の結果、自らの地域の消防力が低下するのではないかと懸念」といったものについては、今後は、広域化の先進事例やこれまでの災害における教訓の蓄積を活用し、地域で活発に広域化に関する議論が行われるための取組が更に必要である。

なお、その際、都道府県や市町村にあつては、消防組織法において「市町村の消防の広域化（中略）は、消防の体制の整備及び確立を旨として、行われなければならない。」とされていることも踏まえ、地域における消防力が低下するのではないかと住民の不安を払拭することに特に配慮することが必要である。

加えて、特に、大規模な市町村（又は消防本部）においては、一部事務組合や広域連合を設ける方式での広域化に対して、広域化のメリットが十分認識できず、また、自らの地域の消防力が低下するのではないかと懸念を抱いていることが広域化の主たる阻害要因の一つとして考えられるため、そのような場合には事務委託の方式を採ることも考えられる。

#### （２）消防本部と関係市町村との連携確保に関する先進事例の情報提供等

次に、「広域化の結果、市町村（防災・国民保護担当部局、消防団）との関係が希薄になるのではないかと市の懸念」については、これまでも「基本指針」において対応策の例を示しているほか、広域化を実現した消防本部においても様々な工夫を講じているところであり、こうした知見や事例についても十分な情報提供が必要である。

加えて、こうした知見や事例を踏まえ、広域化した消防本部に対する市町村の関与についての制度上、運用上の仕組みについて更なる検討が必要である。

#### （３）具体的な事項の調整に関するノウハウに係る情報提供

その他、広域化を進めるための事務負担を懸念している地域や、広域化を目指すことについて合意がなされているにもかかわらず給与や身分の調整など具体的な事項について調整が難航している地域においては、広域化をより円滑

に進めるためのきめ細かなノウハウを求めているものと考えられるため、適切な情報提供が必要である。

以上（１）～（３）をまとめると、「基本指針」においては、あらゆる機会を捉えた国民に対する広域化に関する広報及び普及啓発、都道府県・市町村を対象とした積極的な情報提供や相談対応等が国の施策として示されている。広域化を進めるに当たっては、このような取組が極めて重要であることを改めて認識の上、（１）～（３）の情報提供等を行うことが必要である。あわせて、都道府県や市町村においても、住民に対して広域化に関する理解を求めるきめ細かい取組が不断に求められる。

#### （４）一部事務の共同処理の推進の検討等

上記の課題等による影響を軽減しながら広域化の目的である消防防災体制の強化を図るため、広域化の期限や広域化後の消防本部の目指す規模をこれまでの広域化の状況や地域の特性・実情を踏まえたものとするに加え、広域化の進め方についても、現行の枠組みのみを前提とすることなく、柔軟に選択肢を検討することも必要である。

例えば、現在行われている消防事務の全部を統合するという広域化の方式に加え、既に一部地域において取組が進んでいる消防指令業務等の一部の事務のみ共同処理する方式などを、事例の紹介を行うこと等を通じ、更に推進することについても検討が必要である。

#### （５）都道府県への支援等

都道府県については、現在、補助金の支出や職員の協議会への派遣等を行うことにより、市町村による広域化に向けた取組がより円滑に進むよう、積極的に市町村に関与しているところも見られるが、都道府県のそれらの支援は有効であると考えられる。平成18年の消防組織法の改正の趣旨も踏まえ、都道府県には関係市町村間の必要な調整、情報の提供その他の必要な援助を行う役割を果たすことが更に期待される。とりわけ、関係市町村間の連絡調整はもとより、市町村の財政負担に対する支援、広域化を行うために生じる市町村の事務負担に対する支援等について、より積極的にその役割を更に果たしていくことが望まれる。また、国においてもこのような都道府県に対する適切な支援が求められる。

## 6. おわりに

以上、諮問を受けた「東日本大震災をはじめとした大規模・多様化する災害等への消防の広域的な対応のあり方」のうち、消防組織法に定められる市町村の消防の広域化の今後のあり方について方針を示したところであり、消防庁においては、今年度末までの期限内における取組に努めつつ、この方針を踏まえて制度改正、財政支援、情報の提供その他の援助を含めて所要の措置を講じ、早期に本中間答申の実現に努めるよう要望する。

東日本大震災をはじめとした大規模・多様化する災害等への消防の広域的な対応のあり方に関する答申

平成25年6月11日  
消 防 審 議 会

平成24年3月16日付けで諮問のあった「東日本大震災をはじめとした大規模・多様化する災害等への消防の広域的な対応のあり方」について別紙のとおり答申する。

平成25年6月11日

消防審議会会長  
吉井 博明

消防庁長官  
岡崎 浩巳 殿

(別紙)

東日本大震災をはじめとした大規模・多様化する災害等への消防の広域的な対応のあり方に関する答申

## 1. 検討の経緯

第26次消防審議会は、平成23年6月に発足後、東日本大震災を踏まえた大規模地震等の災害に備えた消防防災体制の充実・強化について議論を重ね、平成24年1月30日の「東日本大震災を踏まえた今後の消防防災体制のあり方に関する答申」を行ったところである。

その後、消防庁長官より平成24年3月16日に「東日本大震災をはじめとした大規模・多様化する災害等への消防の広域的な対応のあり方について」諮問を受け、議論を開始した。

諮問事項のうち、平成24年度末に期限が到来するため、早急に方針を示す必要があった市町村の消防の広域化の推進については、平成24年9月7日に「消防組織法第31条に基づく市町村消防の広域化に関する中間答申」を行ったところである。

その後、残された課題である首都直下地震や南海トラフ巨大地震といった従来想定していた規模を超える震災に対応するための緊急消防援助隊をはじめとした広域応援体制のあり方や、予防・救急等個別分野における広域的な対応、大規模・多様化する災害（豪雪・火山災害等）に対する消防機関の対応等について議論を行ってきた。

その結果、大要以下の結論に達したのでここに答申する。

## 2. 緊急消防援助隊をはじめとした広域応援体制のあり方について

### (1) 大規模災害時の緊急消防援助隊の指揮・調整について

緊急消防援助隊による広域応援については、東日本大震災のように複数都道府県に及ぶような大規模災害時に、全国

の多くの地方公共団体からの応援部隊が被災地で活動することとなり、指揮・調整のあり方が課題となる。

大規模災害発生時に、「消防機関の職員がその属する市町村以外の市町村の消防の応援のため出動した場合においては、当該職員は、応援を受けた市町村の長の指揮の下に行動するもの」（消防組織法第47条第1項）とされているが、極めて甚大な被害を受けた場合は受援市町村が十分に指揮や調整を行うことができない事態が生じること、受援市町村の規模等によっては大規模な部隊の運用や高度な資機材の活用に習熟していない場合がありうること等の課題があることを踏まえ、その指揮・調整活動を支援するために、政令市等の消防本部の指揮支援隊が当該受援市町村の災害対策本部等に入る体制となっている。

都道府県レベルの指揮・調整にあつては、「一の都道府県の区域内において災害発生市町村が二以上ある場合において、緊急消防援助隊が消防の応援等のため出動したときは、当該都道府県の知事は、消防応援活動調整本部を設置するもの」（消防組織法第44条の2）などとされ、活動先市町村の決定等に関する総合調整及び自衛隊や警察、医療機関等の関係機関との連絡のために、あらかじめ指定された応援都道府県の指揮支援隊長の属する指揮支援隊が入る体制となっている。

都道府県知事は、消防応援活動調整本部の長として、調整の権限を有効に行使できるようにするため、被災状況に応じた実動機関の部隊投入調整などの機能をこれまで以上に発揮できるよう消防応援活動調整本部運用訓練等に取り組む必要がある。

大規模災害発生時、とりわけ都道府県域を越えるような広域災害の場合の指揮・調整については、前述のような現行の指揮支援体制が平成8年から毎年実施されている緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練等を通じて標準化されており、東日本大震災の際にも、情報収集等に一部混乱が見られたものの、おおむね適切に機能したところである。

なお、一方では、大規模災害における指揮・調整を円滑に行うために、都道府県や国（消防庁）に指揮権を委譲し、都道府県や国が直接緊急消防援助隊の指揮を行うことが有効ではないかという意見もあったところである。広域的な指揮・調整のあり方については、引き続き、より実践的なものに見直していく必要があるが、当面は、都道府県や国が実動部隊を保有しているわけではないという現状も踏まえ、事前計画の再検討やより実践的な訓練等を通じて、指揮支援体制の強化に取り組んでいくべきである。

## （2）巨大地震時等における緊急消防援助隊の出動等について

複数の都道府県が被災した場合の応援部隊の活動場所の決定までの流れとしては、国全体での調整が必要となることから、まず国（消防庁）がその被害状況及び緊急消防援助隊の派遣可能規模等を的確に把握し、その後、それぞれの被災都道府県にどの都道府県隊を派遣するかを迅速に決定している。国（消防庁）での調整により派遣決定された部隊の活動先市町村については、災害の規模、態様、被災市町村の状況等を踏まえ、受援都道府県の消防応援活動調整本部が決定している。

極めて大規模かつ広範囲な被害が想定される南海トラフの巨大地震や首都直下地震に迅速かつ適切に対応するためには、緊急消防援助隊の拡大も視野に入れつつ、必要となる応援部隊規模を考慮した事前計画などを、政府の計画の策定に即して整備していかなければならない。加えて、そのような規模の災害が発生した場合には、被災地が広範囲にわたり、適切に部隊派遣の調整を行っていくため、事前計画を検証するための訓練なども行っていくべきであり、その訓練結果等も踏まえて指揮支援隊の能力向上を図り、地域ごとの対応を考えていく必要がある。

また、大規模災害において現地の情報が刻々と変化する状況においては、現地に近く情報を把握できる消防応援活動調整本部などで調整することとなると思われるが、政府の現地対策本部との役割分担や連携といった面も課題である。これらを視野に入れ、訓練などの機会を活用しつつ、被災地情報の的確な収集や緊急消防援助隊の迅速な運用等、消防庁の役割を十分に発揮できるよう継続して取り組んでいく必要がある。

なお、首都直下地震が発生した場合には、消防庁庁舎も被災する可能性があり、このような事態においても緊急消防援助隊のオペレーションを的確に行えるよう、バックアップ拠点の確保等に努める必要がある。

### (3) 緊急消防援助隊の他機関との連携について

東日本大震災においては、自衛隊・警察・海上保安庁などの関係機関ともおおむねスムーズな連携を行うことができたものの、被災現場での活動に関して情報共有や通信などの一部に不具合が見られたところであり、このような被害が複数都道府県に及ぶような大規模災害においては、関係機関との連携も困難となることが見込まれることから、円滑な連携の確保が課題となる。

現場においては、市町村の災害対策本部の中に指揮支援隊が入るとともに、警察や海上保安庁等との調整を行うことが事前計画等に定められているが、さらなる実効性向上のため、合同訓練等あらゆる機会を通じて、共通の通信手段を用いた訓練を実施するなど、情報共有方法や通信方法について普段から確認していく必要がある。

また、海外からの応援部隊の派遣も考えられることから、政府において、受け入れる都道府県の割り振りや現地本部との情報共有などについて、円滑に海外からの応援部隊との連携が図られるよう配慮していく必要がある。

さらに、DMATやJMAT等の医療チームが災害時に機能的に役割を果たせるよう、関係団体も考慮した上で、役割や活動環境の整備方法の標準化を全国的に進めるとともに、都道府県の地域防災計画の中の受援に関する部分への位置づけ、都道府県災害対策本部の中へのDMATやJMAT等からの連絡員の受け入れ、災害医療コーディネーターなどの派遣調整役の設置など、関係機関との調整や医療チームの派遣調整を円滑に行うことができるような体制づくりを、検討する必要がある。このような体制づくりに加え、DMATやJMAT、救急隊員等が円滑に現場活動を行えるよう、災害時におけるメディカルコントロール体制のあり方及びその充実・活用、被災現場へ医師を搬送するための緊急消防援助隊による支援や医師からの指示のあり方等についても、消防と医療の連携の観点から検討しておく必要がある。

(注) DMAT：災害発生直後の急性期（概ね48時間以内）に活動が開始できる機動性を持った、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣医療チーム。

JMAT：日本医師会が全国の都道府県医師会の協力により被災地に派遣する災害医療チーム。救護所・避難所等の医療や被災地の医療機関への支援を担う。

### (4) 航空部隊運用に特有の事項について

東日本大震災での活動において、緊急消防援助隊派遣に係る必要な部隊規模や装備、進出場所等について消防庁で判断するための初動時の被災情報の不足や被災県における応援航空部隊の受入に必要な後方支援人員の不足等の課題も見られたことを踏まえ、緊急消防援助隊の航空部隊の運用について、都道府県の地域防災計画や緊急消防援助隊（航空部隊）受援計画等の各種見直し等が必要であり、具体的には以下のとおり。

- ・ 大規模地震等発生時の初動においては迅速な情報収集が何より重要であり、導入を進めているヘリサット（地上受信設備を必要とせず直接衛星経由で消防庁に映像を伝送するシステム）の活用により、リアルタイムの映像情報を確実に消防庁に伝送する体制の構築を図る必要がある。
- ・ 東日本大震災等を踏まえ、航空運用調整及び応援航空部隊受入に係る地上後方支援のあり方等について検討し、航空部隊の効率運用を図る航空運用調整部署を各都道府県の緊急消防援助隊の受援計画に位置づけるよう促すなどにより、緊急消防援助隊はじめ、他機関を含めた各活動隊間の綿密な情報共有と連携をより効果的に実施していく必要がある。
- ・ 平時から緊急消防援助隊ブロック訓練等により、ヘリコプターの機動力を活用した緊急消防援助隊等の広域航空消

防応援の制度に基づく応援・受援や連携活動の訓練を推進する必要がある。

#### (5) 緊急消防援助隊等の後方支援体制・受援側の体制について

東日本大震災では、都道府県による支援として、都道府県が緊急消防援助隊の隊員の輸送のためにバスを借上げたり、経由地の都道府県が消防学校を宿営場所として提供したりするなどの支援例も見られた。

消防庁においても、高速道路通行の可否状況の提供や部隊移動中の消防学校における宿営について調整を行うなどの支援を行ったほか、都道府県による緊急消防援助隊の活動の支援を促進するため、緊急消防援助隊活動費負担金交付要綱を一部改正し、負担金の交付対象に都道府県を加えるなどの取組を進めてきた。

しかしながら、東日本大震災において、緊急消防援助隊が携行した資機材では寒冷地での活動に不十分であり、また、水・物資・燃料の確保に苦慮したという課題があったことを踏まえ、さらなる後方支援活動の充実に向けて、今後も引き続き都道府県レベルや国レベルでの支援が必要である。

緊急消防援助隊は、指揮支援部隊及び航空部隊を除き、通常は、消火、救助等の活動に必要な資機材を積載した消防車両で陸路を使用して出動するので、受援側に配備された車両・資機材を使用するというわけではない。しかし、発生が懸念されている南海トラフの巨大地震のように、被災地域が極めて広い範囲にわたる災害では、道路が寸断され、陸路を使用して出動することが困難となるおそれがある。このような場合には、航空機により迅速に投入された人員が受援側に配備された車両・資機材を用いて活動するという手法も有効である。また、我が国が海に囲まれている地形であるという特徴を生かし、関係機関との協力等による海路でのアクセスも考慮に入れていく必要がある。

受援側に配備する車両・資機材に関しては、どのような仕組みで配備するのか、平時の維持管理をどのように行うか、使用に慣熟していない資機材を容易に使用することができるかなどの課題について、応援・受援のあり方と併せて有効な方策を検討する必要がある。また、車両・資機材の配備に当たっては、出動時の手続きや携行資機材などを定める緊急消防援助隊都道府県隊応援等実施計画や連絡体制、応援部隊の受入体制又は宿営場所、資機材の備蓄などを定める都道府県緊急消防援助隊受援計画にも反映させていく必要がある。なお、前者の計画を未作成の団体については、早急に作成する必要がある。

#### (6) 情報収集・共有のための手段の整備等について

緊急消防援助隊の調整を国（消防庁）で行うためには、被災地からの情報の収集が極めて重要であるが、被害が甚大であるほど、情報は得にくい状況になることが課題である。こうした課題に対しては、ヘリサットや防災行政デジタル無線等の情報収集手段を整備するとともに、訓練などによる習熟が重要である。さらに、収集した情報を共有するため、緊急消防援助隊において使用されている動態情報システムや消防救急デジタル無線、地域衛星通信ネットワーク等、情報共有のための手段の高度化・多様化に努める必要がある。

また、ICT×G空間（地理空間情報等）を活用し、災害状況の把握や、延焼等の被害シミュレーションを活用したリアルタイム分析に基づく安全で効果的な応急対応、住民避難等を可能とする技術の開発・導入を進めていく必要がある。

なお、被災地域の地理的状況、人的状況に詳しい消防団の把握している情報を活かすため、地域の実情に応じて、消防団関係者と災害対策本部の連携体制の構築を図る必要がある。

さらに、他機関が収集した情報なども有効に活用できることから、その共有手段や連携体制の構築についても考慮していく必要がある。

#### (7) その他検討すべき事項について

消防団による応援出動については、消防団は、本部以上に地域密着した存在であり、消防組織法上も消防長又は署長の命令がない限り、管轄区域外で行動することはできないこととされていることを踏まえ、近隣市町村間においては、応援出動を行うことができるよう、事前の協定の締結を進めていく必要がある。

### 3. 個別事務の広域的対応のあり方について

#### (1) 検討の必要性

今なお全体の約6割を占める小規模消防本部における諸課題を解決し、各地域においてより充実した消防防災体制を確立するため、広域的対応の主要な方式の一つである広域化については、これまでに当審議会において議論を重ねたところであるが、「消防組織法第31条に基づく市町村消防の広域化に関する中間答申（平成24年9月7日）」において、「現在行われている消防事務の全部を統合するという広域化の方式に加え、既に一部地域において取組が進んでいる消防指令業務等の一部の事務のみ共同処理する方式などを、事例の紹介を行うこと等を通じ、更に推進することについても検討が必要である」としたところである。

#### (2) 個別事務の共同処理と消防組織法第31条に基づく市町村消防の広域化との関係

個別事務の共同処理を、原則すべての消防事務を共同処理する広域化と比較すると、個別事務の共同処理は、消防防災体制の強化のための一つの有力な方策ではあるものの、そのスケールメリットは消防の広域化と比較して限定されると考えられることから、国としては消防の広域化をまずは優先的に推進し、個別事務の共同処理の推進はいわば次の策として位置づけることが適当であると考えられる。

よって、既に個別事務の共同処理を行っている又は検討している地域においては、事務の共同処理の効果に対する認識が高いと考えられることから、それらの地域に対して、個別事務の共同処理の次のステップとしての広域化を進めるよう国と都道府県が連携して働きかける等の取組を進めることが望ましい。

その際、広域化のメリットについて積極的に情報提供を行うほか、新しい組織の設立手続の煩雑さ等、個別事務の共同処理と比較した広域化のデメリットを軽減するため、広域化をより円滑に進めるためのノウハウに関する適切な情報提供等のきめ細かい支援を行うことが必要である。

他方、消防の広域化を推進するに当たっては、各地域における広域化に関する必要性や期待等を踏まえることが重要であることから、広域化の実現までに時間を要すると認められる地域等については、当面は個別事務の共同処理を推進する等、地域の実情に応じた取組を行うことが重要である。

#### (3) 消防指令業務における対応について

消防指令業務の共同運用（以下「指令の共同運用」という。）については運営組織の設置が簡便であるほか、①高機能消防通信指令システムの導入による指令業務の迅速化・的確化が可能となること、②人員配置の適正化が可能となり、現場体制の強化が図られるほか、迅速かつ効率的な相互応援が可能となることといったスケールメリットが一定程度達成されることが期待される。

しかしながら、すべての担当職員が的確な消防指令業務を行えるようICTを活用して発信地を特定できるシステム（位置情報システム等）を整備することなどが必要であることに加え、例えば、①救急業務における口頭指導要領の統一や責任・費用負担等の課題をあらかじめ協議・整理しておく必要があることや、②関係市町村間で異なる部隊運用方式を定めている場合の調整が煩雑であること等の課題がある。

したがって、今後、指令の共同運用を推進するに当たっては、まずは、これらの課題について、先行団体において蓄

積されている解決事例等の情報を提供する等の対策を講じることが必要である。

#### (4) 救急業務における対応について

救急業務はそもそも高度な医学的知見を要する上、今後も、増大する救急需要や救急業務の高度化等に対応していく必要があるため、消防組織法第31条に基づく消防の広域化を達成することが有効であるが、そのために時間を要する等の場合は、前述の指令の共同運用による救急搬送の統一的運用を進めるほか、現時点では一部の地域でしか実施されていない救急相談業務について、広域単位で実施することにより、必要な医師・看護師を確保しやすい等のメリットがあることから、引き続き、先進事例の情報提供を行うなど、共同処理による取組を、国として支援していくことが必要である。

そのほか、市町村消防の広域化に係る取組と平行して、地域メディカルコントロール協議会を活用した広域的な教育のあり方について検討するとともに、都道府県によって取組具合に差がある搬送・受入れの実施基準の運用については、リアルタイムでの情報共有により、円滑な搬送・受入れを可能とするためのICTの活用を推進するなど、その改善や見直しの議論を継続的に支援していく必要がある。

#### (5) 予防業務における対応について

防火・防災管理に係る指導や火災原因調査など、予防業務を通じて火災を未然に防止することは、国民の生命や財産の保護にとって非常に重要である。これら予防業務は原則各消防本部において行われるものであるが、火災原因調査については、消防法第35条の3の2の規定に基づき、消防本部の求めがあった場合等に、消防庁長官が調査を行う仕組みもあるところである。

しかし現状では、

- ・ 建築物等の大規模化・複雑化が進展し、大規模消防本部においてすら専門的知見を持つ予防分野の人員が不足しがち
- ・ 消防本部間でも、予防業務に関する知識・スキルには開きがあり、特に小規模消防本部における技術や知見の向上、高度な資機材の確保が求められる
- ・ 消防法令にとどまらず、建築基準法等の広範な法令の知識が必要であるが、専門的な人材の確保・育成に苦慮
- ・ 長官調査の仕組みはあるものの、大規模災害時には多数の火災原因調査が発生すること、また復興時には多くの手続きが集中し一時的に業務量が増大する場合がある

といった課題があるのが実態である。

これらの課題を解決するためには、消防組織法第31条に基づく消防の広域化を行うことが有効であるが、そのために時間を要する等の場合は、予防業務を効果的に行うため、消防本部同士での共同処理や相互応援により、予防業務のみの広域的な対応を行うことが考えられる。

ここで、特に現場では、予防業務で知り得た情報を消防本部内で共有し、警防業務（消火・救助・救急業務）に活用することが、円滑・安全な活動を行う上で不可欠である。このような予防業務の特徴や現場の状況を踏まえると、予防業務の共同運用によって他業務と組織や運用が分離される場合、予防・警防業務間の情報の共有や活用に支障が生じないう、十分な連携体制を構築することが課題となる。

したがって、予防業務に関する広域的な対応としては、予防・警防業務間の連携を確保したうえで、一時的な業務量増加への対応や専門人材の確保等のために事務委託や消防本部間の職員派遣を行うことなどが考えられる。

また、各種審査や指導、措置命令、違反処理、火災原因調査等を的確に行うため、人材の確保・育成、業務対応能力の向上による予防業務の充実強化は、あわせて進めていくべきである。



人材の確保・育成面の取組としては、消防大学校や都道府県消防学校等における研修を引き続き実施するとともに、措置命令等の技術指導を現場で実践的に行えるよう、内容の充実・向上を図っていくべきである。また、各消防本部においては、豊富な知識・経験を持つベテラン職員を活用しつつ、研修等を通じて職員の知識・スキルの向上を図る取組や、これらの知識・スキルを表彰等により適切に評価し職員のモチベーション向上につなげる取組を行っていくべきである。なお、既に実施している取組が参考になることから、これらの情報提供も適切に行っていくことが望ましい。このような取組を通じ、計画的に予防業務に係る教育訓練を行い、消防本部全体の知識・スキルの向上につなげていくべきである。

業務対応能力の向上に関する取組については、既に違反是正支援アドバイザー制度として、専門的知見を持つ者により実地教育を行う取組が行われているが、これに加え、消防本部間での事務委託の活用や一時的に業務量が増加する場合の職員派遣などにより、大規模消防本部及び国・県等を通じた広域的な補完、応援体制の整備を図ることが必要と考えられる。さらに、現場の実状や意見を踏まえつつ、措置命令や違反処理等を進めるための更なる仕組みや支援のあり方についても検討していくべきである。また、業務上必要な資機材の確保についても、同様に広域的な補完、応援体制を検討していくことが必要である。

#### 4. 大規模・多様化する災害に対する消防機関の対応について

大規模・多様化する災害には、地震・大規模火災・豪雨といった、消防がその任務として救急・救助等の活動を行うことが通常であるもののほか、豪雪や火山災害など多様なものがある。後者に対しては、消防職団員が豪雪時の除排雪や火山災害時の降灰除去などについて、①消防の任務として対応する場合、②必ずしも消防の任務では無いが市町村の公務として対応する場合、③個人でボランティアとして対応する場合など、各市町村において様々な対応が行われているところである。

地域により地勢・気候等の実情が異なることや、住民の消防に対する期待が非常に高いことを踏まえると、消防が果たすべき任務の限界について、全国画一的に線を引くことはできないと考えられる。

一方で、除排雪や降灰除去等の業務も危険を伴う場合があり、業務にあたる消防職団員の安全確保や、公務災害を受けた際の補償の観点から、消防の業務、あるいは市町村の公務として行う活動として位置づけることが望ましく、その範囲・内容について各市町村で事前に検討を行い、検討結果に基づいて明確に文書化（地域防災計画への位置づけなど）し、資機材整備及び教育・訓練等を進めることが必要である。

消防機関は特に大規模な災害時には、消火、人命救助、救急などの業務に限られた資源を集中的に投入していくこととなり、住民自らが、自分の身を自分が守る（自助）とともに普段から顔を合わせている地域や近隣の人々が集まって、互いに協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組むことが必要となるために、平常時から、「住民の意識改革」や、教育・保育施設における「防災教育」について、「自助・共助・公助」の役割分担を念頭に、関係機関が協力しながら取り組んでいくことが重要である。なお、「共助」の取組に当たっては、公的機関と住民の連携による「協働」も視野に入れておく必要がある。

また、過去の災害での有効活動事例、教訓、反省点などを共有することが重要である。また、関係機関と連携し、専門的知見を得られるよう情報連絡体制をあらかじめ整備することが必要である。

## 第2章 今後の消防本部のあるべき姿

### 1 小規模消防本部の問題点

#### ① 住民に対する消防サービスの限界

##### 【出動体制の限界】

- 消防庁においては、市町村が消防力を整備する上での目標として「消防力の整備指針」を示しているところであるが、小規模消防本部の職員数について見ると、その充足率（同整備指針において目標とされる人員数に対する実人員数の割合）は低水準にとどまっており、また、同指針を充足した車両や人員を有している消防本部にあっても、その数は必要最小限にとどまっている。このため出動要員に十分な余裕がなく、初動対応も必要最小限の体制であり、かつ、第2次出動以降の出動が困難な場合もあると考えられる。

##### ○ 小規模消防本部における職員数の充足率

（充足率）

管轄人口5万未満の消防本部・・・・・・・・・・63.6%

管轄人口5万～10万の消防本部・・・・・・・・・・66.4%

消防本部全体の平均・・・・・・・・・・75.5%

※ 平成15年調査時。なお、調査時は改正前の基準（消防力の基準）に基づくものである。

- 例えば管轄人口10万程度で消防力の整備指針を充足しているモデル消防本部であっても、単独で対応が可能な火災の規模は、125㎡程度にとどまると想定されるなど、火災等の災害に対する出動体制としては十分と言えない面がある。

##### 【保有する車両の限界】

- 小規模消防本部の市町村の財政規模は、一般的に小さく、消防費のうちの機械器具購入費も小さなものとなるため、はしご車、救助工作車等の高度な車両・資機材の導入に困難を伴う場合があると考えられる。
- このようなことから、はしご車、化学消防車、救助工作車等の比較的特殊な車両については、小規模消防本部ほどその保有率が低く、場合によっては1台も保有していない例もある。  
また、1台保有している場合であっても、車体検査や故障のための修理等により当該車両が使用できない場合、消防活動に重大な支障が出るおそれがある。

#### ② 組織運営上の限界

##### 【専門職員の確保の限界】

- 小規模消防本部においては、職員数が少ないため、専門的な人材の養成・確保が困難である。  
すなわち、一般的に小規模消防本部においては、人員確保が難しい等の理由により、各種教育訓練機関への職員派遣等、専門的能力の向上のための教育訓練の充実が図りづらい傾向がある。
- 例えば、大規模・特殊火災等に係る火災原因調査については、消防本部の対応力を補うために国による原因調査の体制が整備されたところであるが、通常の火災に係る原因調査についても、小規模消防本部では専門的知識を有する人員の不足や調査に必要な資機材の不足等により、単独では対応が困難である本部が多い。

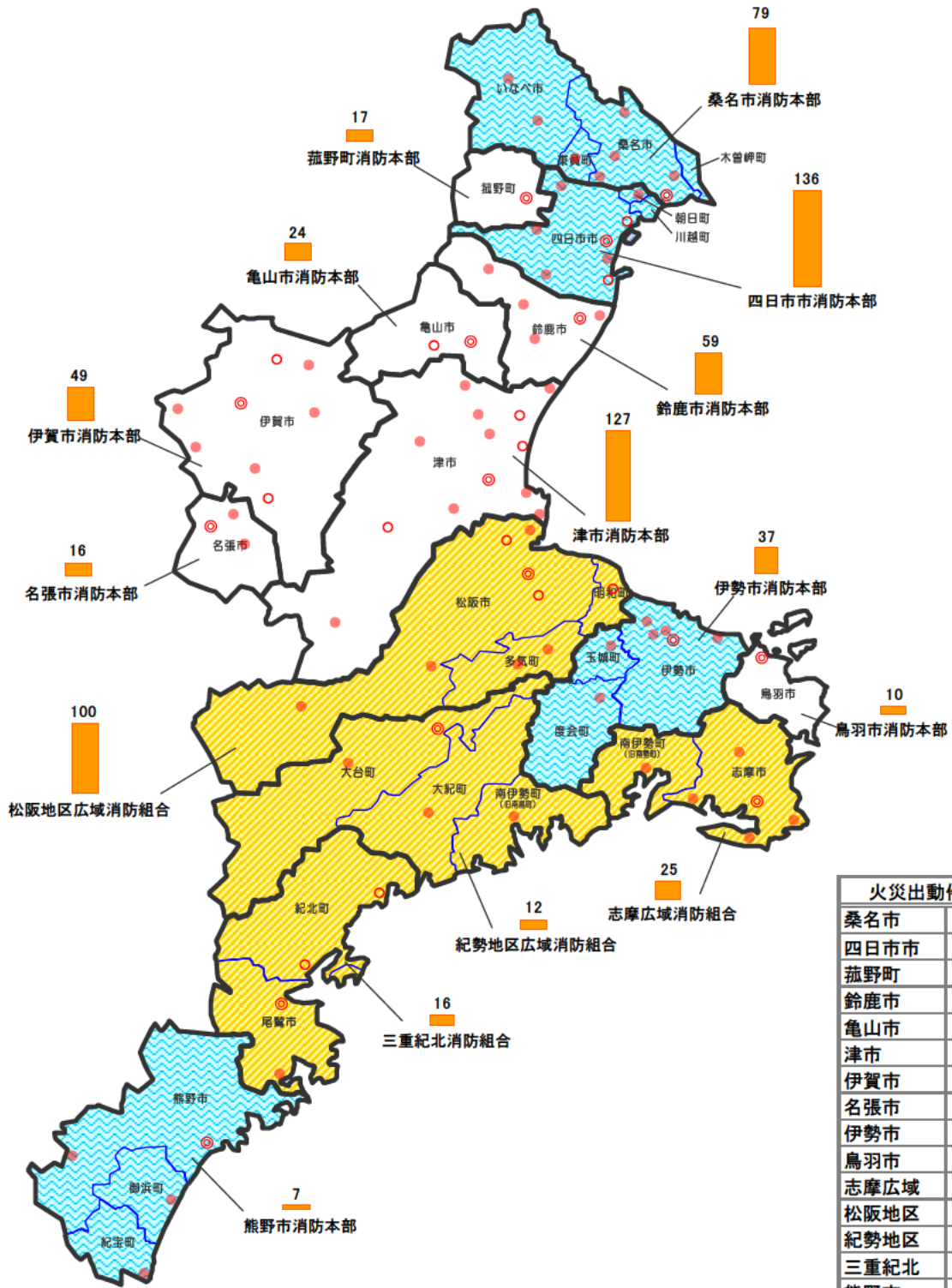
#### 【組織管理の問題】

- ・ 人事ローテーションが設定されにくいいため、職務経験が不足しがちであり、また、単線的な昇進ルートで職員の士気の低下を招きやすい等、組織の活性化が図られにくい傾向がある。また、職員の年齢構成に不均衡が生じやすく、その是正も困難となる場合がある。
- ・ 少子化や過疎化の進展による人口減少により、将来的に消防本部は現在の規模を維持できず、小規模化することで相対的に消防力が低下するおそれがある。このことは、特に地方の小規模消防本部でより顕著に表れる可能性が高いと考えられる。

#### 【財政運営面】

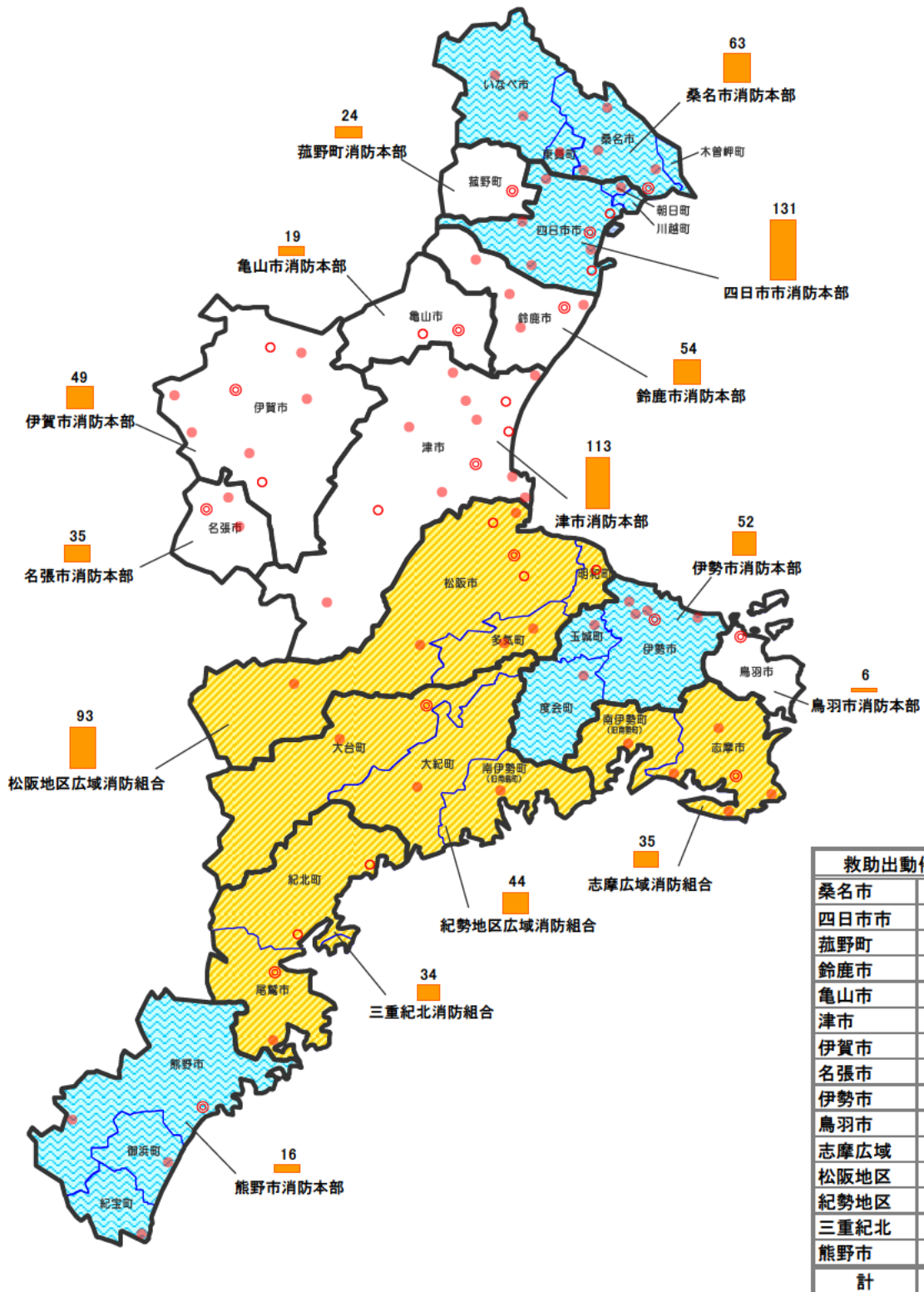
- ・ 上で述べたような問題点は、小規模消防本部の市町村の財政規模が小さく、このため消防費の額も小さいことに起因する面が多いと考えられる。

# 消防本部別火災出動件数



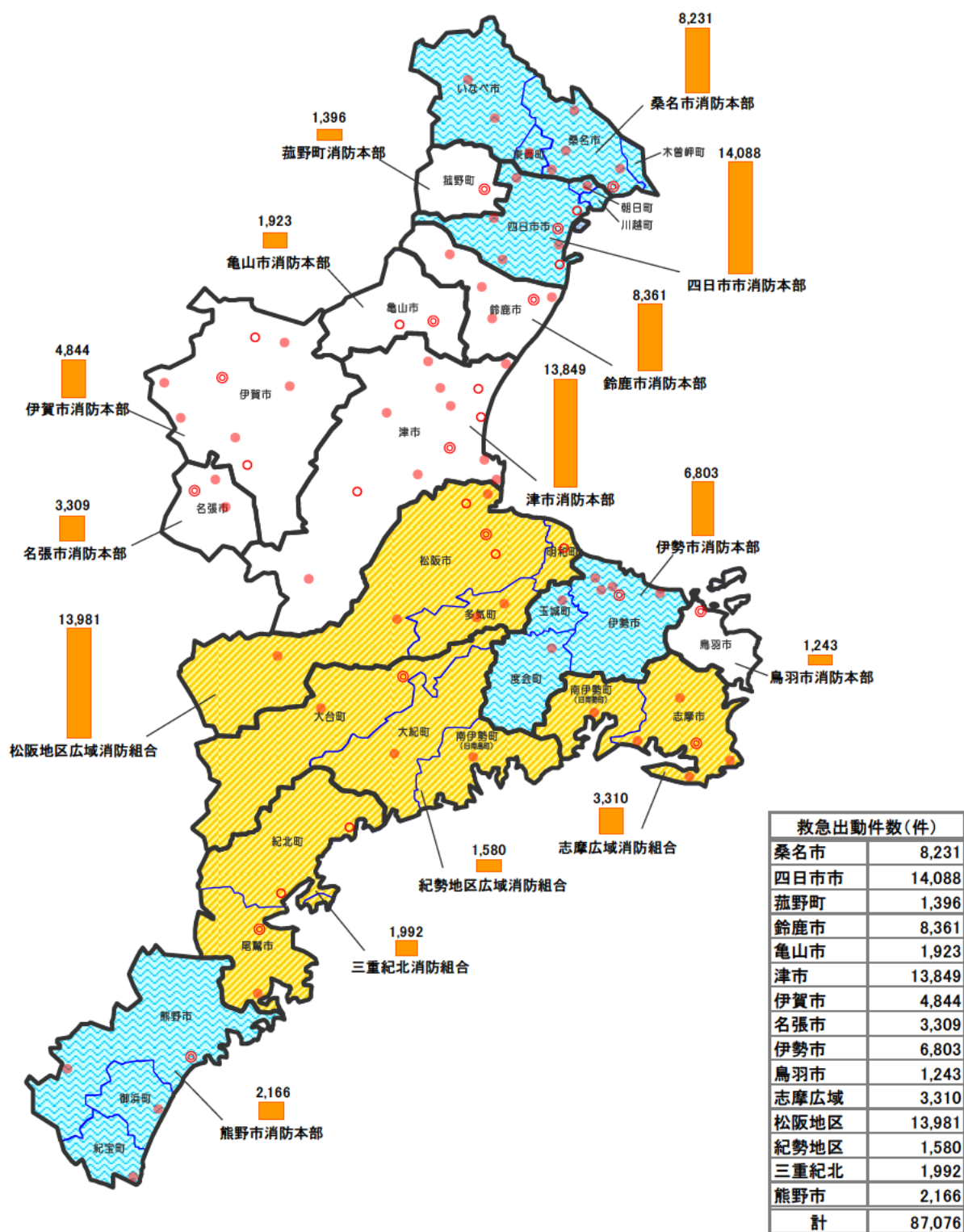
出典:平成24年火災報告

# 消防本部別救助出動件数



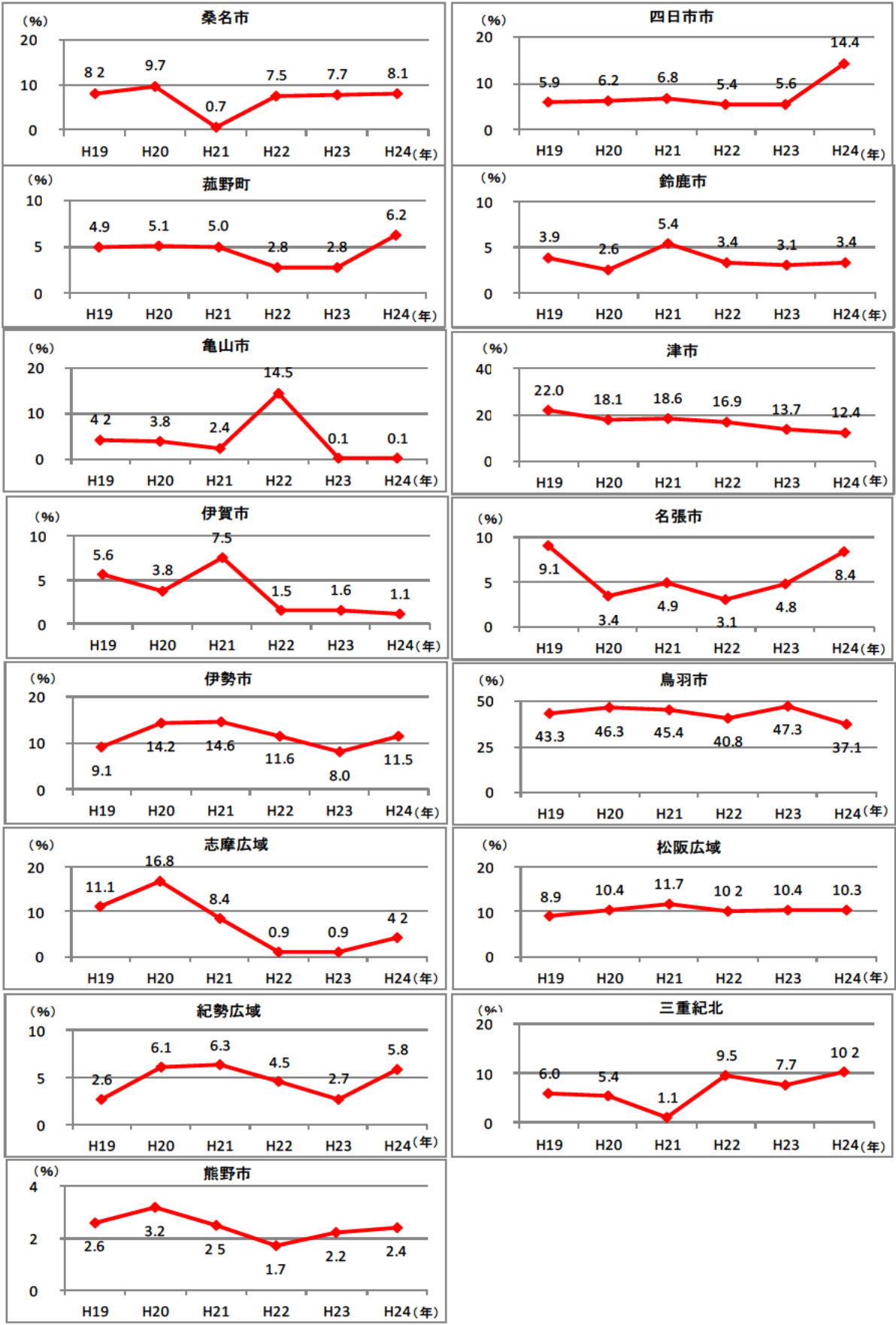
出典：平成24年救急救助実施状況調

## 消防本部別救急出動件数



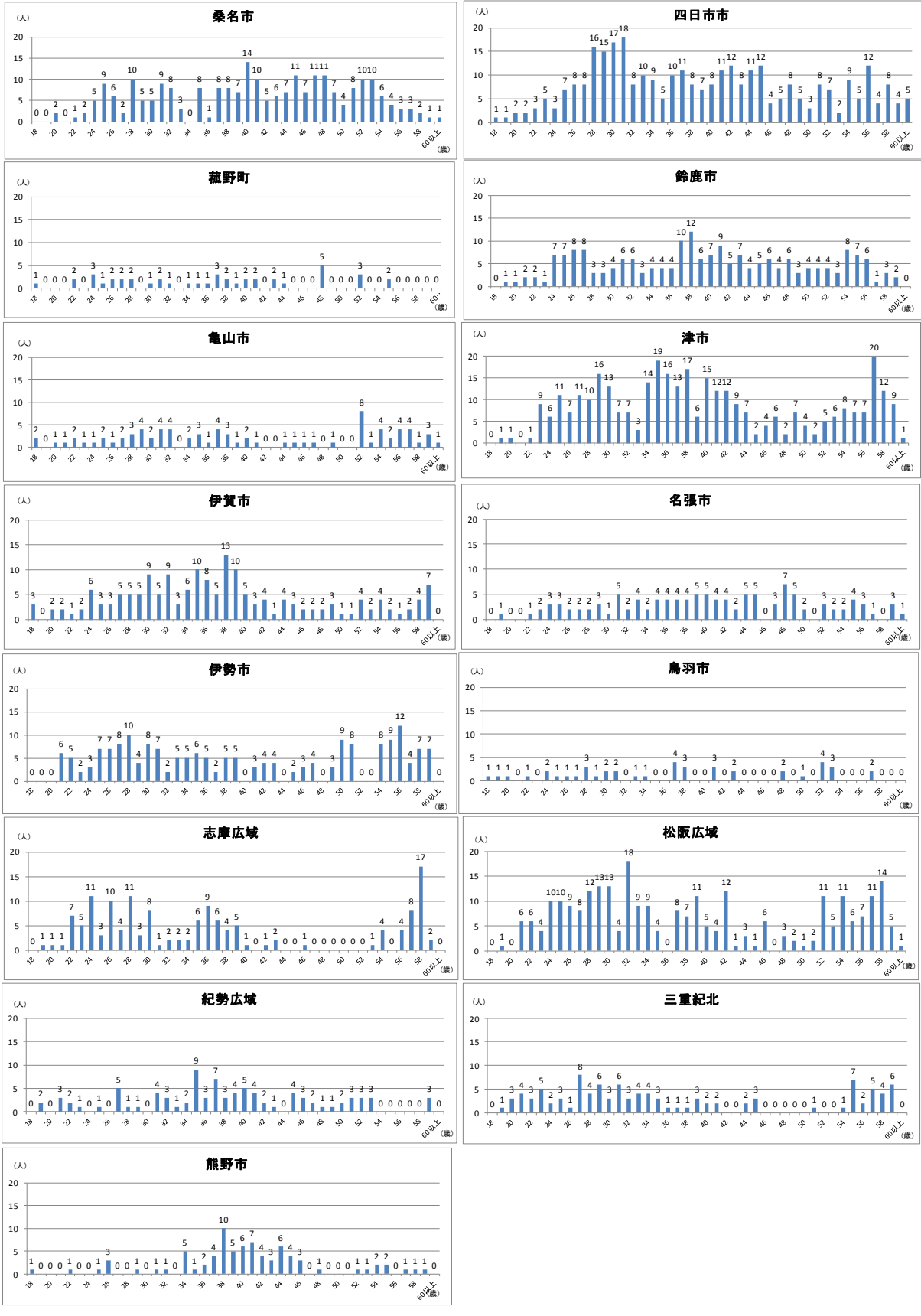
出典：平成24年救急救助実施状況調

消防本部別立入検査率の推移



平成 19～24 年防火対象物実態調査

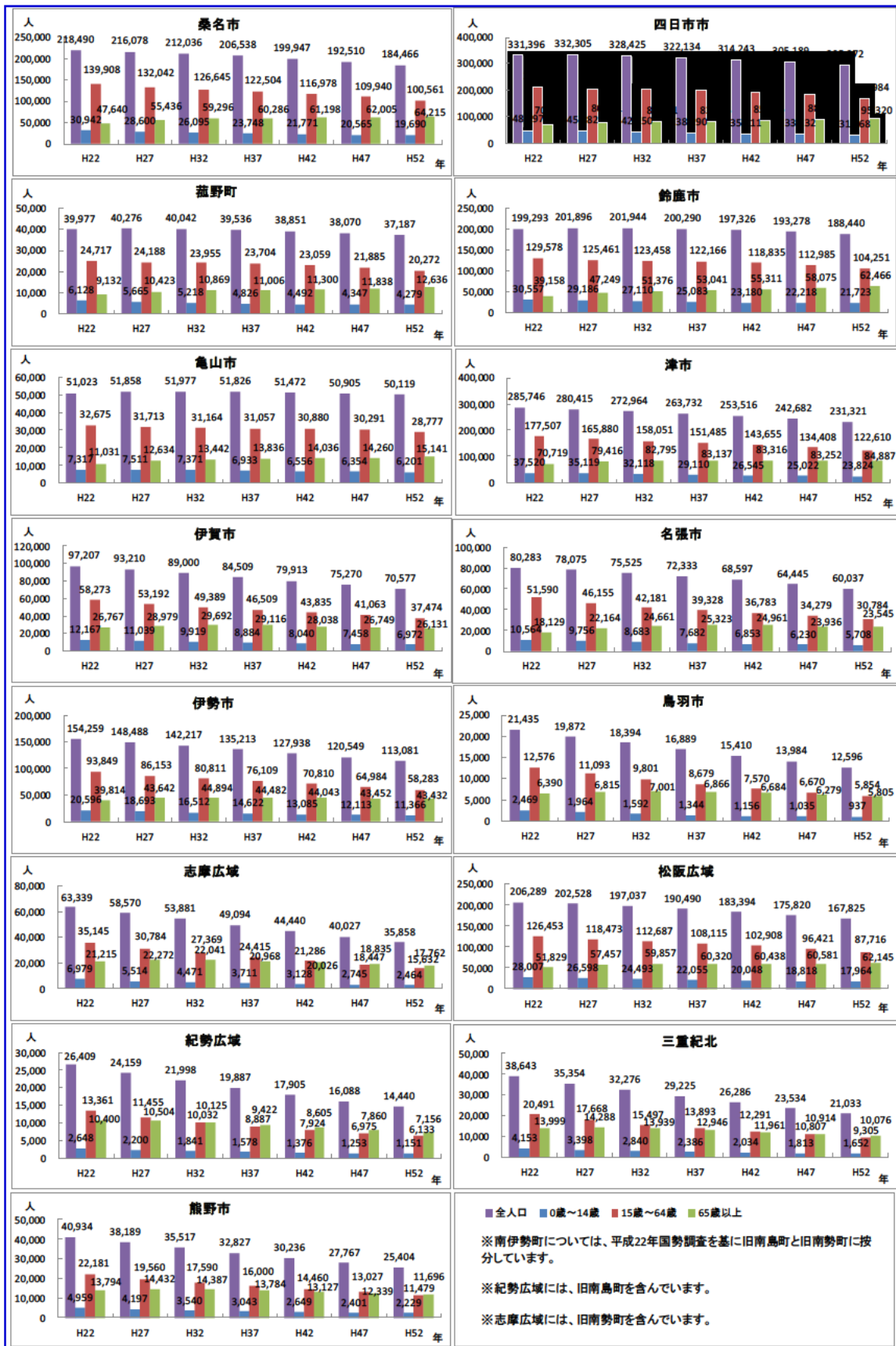
# 消防本部別消防吏員の年齢構成（平成 25 年 4 月）



出典：平成 25 年版消防防災現況調査



## 消防本部別管轄区域における将来推計人口



出典：国立社会保障・人口問題研究所 将来推計人口

消防の広域化に関するアンケート調査（平成 25 年 6 月 各市町及び各消防本部へ照会）

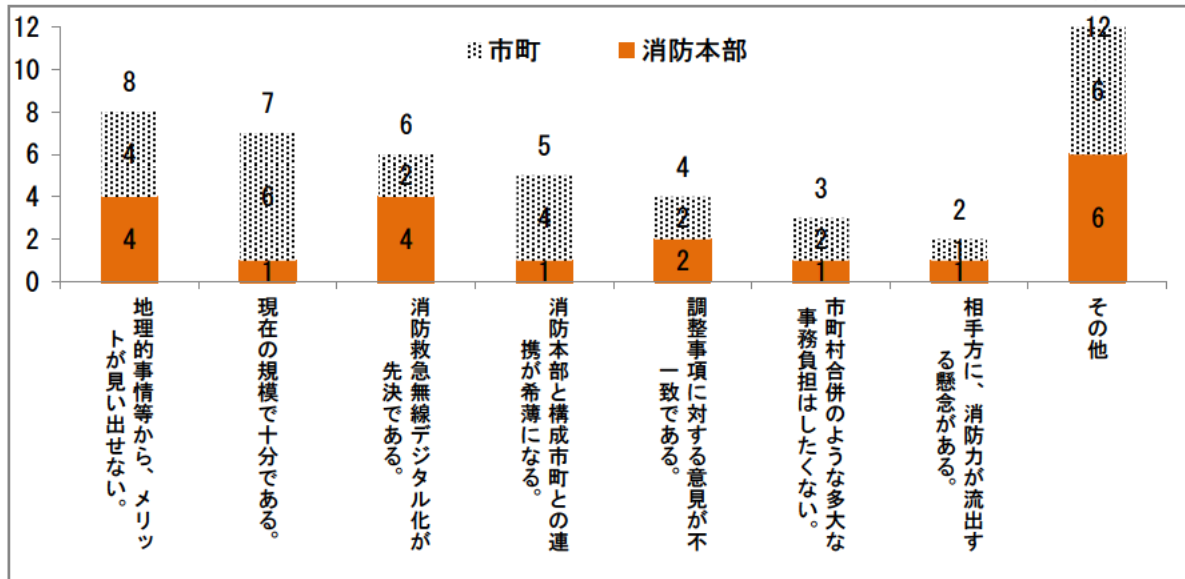
問 1 貴団体の消防の広域化について、平成 24 年度末までに進まなかったのは、何が原因と思われますか。

市町、消防本部ともに、広域化が進まなかった原因について、概ね次のような回答が多数でした。

- ・広域化によるメリットが十分認識できない一方で、広域化を進めるための事務負担（給与の統一等）が大きいこと
- ・広域化により、「小規模の方に消防力が流出するのではないか」あるいは「大規模の方に消防力が集中するのではないか」との懸念
- ・広域化の結果、消防本部と市町（防災担当部局、消防団）との関係が希薄になるのではないかと懸念

「その他」には、「相手方に広域化の意思がない」との回答もありました。

※2つまで複数回答

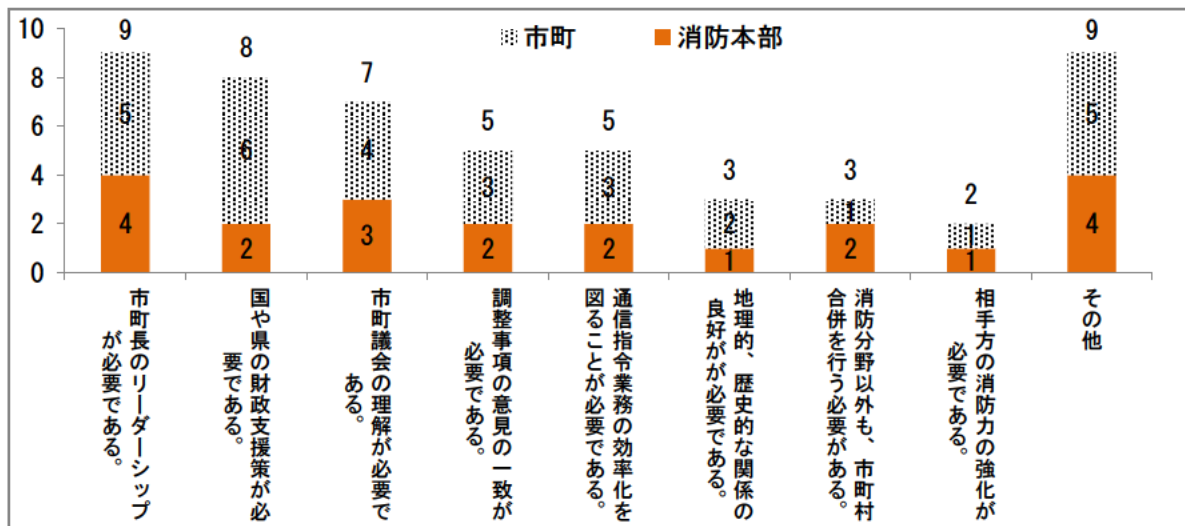


問 2 貴団体の消防の広域化を推進するためには、何が必要と思われますか。

市町、消防本部ともに、広域化を推進するためには「市町長や市町議会の理解が必要」、「国・県の財政支援が必要」との回答が多数でした。

「その他」には、「住民の理解が必要」との回答もありました。

※2つまで複数回答

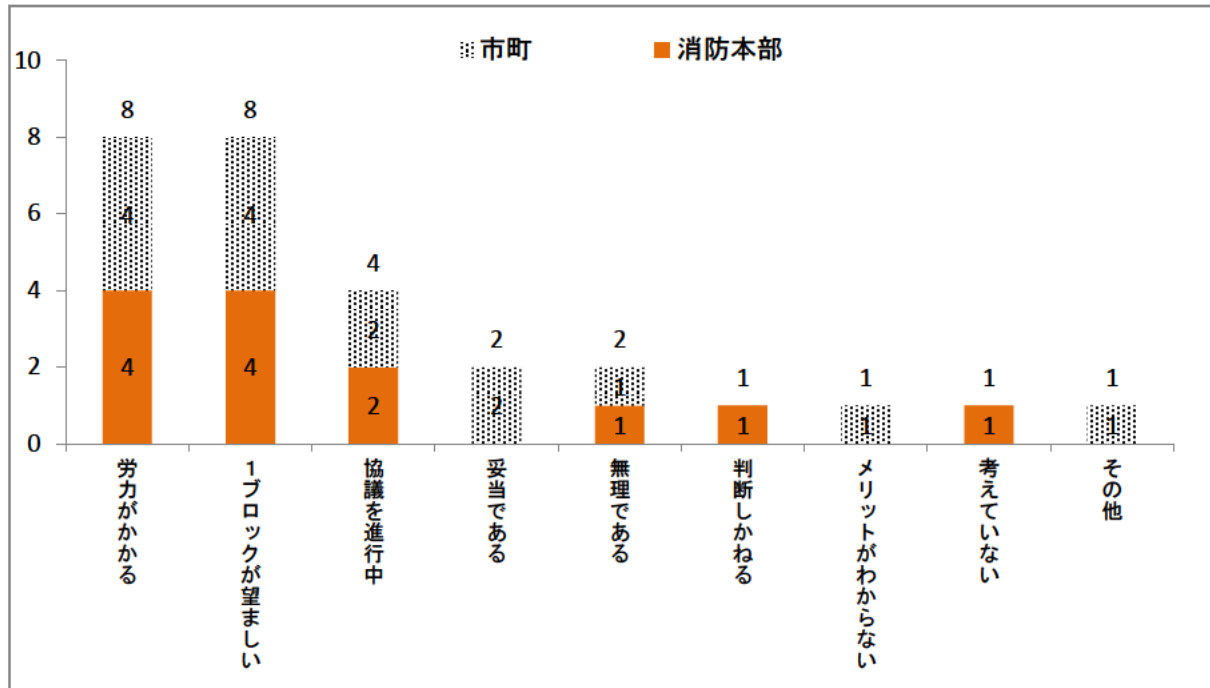


問3 これまでの消防広域化推進計画で示されていた8ブロック→4ブロック→1ブロック（県域消防本部）という、段階的に広域化を進めることについて、貴団体ではどのようにお考えですか。

市町、消防本部ともに、「多大な時間や労力を要する」、「1ブロック（県域消防本部）が望ましい」という回答が多数でした。

「1ブロック（県域消防本部）が望ましい」というのは、段階的に広域化を進めるよりも、最初から最終目標である1ブロック（県域消防本部）を目指すべきという意見と考えられます。

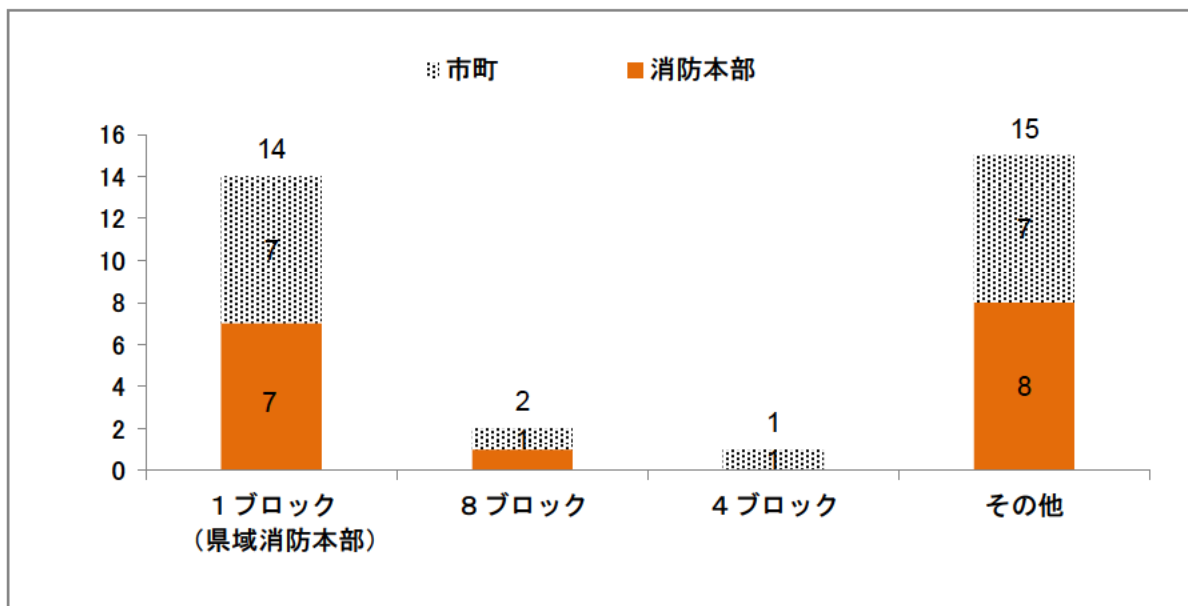
※自由記載意見を集約



問4 貴団体が考える広域化の組合せはどのケースが良いと思われませんか。

市町、消防本部ともに、「1ブロック（県域消防本部）」が良いという回答が多数でした。

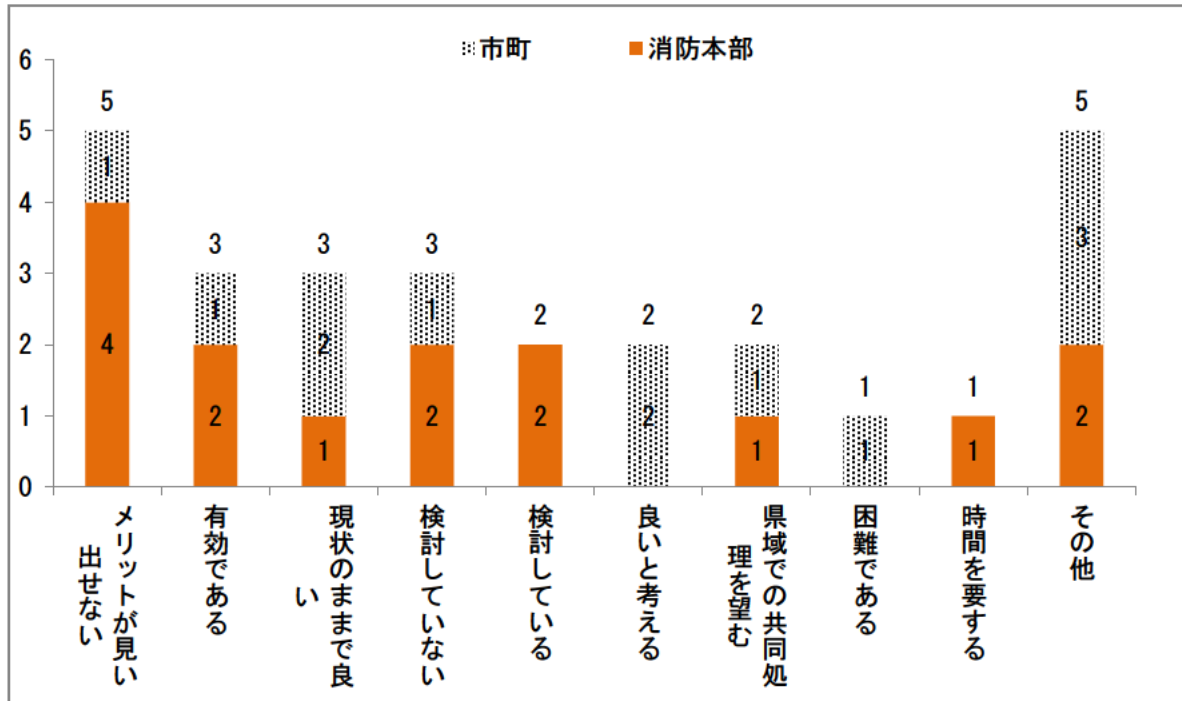
「その他」には、「実情をふまえて広域化を考えるべきで、ブロックの数にとらわれる必要はない」との意見もありました。



問5 消防力を強化するための方策として、消防指令業務、救急業務、予防業務など個別業務を共同処理することについて、貴団体ではどう思われますか。

特に、消防本部は「メリットが見い出せない」という回答が多数でしたが、一方で、「有効である」、「検討している」という肯定的な回答も同程度ありました。

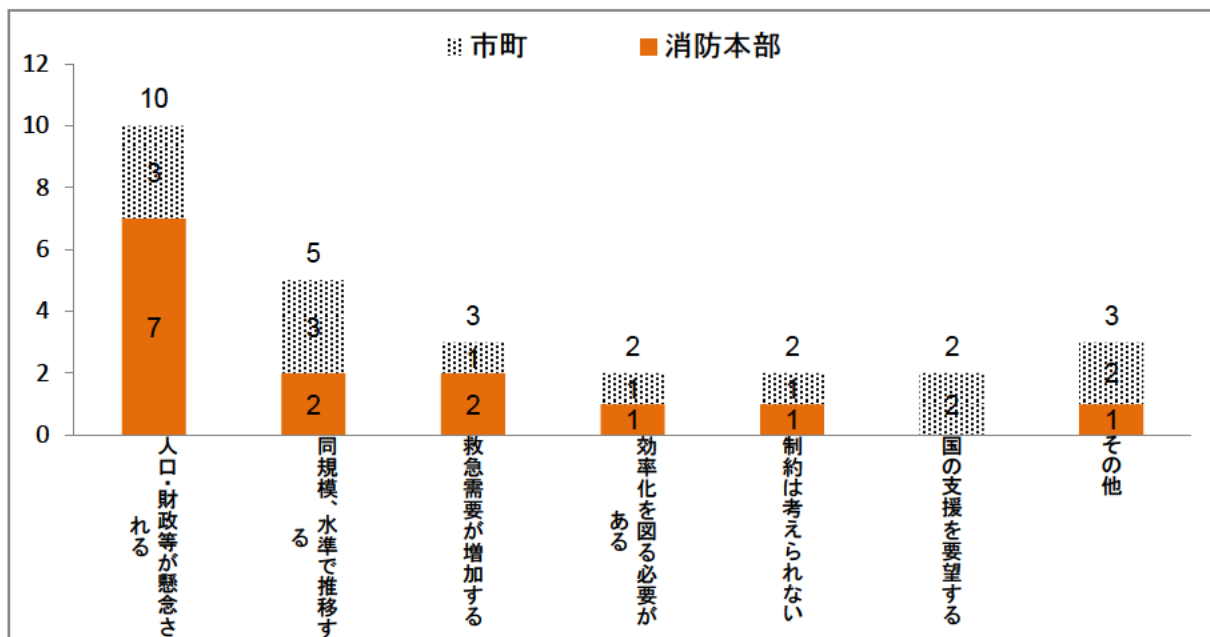
※自由記載意見を集約



問6 改正された基本指針では、将来人口の減少が予想され、管轄人口の減少による消防本部の小規模化と、財政面の制約に対する懸念が示されていますが、貴団体では将来の見通しについてどうお考えですか。

市町、消防本部ともに、「人口減少や財政面に関して厳しい状況が懸念される」、「小規模化は避けられない状況になる」という回答が多数でしたが、「現状のまま推移する」という回答もありました。

※自由記載意見を集約



三重県消防広域化推進懇話会設置要綱

(設置)

第1条 自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、「三重県消防広域化推進計画」について、有識者等から意見を聴くために三重県消防広域化推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(議事事項)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について意見を述べる。

- (1) 「三重県消防広域化推進計画」に関する事項
- (2) その他消防の広域化に関し必要な事項

(構成)

第3条 委員は、別表にある者によって構成する。

2 委員の任期は、平成26年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 懇話会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する者をもって充てる。

3 委員長は、懇話会の会議を主宰する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(懇話会の招集等)

第5条 懇話会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要あると認めるときは、懇話会に委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、防災対策部消防・保安課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、委員長が懇話会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成19年2月15日から施行する。(第1回委員会開催の日)

2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる委員会は、第5条第1項の規定にかかわらず、防災危機管理部長が招集する。

附 則

この要綱は、平成19年5月10日から施行する。(第2回委員会開催の日)

附 則

この要綱は、平成25年7月25日から施行する。

(別表)

分野	氏名	所属・役職	備考
有識者	室崎 益輝	神戸大学名誉教授	委員長
	小林 篤	三重県医師会副会長	副委員長
	中村 保親	津市南が丘地区自主防災協議会会長	
消防団関係	谷口 繁喜	三重県消防協会会長	
市町関係	佐藤 昭人	津市防災室長	
	西村 鎮雄	大紀町防災安全課長	
消防本部関係	川北 悟司	四日市市消防本部消防長（三重県消防長会会長）	
	山中 治紀	伊賀市消防本部消防長	
	細木 正蔵	鳥羽市消防本部消防長	
三重県	稲垣 司	三重県防災対策部長	
計	10名		



**三重県消防広域化推進計画（改訂版）**

平成26（2014）年3月

三重県

（防災対策部消防・保安課）

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

T e l : 0 5 9 - 2 2 4 - 2 1 0 8

F a x : 0 5 9 - 2 2 4 - 3 3 5 0

E-mail : shobo@pref.mie.jp